

目 次  
第1号（6月4日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	1
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	4
事務局職員出席者 .....	4
説明のため出席した者の職氏名 .....	4
開 会 .....	4
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	6
諸般の報告 .....	6
町長提出第66号議案 .....	8
町長提出第67号議案 .....	8
町長提出第68号議案 .....	8
町長提出第69号議案 .....	12
町長提出第70号議案 .....	14
町長提出第71号議案 .....	14
町長提出第72号議案 .....	14
町長提出第73号議案 .....	16
町長提出第74号議案 .....	16
町長提出第75号議案 .....	16
町長提出第76号議案 .....	16
町長提出第77号議案 .....	16
散 会 .....	25
署 名 .....	26

第2号（6月7日）

議事日程 .....	27
本日の会議に付した事件 .....	27
出席議員 .....	27
欠席議員 .....	27
事務局職員出席者 .....	28
説明のため出席した者の職氏名 .....	28

開 議 .....	2 8
会議録署名議員の指名 .....	2 8
一般質問 .....	2 8
1 1 番 岡田 克也君 .....	2 9
1 0 番 後山 幸次君 .....	4 9
7 番 御手洗 剛君 .....	6 8
2 番 米澤 宏文君 .....	8 2
4 番 道信 俊昭君 .....	9 8
散 会 .....	1 1 3
署 名 .....	1 1 4

### 第3号（6月8日）

議事日程 .....	1 1 5
本日の会議に付した事件 .....	1 1 5
出席議員 .....	1 1 5
欠席議員 .....	1 1 5
事務局職員出席者 .....	1 1 5
説明のため出席した者の職氏名 .....	1 1 6
開 議 .....	1 1 6
会議録署名議員の指名 .....	1 1 6
一般質問 .....	1 1 6
6 番 丁 泰仁君 .....	1 1 6
1 番 草田 吉丸君 .....	1 3 5
5 番 板垣 敬司君 .....	1 5 4
3 番 川田 剛君 .....	1 6 8
9 番 寺戸 昌子君 .....	1 8 6
散 会 .....	2 0 4
署 名 .....	2 0 5

### 第4号（6月9日）

議事日程 .....	2 0 7
本日の会議に付した事件 .....	2 0 8
出席議員 .....	2 0 9
欠席議員 .....	2 0 9
事務局職員出席者 .....	2 0 9
説明のため出席した者の職氏名 .....	2 1 0

開 議 .....	2 1 0
会議録署名議員の指名 .....	2 1 0
町長提出第 6 6 号議案 .....	2 1 0
町長提出第 6 7 号議案 .....	2 1 3
町長提出第 6 8 号議案 .....	2 1 3
町長提出第 6 9 号議案 .....	2 1 4
町長提出第 7 0 号議案 .....	2 1 7
町長提出第 7 1 号議案 .....	2 1 7
町長提出第 7 2 号議案 .....	2 1 9
町長提出第 7 3 号議案 .....	2 1 9
町長提出第 7 4 号議案 .....	2 3 7
町長提出第 7 5 号議案 .....	2 3 7
町長提出第 7 6 号議案 .....	2 3 8
町長提出第 7 7 号議案 .....	2 3 9
町長提出第 7 8 号議案 .....	2 3 9
町長提出第 7 9 号議案 .....	2 4 2
発委第 2 号 .....	2 4 4
発議第 2 号 .....	2 4 5
総務経済常任委員会の所管事務調査中間報告について .....	2 5 2
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について .....	2 5 4
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について .....	2 5 6
閉 会 .....	2 5 7
署 名 .....	2 5 8

津和野町告示第 83 号

令和 3 年第 6 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

令和 3 年 5 月 21 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和 3 年 6 月 4 日
- 2 場 所 津和野町役場本庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宏文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君

岡田 克也君

沖田 守君

---

○6月7日に応招した議員

---

○6月8日に応招した議員

---

○6月9日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和3年 第6回(定例)津和野町議会 会議録(第1日)

令和3年6月4日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和3年6月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第66号議案 令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事(第3期)請負契約の締結について
- 日程第5 町長提出第67号議案 小型動力ポンプ付軽積載車の取得について
- 日程第6 町長提出第68号議案 令和3年度津和野町町営バス車両の取得について
- 日程第7 町長提出第69号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について
- 日程第8 町長提出第70号議案 鹿足郡事務組合同規約の一部変更について
- 日程第9 町長提出第71号議案 津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第72号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 11 町長提出第 73 号議案 令和 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）  
日程第 12 町長提出第 74 号議案 令和 3 年度津和野町介護保険特別会計補正予算  
（第 1 号）  
日程第 13 町長提出第 75 号議案 令和 3 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算  
（第 1 号）  
日程第 14 町長提出第 76 号議案 令和 3 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1  
号）  
日程第 15 町長提出第 77 号議案 令和 3 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 1  
号）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長提出第 66 号議案 令和 2 年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第  
3 期）請負契約の締結について  
日程第 5 町長提出第 67 号議案 小型動力ポンプ付軽積載車の取得について  
日程第 6 町長提出第 68 号議案 令和 3 年度津和野町町営バス車両の取得について  
日程第 7 町長提出第 69 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び  
変更について  
日程第 8 町長提出第 70 号議案 鹿足郡事務組合理約の一部変更について  
日程第 9 町長提出第 71 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正  
について  
日程第 10 町長提出第 72 号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す  
る基準を定める条例の一部改正について  
日程第 11 町長提出第 73 号議案 令和 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）  
日程第 12 町長提出第 74 号議案 令和 3 年度津和野町介護保険特別会計補正予算  
（第 1 号）  
日程第 13 町長提出第 75 号議案 令和 3 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算  
（第 1 号）  
日程第 14 町長提出第 76 号議案 令和 3 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1  
号）  
日程第 15 町長提出第 77 号議案 令和 3 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 1  
号）
- 

出席議員（12 名）

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宥文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊昭君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	世良 清美君	総務財政課長	……………	岩本 要二君
税務住民課長	……………	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長	……………				宮内 秀和君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	清水 浩志君
農林課長	……………	益井 仁志君	商工観光課長	……………	堀 重樹君
環境生活課長	……………	野田 裕一君	建設課長	……………	安村 義夫君
教育次長	……………	齋藤 道夫君	会計管理者	……………	青木早知枝君

---

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。役場の本庁舎が移転をして、今改修をして、こうして初めて迎える新庁舎での6月定例会が初めてであります。また新型コロナウイルスがなかなか終息を見ない、こういう状況下の中で、なおかつ新しい変異のウイルス型が発生をして、それが地方にもどんどん蔓延をしてくるのではないかと、こういうような報道等もある中でありますが、おかげさまで予防の接種も、我が町も4月30日から始まって、順調に接種が65歳以上ではあります。進んでおるようでもありますので、多分6月の月には65歳以上の方は全て終わって、そして新聞報道等にもありますように、64歳以下等への接種も順調に始まるのではないかと、このようなことを思いますと、そのうちそう長くはない間に終息を迎えるのではないかと、このように淡い期待もあるところでありますが、いずれにしても、この影響は町の経済にも大変な影響を

与えておるといことは、既に御承知のとおりであって、一日も早い終息を見なければ町の将来はないというふうな、そんな危機感さえ昨今覚えるわけであります。

併せて、町の今感染者がたしか10名程度というふうに表示されておると思うんですが、これ以上の感染者を出さないように、町内でも最善の努力をしていただきたいと、かように思うところであります。

さて、本日令和3年第6回津和野町議会定例会が招集されました。議員もおそろいで出席を頂きまして、誠にありがとうございました。

それでは、座って進めさせていただきます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第6回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、岡田克也君、1番、草田吉丸君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催されました。今定例会の会期及び議事日程等について協議をしておりますので、その結果について、委員長の報告を求めます。10番、後山幸次君。

○議会運営委員会委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしましたので、報告をいたします。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を令和3年5月31日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日6月4日から6月9日までの6日間としたいと思います。

初日の4日金曜は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受けたいと思います。

7日月曜、8日火曜の2日間で一般質問を行います。今回の質問通告者は10人の24件であります。

9日水曜は、町長提出議案について質疑、討論、表決を行い、請願等の所定の処理を行い、各委員会の報告を受けて全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

令和3年6月4日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございました。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月9日までの6日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月9日までの6日間と決定いたしました。

---

## 日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

3月定例会招集日以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

### **【3月定例会以降】**

3月 5日（金）	令和3年度予算審査特別委員会（初日） 広報広聴常任委員会	
8日（月）	一般質問通告締め切り 正午	
9日（火）	全員協議会	
10日（水）	令和3年度予算審査特別委員会（2日目）	
11日（木）	令和3年度予算審査特別委員会（3日目）	
12日（金）	令和3年度予算審査特別委員会（4日目）	
15日（月）	令和3年度予算審査特別委員会（5日目）	
17日（水）	全員協議会	
19日（金）	一般県道青原停車場開通式 議長	
23日（火）	萩・津和野線道路改良促進期成同盟会監査（事務局）	議長
26日（金）	第4回臨時議会、全員協議会	
27日（土）	木部さとやま保育園竣工式 議長	
4月 1日（木）	広報広聴常任委員会	
4月 6日（火）	高津川水系治水砂防整備促進期成同盟会監査（事務局）	議長 広報広聴常任委員会
9日（金）	鹿足郡町村議会議長会定例会（第2庁舎）	正副議長
12日（月）	広報広聴常任委員会	正副委員長
19日（月）	第5回臨時議会、全員協議会、広報広聴常任委員会所管事務調 査	
20日（火）	鹿足郡防犯連合会監査（事務局）	議長、山口線利用促進協議 会監査（事務局） 議長

22日(木)	菽・石見空港利用拡大推進協議会総会(益田市)	議長
28日(水)	文教民生常任委員会所管事務調査(津和野庁舎)	
30日(金)	誘致企業説明会(津和野コミュニティセンター)	全議員
5月6日(木)	津和野町役場本庁舎竣工式(本庁舎)	議長
18日(火)	島根県町村議会議長会監査	議長：書面監査
	文教民生常任委員会所管事務調査	
19日(水)	総務経済常任委員会所管事務調査	
26日(水)	島根県町村議会議長会第1回臨時総会(松江市)	議長
	文教民生常任委員会所管事務調査	
28日(金)	一般質問通告締め切り	正午
31日(月)	議会運営委員会	
	文教民生常任委員会所管事務調査(津和野町社協)	

---

日程第4. 議案第66号

日程第5. 議案第67号

日程第6. 議案第68号

○議長(沖田 守君) 日程第4、議案第66号令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事(第3期)請負契約の締結について及び日程第5、議案第67号小型動力ポンプ付軽積載車の取得について及び日程第6、議案第68号令和3年度津和野町町営バス車両の取得について、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) 皆様、おはようございます。本日は6月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、契約案件3件、計画案件1件、条例案件2件、一般会計をはじめ各会計補正予算案件5件、その他案件1件の合計12案件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第66号令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事(第3期)請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第67号でございますが、小型動力ポンプ付軽積載車の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第68号でございますが、令和3年度津和野町町営バス車両の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） それでは、令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第3期）請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

工事名につきましては、令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第3期）でございます。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

契約の金額は、1億1,550万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は1,050万円でございます。

契約の工期につきましては、着工が津和野町議会の議決のあった日の翌日、完成が令和4年3月18日を見込んでおります。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町枕瀬575番地9、氏名、堀建設株式会社、代表取締役堀大地でございます。

裏面に資料といたしまして、契約書の写しを添付しておりますので、御確認ください。

橋梁の概要について御説明申し上げます。

橋梁名は旭橋、路線名は町道日原市街線、橋長は93.44メートル、幅員は車道部6メートル、歩道部が2メートルでございます。

架設年次につきましては、車道部が昭和31年11月、歩道部が昭和44年3月でございます。

続きまして、工事概要につきまして御説明申し上げます。

今回工事につきましては、前回の第2期工事と同様に、橋梁の耐震改修工事を施工するものであります。

内容につきましては、水平力分担装置、落橋防止装置、支承の取替えを行うものでございます。

参考資料のA3の図面を御覧ください。

図面は、上段、下段とも車道部を側面から捉えたものを表示しております。向かって左側がJA日原支店側となります。右側が日原小学校側となります。いずれも赤く表示しております部分が本工事におきまして施工を予定している箇所でございます。

初めに、水平力分担装置でございますが、参考資料の上段の側面図に設置位置を朱書きで示しております。この装置は、地震動によって生じます浮き上がりと水平方向への変位を拘束する装置でございます。即面図左側のA1橋台に2基、B1橋脚に4基の合計6基を設置するものでございます。

続きまして、落橋防止装置及び支承の取替えでございます。下段の側面図にそれぞれの設置位置を朱書きで示しております。落橋防止装置につきましては、地震動により橋

桁が鏡台から、または橋脚からずれ動き落橋することを防止するための装置であり、A 1 橋台に 2 基、B 1 橋脚に 8 基、合計 10 基を設置するものでございます。

続きまして、支承でございますが、これは鏡台や橋脚上で橋桁を支持する部品でございます。今回、施工を計画しておりますのは、ゴム支承と呼ばれるものでありまして、免震ゴムのエネルギー吸収性能を利用いたしまして、地震時の水平力の低減を図る装置でございます。

これにつきましては、A 1 橋台に 6 基、B 1 橋台に 6 基、合計 12 基を設置する計画としているものでございます。

なお、本件につきましては、津和野町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条に規定されております予定価格 5,000 万円以上の工事に該当する案件であることから、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第 67 号を御説明いたします。

小型動力ポンプ付軽積載車の取得について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、小型動力ポンプ付軽積載車の売買契約でございます。笹山地区を担当しております第 5 分団に配備しております積載車が、購入後 24 年経過し老朽化が進んでおりますので、消防団総合整備計画に基づき更新するものでございます。

積載車の仕様につきましては、ガソリンエンジン搭載のパワーステアリングで、四輪駆動車で乗用定員 4 名でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。指名業者は 8 社でございましたが、5 社辞退されましたので 3 社で 5 月 28 日に執行いたしました。

落札率につきましては、90.36%でございます。契約の金額につきましては 704 万円でございます。

契約の相手方は、島根県松江市東朝日町 233 番地 4、株式会社吉谷、代表取締役長見秀男でございます。

1 枚めくっていただきまして、資料を御覧ください。

納入期限でございますが、令和 4 年 3 月 26 日を期限としております。納入場所につきましては、津和野町笹山地内としておるところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） それでは、議案第 68 号を御説明いたします。

令和 3 年度町営バス車両の取得について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的につきましては、町営バスの売買契約でございます。

木部地区を走行しております町営バスが、購入後10年が経過し、走行距離も61万5,000キロを超え故障も続いていることから、地域交通の安全性を確保するために更新するものでございます。

町営バスの仕様につきましては、乗車定員29人乗りのバスであります。

契約の方法についてでございますが、指名競争入札による契約であります。指名業者は7社でありましたが、5社辞退されましたので2社で4月23日に執行いたしました。落札率につきましては、93.62%であります。

契約の金額につきましては、990万円でございます。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町後田口22番地5、氏名、有限会社津和野自動車工場、代表取締役菅田大亮であります。

1枚めくっていただきまして、資料を御覧ください。

納入期限でございますが、令和3年10月31日を期限としております。

納入場所につきましては、津和野町森村、津和野町営バス車庫としております。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第7、議案第69号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第69号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第69号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更についてでございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、県営農地耕作条件改善事業、町道野中線道路改良事業及び町道滝谷1号線道路改良事業に係る総合整備計画を定めたいので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第69号を御説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更についてでございます。

まず、1枚めくっていただきまして、辺地度数179点の奥ヶ野辺地における県営農地耕作条件改善事業であります。

当地域における農業は、基盤整備後20年以上が経過しており、経年による水利施設の老朽化や保水能力の低下などが進み、営農に支障を来している状況にあります。

農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、より効率的な農業経営を展開していくためには、これらの課題を解消する暗渠排水設備の早期の実施が必要であります。

期間は、令和3年度から5年度で、事業費は1,500万円であります。

1枚めくっていただきまして、辺地度数188点の豊稼・野中・吉ヶ原辺地における町道野中線道路改良事業であります。

本路線は、主要地方道津和野田万川線から町道笹ヶ谷線を経由し、一般県道津和野須佐線に接続する集落内連絡道の性格を持った町道路であります。

また、津和野町内の医療・福祉機関への移動手段や災害時の緊急避難経路として、地域住民の生活に欠かすことができない町道であります。

しかしながら、全長2,858メートル、幅員3.3メートルから4.0メートルと本路線は幅員が狭小、線形不良など、通行上の安全性の確保が難しい状況にあり、改良整備が急がれます。幅員拡張等を行い、沿線住民の生活路線として安心、安全な道路としての整備を行うものであります。

期間は、令和3年度から10年度で、事業費は1億5,000万円であります。

次ページでございますが、辺地度数256点の相撲ヶ原辺地における町道滝谷1号線道路改良事業の変更でございます。

本路線は、県道須川谷日原線分岐を起点として、林道三子山線起点と接続する町道であります。沿線には集会所、集落営農倉庫、笹ヶ峠地区が並び、終点と接続する林道三子山線は、広大な森林資源を持つ林道であります。このため、町道、林道の一体的な整備により、津和野町型自伐林業の推進を図り、雇用や定住を促進し、津和野町の活性化・再生を図ることを目標にした地域再生計画の認定を受け、林道開設と一体的な整備を進める中で、本路線の離合困難箇所の解消、危険箇所の解消等、安全、安心な道路整備を実施し、集落間の連絡道としての機能充実と森林施業の一層の推進を図るものであります。

変更点といたしまして、整備期間を1年間延長し、令和3年度とするものです。

事業費につきましては、2億1,400万円を1,400万円減額し、2億円とするものであります。

以上であります。

---

#### 日程第8．議案第70号

#### 日程第9．議案第71号

#### 日程第10．議案第72号

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わり、日程第8、議案第70号鹿足郡事務組規約の一部変更についてより、日程第10、議案第72号津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまで、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第70号でございますが、鹿足郡事務組合格約の一部変更について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第71号でございますが、津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第72号でございますが、津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、議案第70号の御説明をいたします。

鹿足郡事務組合格約の一部変更についてでございます。

地方自治法第290条の規定により、鹿足郡事務組合の事務所の位置を変更し、これに伴い下記のとおり同組合格約を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

1ページめくってまいりまして、現行第4条「組合の事務所は、鹿足郡津和野町日原54番地25に置く」から、改正案第4条「組合の事務所は、鹿足郡津和野町瀧元668番地に置く」に改めます。

なお、附則として、この規約は公布の日から施行します。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第71号について御説明をいたします。

行政不服審査法施行令の一部改正により、審査請求人の押印が不要とされたことに準じ、町の固定資産評価審査委員会への審査申出人等の押印を不要とするため、改正をしようとするものであります。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

第4条第4項を削り、第8条第5項中、「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 続きまして、議案第72号津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改

正する省令が、令和3年4月1日から施行されたことに伴い、津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正するものであります。

1枚めくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。

第6条において、これまでは認可基準及び運営基準において家庭的保育事業者は1、保育内容の支援、2、代替保育の提供、3、卒後の受皿確保のため、連携協力を行う保育所等を確保しなければならないこととされており、3歳以上児も受入れ可能な特区小規模保育児にあっても、家庭的保育事業者等の連携施設になることはできないということとなっております。

しかしながら、今回特区小規模保育事業では、現に3歳以上児を受け入れており、また制度上集団保育の提供のための配慮を行うこととされていることを踏まえ、認可基準及び運営基準を改正し、家庭的保育事業者等の卒後の受皿確保のための連携施設になることができることとしています。

附則として、施行期日であります。公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

日程第11．議案第73号

日程第12．議案第74号

日程第13．議案第75号

日程第14．議案第76号

日程第15．議案第77号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第73号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第2号）より、日程第15、議案第77号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上5案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第73号でございますが、令和3年度津和野町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ5億4,498万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ91億4,635万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第74号でございますが、令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ762万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ13億5,940万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第75号でございますが、令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ561万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ3億3,344万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第76号令和3年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入、支出それぞれ651万8,000円を追加し、収益的収入支出予算総額それぞれ7億8,649万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第77号でございますが、令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入を606万8,000円を追加し、収益的収入予算総額3億3,398万円、収益的支出を557万6,000円追加し、収益的支出予算総額3億14万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第73号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。第2表の債務負担行為補正の追加でございます。

萩・石見空港利用拡大促進協議会負担金でございますが、年間有償旅客数が設定数値より不足した場合に、リスク分担による運行支援額に対し、債務負担行為を行うものです。期間を令和4年度から令和5年度の2年間とし、限度額を1,110万円としております。

次に、農業信用基金協会損失補償金でございますが、令和2年度の雪害対策資金における島根県農業信用保証協会債務保証強化事業に伴い、債務負担行為を行うものです。期間を、令和4年度から令和21年度の18年間とし、限度額を82万5,000円としております。

続いて、5ページを見ていただけたらというふうに思います。

第3表地方債補正の変更でございます。総額で3億9,660万円の増額補正をしております。

詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたしますので、18ページをお開きください。

また、お手元に補正予算の概要説明を用意しておりますので、併せて御参照頂きたいと思っております。

なお、このたびの補正で歳出の各費目に人件費を計上をさせていただいております。これは、4月1日付人事異動に伴う補正でございます。

それでは、総務費でございますが、文書広報費の委託料といたしまして、ホームページのリニューアルに伴い、ホームページ整備委託料484万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、財産管理費の工事請負費として、本庁舎看板設置工事等500万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、企画費の委託料として令和8年度までの工期5年分に対する総合振興計画策定業務委託料314万1,000円を増額、津和野高校寮生の増加に伴い、町営寮設計業務委託料400万4,000円を増額。負担金補助及び交付金として、左鐙元郷親和会への神楽衣装の整備に伴い、コミュニティ助成事業補助金250万円を増額をしております。

諸費の委託料として、危険空き家の解体工事設計監理業務に伴い、……。

○議長（沖田 守君） 続けてください。

○総務財政課長（岩本 要二君） 諸費の委託料として、危険空き家の解体工事設計監理業務に伴い、空き家等対策推進事業委託料550万円を新たに計上。負担金補助及び交付金として、太陽光発電等導入支援事業費の内示額の増額に伴い、住宅用ペレットストーブ等購入補助金200万円を増額をしております。

住民協働推進事業費の負担金補助及び交付金として、畑迫地域における地域経営モデルづくり事業として、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金2,396万5,000円を増額をしております。

企業誘致対策費の負担金補助及び交付金として、誘致企業株式会社アドレス等への通信回線使用料補助に伴う企業誘致促進補助金130万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、地方創生推進事業費では、委託料として観光振興事業に伴い、サイクリングガイドツアーの企画・造成やシェアサイクル事業のシステム導入等、合計1,369万1,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、新型コロナウイルス感染症対策地方創生推進事業費の教育委員会分では、委託料として町内小中学校のネットワーク設定委託料264万円を新たに計上させていただいております。

36ページをお開きください。

民生費では、児童福祉総務費の工事請負費として日原保育園建設工事2億9,700万円を新たに計上しております。負担金補助及び交付金として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金359万円を増額をしております。

40ページをお開きください。

衛生費では、保健衛生総務費の委託料として新型インフルエンザ予防接種情報の管理等に伴い、健康情報管理システム等委託料207万9,000円を増額、繰出金として

人事異動による人件費等の増に伴い、水道事業会計への繰出金 384 万円を増額、病院事業特別会計繰出金 651 万 8,000 円を増額をしております。

1 枚めくっていただきまして、斎場費の需用費として、玄関ホール空調機更新に伴い、修繕料 143 万円を増額をしております。

46 ページをお開きください。

農林水産業費では、農業振興費の負担金補助及び交付金として、1 月の豪雪によるハウス倒壊等に伴い、農林業施設等災害復旧事業補助金 997 万 4,000 円を増額をしております。

50 ページをお開きください。

商工費では、商工振興費の負担金補助及び交付金として、小売店等持続化支援事業対象者の増に伴い、地域商業活性化支援補助金 400 万円を増額をしております。

続いて、54 ページをお開きください。

土木費では、土木総務費の繰出金として津和野町下水道事業特別会計繰出金 561 万 6,000 円を増額をしております。

地籍調査事業費の委託料として、瀧谷地区外 2 地区の境界伐開業務委託料 339 万 3,000 円を増額をしております。

1 枚めくっていただきまして、道路維持費の委託料として、町道稲成丁線の水路修繕工事に伴う工損調査測量設計委託料 188 万 5,000 円を増額をしております。

道路新設改良費の工事請負費として、福谷線外 1 路線の落石対策工事 461 万 2,000 円を増額をしております。

60 ページをお開きください。

公園管理費の工事請負費として、カントリーパークの施設改修工事 685 万円を新たに計上させていただいております。

1 枚めくっていただきまして、消防費では、非常備消防費の報償費として消防団員に 8 名分の退職報償金 392 万 1,000 円を増額をしております。

続いて、66 ページをお開きください。

教育費では、教育諸費の委託料として木部小学校プール改修工事及び津和野中学校プール解体工事監理業務委託料 350 万円を増額。工事請負費として、木部小学校プール改修工事費 6,567 万円を増額をしております。

72 ページをお開きください。

社会教育総務費の委託料として、旧左鐙小学校の改修に伴い、左鐙コミュニティセンター調査設計業務委託料 572 万円を増額。役場第 2 庁舎の改修計画に伴い、日原地区コミュニティセンター建設基本計画策定業務委託料 550 万円を増額をしております。工事請負費として、日原特定公園多目的体育館へのクライミングウォール施設設置工事 1,183 万 6,000 円を新たに計上しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10 ページにお戻りください。

国庫支出金では、総務費国庫補助金としてサイクリングガイドツアー及びシェアサイクル事業に伴い、地方創生推進交付金693万6,000円を増額。畑迫地域における地域経営モデルづくり事業に伴い、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業費補助金2,396万5,000円を増額。危険空き家の解体工事設計監理業務に伴い、空き家対策総合支援事業補助金275万円を増額をしております。

民生費国庫補助金として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に伴い、子育て世帯生活支援特別給付金給付費補助金495万円を増額をしております。

衛生費国庫補助金として、新型インフルエンザ予防接種情報の管理等に伴い、感染症予防事業費等補助金138万6,000円を増額をしております。

土木費国庫補助金として、交付金内示額の減額に伴い、社会資本総合整備交付金199万8,000円を減額をしております。

県支出金では、総務費県補助金として住宅用ペレットストーブ等購入事業の内示額の増額に伴い、太陽光発電等導入支援事業費補助金125万円を増額をしております。

農林水産業費県補助金として、ハウス倒壊等の豪雪災害に伴う農業復旧対策事業補助金498万7,000円を増額をしております。

商工費県補助金として、小売店持続化支援事業対象者の増に伴い、地域商業活性化支援事業補助金200万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、繰入金では財政調整基金繰入金7,100万円、ホームページのリニューアルに伴い、ふるさと津和野基金繰入金484万円、総合振興計画策定業務委託料に伴い、津和野町まちづくり基金繰入金300万円、本庁舎看板設置工事等に伴い、旧日原町庁舎建設基金繰入金500万円を計上させていただいております。

諸収入では、雑入として消防団員8名分の退職報償金392万1,000円を増額、つわの暮らし推進課分では、左鐙元郷親和会への神楽衣装の整備に伴い、コミュニティ助成事業補助金250万円を増額、教育委員会分では、日原特定公園多目的体育館へのクライミングウォール施設設置工事等に伴い、スポーツ振興くじ助成金等632万円を増額をしております。

町債では、総務債への一般単独事業債として津和野高校生の町営寮整備に伴い、合併特例380万円を増額をしております。

農林業債の過疎対策事業債では、農業研修生支援事業に伴い、過疎地域自立促進特別事業100万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、土木債の公営住宅建設事業債では、中座団地公営住宅整備事業に係る社会資本総合整備交付金の内示額減額に伴い、公営住宅建設事業410万円を増額。

一般単独事業債では、カントリーパークの施設改修工事等に伴い、合併特例960万円を増額をしております。

失礼しました。教育債の過疎対策事業債では、木部小学校プール改修工事及び日原特定公園多目的体育館へのクライミングウォール施設設置工事等に伴い、教育の振興事業 8,040万円を増額をしております。

民生費の過疎対策事業債では、日原保育園建設工事に伴い、児童福祉施設整備事業 2億9,700万円を新たに計上しております。

すいません、歳出の36ページで、私が説明するのに、359万円と説明していましたが、395万円の間違いでございましたので、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第74号を御説明いたします。

令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。総務費の一般管理費でございます。職員手当等共済費につきましては、合計で12万4,000円を増額しております。

旅費につきましては、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当3,000円を増額しております。

続きまして、12ページ、認定調査費でございます。共済費につきましては、フルタイム会計年度任用職員分7,000円を増額しております。

続きまして、16ページ、地域支援事業費、包括的継続的ケアマネジメント事業費でございます。共済費につきましては、5万1,000円を減額しております。

続きまして、18ページ、諸支出金、国、県支出金等還付金でございます。償還金利子及び割引料につきましては、令和2年度分の介護給付費負担金等国県交付金等について、額の確定に伴い還付金として629万3,000円を増額しております。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。国庫支出金、国庫補助金として内示に伴い、保健機能強化推進交付金222万6,000円、介護保険保険者努力支援交付金237万4,000円をそれぞれ計上しております。

支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金として令和2年度精算額294万3,000円を過年度分として増額しております。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、包括的支援事業、任意事業繰入金5万1,000円の減額は、歳出の地域支援事業費で説明いたしました職員の共済費に係るものでございます。

また、職員給与費等繰入金13万4,000円の増額は、歳出の総務費で説明をいたしました職員の手当、共済費に係るものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） 続きまして、議案第75号を御説明いたします。

令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。営業費の業務費でございます。給料、職員手当、共済費につきましては、職員の人事異動に伴うもので、合計550万2,000円を増額しております。需用費につきましては、公用車車検に伴い公用車修繕料5万円、役務費につきましては、公用車車検手数料、自賠責保険料3万9,000円、公課費は公用車従量税7,000円の増額をしております。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。一般会計繰入金として、営業費の増額に伴い561万6,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 議案第76号を御説明いたします。

令和3年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

14ページ下段、収益的収入及び支出の支出を御覧ください。病院事業費用医業費用の給与費でございます。人件費でございますが、給料、職員手当、法定福利費、退職組合費につきましては、人事異動に伴うもので合計651万8,000円を増額しております。

上段の収入を御覧ください。収益的収入でございます。病院事業収益、医業外収益の他会計負担金につきましては、先ほど支出で御説明いたしました医業費用の増額に伴い、651万8,000円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） 議案第77号を御説明いたします。

令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

14ページ、下段、収益的収入及び支出の支出を御覧ください。水道事業費用営業費用の原水及び浄水費でございます。人件費でございますが、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費につきましては、人事異動に伴うもので、371万5,000円減額しております。

委託費でございますが、水道施設管理委託料として2万円増額しております。

修繕費につきましては、瀬戸浄水場原水ダクトサンプリングポンプと軍場観測ろ過値のピット蓋修繕費として130万7,000円を増額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。人件費でございますが、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費につきましては、2万7,000円増額しております。修繕費につきましては、戸谷水源地修繕、国道9号線青原地域漏水修繕、直地浄水場監視装置修繕、笹山水源地ポンプ用引込み柱修繕、邑輝配水池配水流量計修繕等により686万3,000円を増額しております。

工事請負費につきましては、町道日原添谷線道路改良工事に伴う配水管支障移転工事により、100万8,000円を増額しております。

続きまして、総係費でございます。人件費でございますが、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、退職手当組合負担金につきましては、合計85万6,000円減額しております。

16ページをお開きください。

修繕費でございますが、環境生活課庁舎2階にある親局テレメーター盤UPSの取替えにより、19万3,000円を増額しております。減価償却費でございますが、令和2年度分有形固定資産額の確定に伴い43万円を追加計上しております。

過年度損益修正損でございますが、29万9,000円を追加計上しております。

戻りまして、14ページ、上段の収入を御覧ください。収益的収入でございます。営業外収益の一般会計補助金につきましては、先ほど支出で御説明いたしました営業費用の増額に伴い384万円を増額しております。

長期前受金戻入につきましては、先ほど支出で御説明いたしました令和2年度分の減価償却費追加計上に伴う国庫補助金部分等の収益化の額で122万1,000円を追加計上しております。

その他雑収益につきましては、先ほど支出で御説明いたしました町道日原添谷線道路改良工事に伴う配水管支障移転工事に伴います移転補償費で、100万7,000円円を増額しております。

以上でございます。

---

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わり、本日の日程全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

午前9時59分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

令和3年 第6回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和3年6月7日（月曜日）

---

議事日程（第2号）

令和3年6月7日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君  
3番 川田 剛君  
5番 板垣 敬司君  
7番 御手洗 剛君  
9番 寺戸 昌子君  
11番 岡田 克也君

2番 米澤 宏文君  
4番 道信 俊昭君  
6番 丁 泰仁君  
8番 三浦 英治君  
10番 後山 幸次君  
12番 沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	世良 清美君	総務財政課長	……………	岩本 要二君
税務住民課長	……………	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長	……………				宮内 秀和君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	清水 浩志君
農林課長	……………	益井 仁志君	商工観光課長	……………	堀 重樹君
環境生活課長	……………	野田 裕一君	建設課長	……………	安村 義夫君
教育次長	……………	齋藤 道夫君			

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きのお出かけありがとうございます。

これから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、米澤宥文君、3番、川田剛君を指名します。

---

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、今日から一般質問に入りますが、議員各位におかれましては、質問は基本的に町長に対して質問をいただくことになります。不足は各担当課長等をお願いをいたしますが、基本は町長をお願いをしたいと思います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1番、11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 皆様、おはようございます。

新庁舎にて初めての一般質問となるわけでありまして、通告に従いまして、3点質問をいたしたいと思います。

まず、1点目は、防災・庁舎内クラスター防止対策についてであります。

近年、地球温暖化に伴い、毎年全国各地で豪雨災害が頻発しています。当町も、平成25年に豪雨災害を経験いたしました。今から気温が上がり、豪雨災害の危険性が高くなってくる、そういう季節を迎えます。先般、柿木庁舎や雲南市役所本庁舎でコロナウイルス感染者が出て閉庁となる事態が起きました。現在の分庁方式は、万が一感染者が出たときには役場機能の停止というリスク回避の点では有効であると考えます。

しかし、町長、副町長、総務財政課長、防災担当者がコロナウイルスに感染して災害に対応できない状況となれば、災害への対応が遅れ甚大な被害をもたらすことも考えられます。副町長は町にとって重要な出張で高齢者のキャンセル分のワクチンを接種されましたが、町の利益と庁舎内クラスターの防止のためには必要な判断だったと考えます。

しかし、町長は、感染リスクが高い場所に行く予定がないとの理由で、高齢者のワクチン接種の直前キャンセル分も接種する予定がないとの報道でありました。しかし、先般の全協では接種する予定であるということも表明されました。

町長、副町長はたくさんの人と接する必要がありますし、災害時には陣頭指揮を取らなければならない、そういう立場であります。ファイザー製のワクチンは当日に使い切れなければ廃棄処分となります。災害時に災害対策本部を構成する各課長や防災担当者も直前キャンセル分が出れば、病院内にある医療対策課などとともに接種を進めてもよいのではないかと考えますが、庁舎内クラスター防止対策と併せて、防災・感染防止対策について所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日より一般質問でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、11番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

防災・庁舎内クラスター防止対策についてでございます。

5月16日に、島根県より津和野町内在住2名の方の新型コロナウイルスへの感染が発表されましたが、それ以後、現在までに10名の方の感染が確認されております。まづもって、感染をされた方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、このたびのパンデミックが発生して以来、全国各地で本当に多くの方々の尊い命が失われております。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたします。

さて、議員御指摘のとおり、本町においては分庁舎方式を採用しており、新型コロナウイルスの感染者が庁舎内で発生した場合であっても、役場機能の停止は回避できると考えております。

これから出水期を迎え、豪雨災害の危険性が高まる季節に入ります。本町の災害対策本部の組織体制は本部長に町長を、副本部長に副町長及び教育長を配置し、本部員に管理職、消防団長及び消防分遣所長を置く体制を取っております。本部長、副本部長の指揮の下で防災対応に取り組んでおります。

議員の御質問にあります庁舎内クラスターの防止対策としては、職員のマスクの着用や手指消毒などの基本的感染症予防対策と勤務日における施設内消毒の徹底、県外出張の中止や延期、あるいはWEB会議、職員の健康管理として各自出勤前の体温の計測、新規感染者が0人となるまで不要不急の外出を控えることなどを行っており、庁舎内の感染症予防対策に取り組んでおります。

防災・感染防止対策につきましては、対策本部会議において情報収集に努め、町民の皆様に向けた町長メッセージの発信や公共施設の利用制限を行うとともに、町主催行事等については、感染予防対策の徹底と併せ、参加者の名簿を作成して連絡先を把握するほか、島根県のイベント等開催制限に関する方針を踏まえた対応をしております。また、災害発生に備えマスクや消毒液等の衛生用品のほか、避難所用間仕切りや非接触式体温計などの備蓄物資の充実を図っております。

次に、現在、本町が実施しています新型コロナウイルス感染症の高齢者分のワクチン接種につきましては、国からの配分によりファイザー製のワクチンを使用しているところですが、議員御指摘のとおり、希釈後は6時間以内に使用することが定められています。当日接種者のキャンセルが出ますと、そのワクチンは廃棄することになりますが、本町ではその残余のワクチンを有効利用するために、接種会場の運営に協力いただいている民生委員や社会福祉協議会でヘルパーをされている介護従事者の方へ接種しているところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ただいま答弁がありました。その中で、まずキャンセル分につきましては、民生委員や社会福祉協議会でヘルパーをされている介護従事者の方へ接種をしているということではありますが、それが終わりましたら、例えば突然でありますので、先ほど質問いたしました、災害時には陣頭指揮を取っていく、町長、副町長は接種をするということではありますが、総務財政課長や防災担当者、そして災害対策本部員となる各課長なども接種する必要があるかとお尋ねしたわけではありますが、その点について、答弁がありませんのでお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、私につきましては、議会全員協議会でもお話をしておりますけれども、7月1日にどうしてもという東京出張が決まりました。そういうことも踏まえた中で、また6月の8日、9日と高齢者の方々の予約をされない中で余った200人分程度が出ております。その部分を8日と9日におきまして、次の優先順位でございます64歳以下の基礎疾患を持つ方々、こちらを接種していただくというような予定にしております。その枠の中で、私自身も基礎疾患を持っております。そういうことも含めて、6月9日の日に出張ということも勘案して、このたび第1回目の接種をさせていただきますということになったところでございます。

今後、職員につきましても、必ず日々キャンセル分というのがどうしても出てまいります。そのキャンセルが出たときに、御指摘のようにワクチンをみすみす捨てるということになりますと、非常に無駄、もったいないということにもなりますので、臨機応変にこのキャンセル分を捨てることのないように使っていきたいというふうに考えていることでもあります。

そうした中で、これまでもヘルパーさんでありますとか、そうした方々に接種していただいていたわけでありまして、今後につきましても、例えばワクチン接種会場で業務をしております職員でありますとか、そうした者を中心に、本人の当然同意を得た上でということになりますけれども、強制にならないようにしたいとは思っておりますが、そうした中でキャンセル分のワクチンというものも、特に接種会場等のお世話をする職員を優先的に接種をしていくということを考えていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 随時進めていくということですので、当然今町長も言われましたが、予防接種等をする場合には同意書というものに本人の記名がなければできないということがありますので、当然強制ということではできないわけでありまして、同意をするということでもあります。当然、体調が悪ければ接種をその日できないということになりますので、必ずキャンセル分が出てくると思います。それを有効的に活用していただきたいと思っておりますし、また、庁舎内にクラスターが出ますと業務に支障を来しますので、できるだけ感染対策を、先ほど答弁がありましたように進めていただきたいと思います。

それでは、二つ目の質問に移らさせていただきます。

コロナウイルスワクチン接種についてであります。

5月25日に厚生労働省は、予約の空き状況に応じて順次接種を進めることを認め、東京都墨田区では6月1日に16歳から64歳の約17万5,000人に接種券を一斉発送して、順次接種を進めることが報道されました。感染が深刻化していたアメリカではワクチン接種が進み、現在では感染者が非常に少なくなり、経済も非常に好調となっております。

津和野町の観光業や飲食業、小売業等の振興のためにも全町民に一刻も早く接種を完了することが重要であると考えますが、ワクチン接種の今後の構想などについて所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、コロナウイルスワクチン接種についてお答えをさせていただきます。

本町における新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、現在65歳以上の高齢者を対象に行っているところであり、5月末時点において1回目の接種が終了した方は2、

524名、対象者の70.8%となっております。この高齢者接種につきましては、集団接種を6月末で、個別接種を7月下旬で終了する予定としております。

国の示す接種順位によりますと、この後は、高齢者以外で基礎疾患を有する方等になるわけではありますが、御質問の今後の本町の計画としては、高齢者接種の最終日、津和野会場6月4日、日原会場6月9日に空きがあるため、基礎疾患のある方の接種を行うこととしております。また、個別接種に協力いただいている和崎医院でも6月下旬から接種できるよう調整をしているところです。

64歳未満の方の一般接種につきましては、今月中旬以降に接種券を郵送し、予約を開始、ワクチン接種は集団接種が7月の早い段階で、個別接種は早ければ6月下旬から実施したいと考えております。

集団接種においては、高齢者接種と同様に津和野会場、日原会場の2か所で実施し、8月のお盆までには、接種を希望する全ての方が終了するように計画しております。

個別接種においては、これも高齢者接種と同様に和崎医院に御協力いただくこととしております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先般報道がありまして、現在、島根県内で一番進んでおるといところが、対象者が高齢者接種であります、対象者が1,000人以下の知夫村、海士町が89%台、それに続いて1,000人以上の町村では邑南町が70.4%、そして津和野町が69.3%と、当津和野町は近隣市町に比較しましても、非常に予防接種に対する対応が早く、接種が進んでおることです。これは、町長をはじめ担当課の皆様、そしてボランティア等で尽力させていただいているそういう皆様方と、そしてまた接種をしていただく医師の方々の御尽力によるものだと深く感謝をしておることです。

少し、その接種についてお聞きしたいと思うわけではありますが、現在、津和野共存病院の院長をしておられます三輪先生は、1日200人を接種しておられるということですが、これも津和野町が非常に現在接種が進んでいるその要因の一つであり、深く感謝をするところではありますが、今後は300人接種するというようなこともちょっと聞いておるわけではありますが、今後の接種予定、そしてただいま答弁にありましたように6月中旬からは接種券を発送されるということですので、これも非常に県内では早い取組になってくると思います。

今後の予定の詳細についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 先ほど町長の答弁の中で結構触れているところではありますが、まず、6月の中旬、今のところの予定では18日の金曜日に接種券を64歳以下の方全ての方にお送りをできるように準備をしているところでもあります。

それから、次の週で月曜日から予約を受け付けるということにしております。今回は予約につきましては、電話と来庁で対応していきたいというふうに考えているところであります。

それから、集団接種につきましては、今のところ7月の5日からこれまでの高齢者接種と同じように、津和野会場、日原会場という形に1週間ずつを行って、また2回目に戻ってくるという形、それから個別接種については、6月下旬から既にもう予約を取っておられるかもしれませんが、和崎先生のところが高齢者接種分が最後の辺がもう予約が入らない状況になっておりまして、130人分ぐらい今枠が空いておるということをご前話をしたときに聞きました。

それにつきましては、もう高齢者を待っていても、もう入ることの予定がほとんどないということですので、基礎疾患のある方をそこに入れてほしいということをお伝えし、また、基礎疾患のある方もそれほど埋まらないようであれば、そこにもう64歳以下の方を入れていって、そのまま引き続き、和崎先生のところは7月3日頃に第1回目の高齢者が済むという予定ではありますが、もうそこまでずっと空いているということであれば、64歳以下をどんどん入れてくださいというふうをお願いをしているところであります。

人数につきましては、これまでは1時間に30人、6時間大体やっているんですが、180人で少し上を取っていますんで、1日190とか200人ぐらいを高齢者の場合は接種をしていましたが、64歳以下になりますと、もう10人増やして1時間に40人から45人を取って、大体約250から300人程度を予定をしているというところになります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 高齢者の場合は1時間に30人でありまして、64歳以下の場合は1時間に40から45人打てるというのは、何か接種方法等に違いがあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 一つには、三輪先生の御助言がありまして、やはりこの状況、今の全国の状況を見ますと一日も早いワクチンの接種が必要であろうというところで、三輪先生のほうももう少し対応ができるので、人数を1日を増やそうというお話があったこと、それと、高齢者の方はやっぱりどうしても移動に、受付をしたり、接種場所に動くことがやはり少し緩くなりますけれども、64歳以下の若い人になれば、その辺がすんなりいくということで、動線が早く動くということもかなり想定をしているところであります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 全国民の8割程度がワクチンが打てれば、かなり終息するということが言われておるわけでありまして、当町においては、先ほども申し上げ

げましたが、島根県下でも非常に早いペースで接種をしていただいております。これは本当に先ほどの話でありますけども、三輪先生や和崎先生やそしてそのほかの方々の先生方の御尽力によるものだと思います。

このワクチン接種を行うことによって、また経済活動やそして様々な文化活動も再開していくことができると思いますので、担当課におかれましては、余らせて捨てるということが今ないように非常に尽力しておられますので、今後もその点を配慮しながら進めていただきたいと思うことであります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

3点目の質問は、定住対策についてであります。

町長は、つわの暮らし推進課を設けて定住政策を進めてこられました。しかし、2020年10月時点で2015年と比較して10.1%の人口減であり、県内では美郷町の11.1%に次いで人口減少率がワースト2位であります。人口減少がこれほど進んだ原因はどこにあると考えておられるか、また、今後、定住を進めていくにはどうすればよいと考えておられるのか、所見をお尋ねします。

また、町職員が町外に住むと、交付税も住民税も町に入らず、様々な理由が、やむを得ない理由があると思いますが、町外に家がある職員でも、町内に住宅を借りて住んでおられる職員もあります。やはり定住の推進のためにも、まず職員が町内に居住していただくにはどうすればよいと考えておられるのか、併せてお尋ねをします。

商工業もこのまま人口減少が進めば成り立たなくなり、後継者も流出すると考えます。定住対策は町を維持していくためには喫緊の最重要課題だと考えますが、所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、定住対策についてお答えをさせていただきます。

令和2年国勢調査における本町の人口は6,879人となっており、議員御指摘のとおり、前回平成27年国勢調査と比較して10.1%の減少となっております。

本町の人口減少の要因としては、転出と転入の動きを示す社会動態による影響が大きいと考えており、高校卒業時の転出超過が顕著となっていること、39歳以下の女性の人口減少率が高いこと、結婚者数の減少が出生数の減少につながり、少子高齢化が進んでいることなどが主な要因となっていると考えております。

令和元年に津和野町として住民意識調査を実施しており、調査の結果、津和野町に住みたくない理由として、保健・医療分野のサービス・施設が不十分との回答が最も多かった反面、津和野町をどのような特色のある町にすべきかへの回答では、人に優しい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉の町との意見が最も多く、次いで、子育て環境や子供の保育・教育環境が充実した子育て・教育の町との回答となっております。

このような回答結果から、本町としましては、少子高齢化、人口減少は最重要課題であると認識し、課題解決のための重要施策として定住対策に取り組んできたところであ

ります。令和2年3月に策定しましたまち・ひと・しごと創生津和野町人口ビジョンにおいては、令和2年における本町の目標人口6,803人、国立社会保障・人口問題研究所が示す第2期推計人口6,844人となっておりますが、今回の島根県速報値は、その両方の数字を上回っており、本町の定住対策に関しては一定の効果も出ているものと考えております。

今後は、住民意識調査結果も踏まえ、子育てのしやすい町とするため、出会い・結婚支援のための地域ネットワークづくり、子供の医療体制の充実、子育てのための経済的支援、多様な保育・教育ニーズへの対応を図るとともに、女性が結婚後・出産後も働ける環境づくり、Uターン促進のための本町の情報発信強化、企業誘致等による雇用の場の確保、快適な日常生活が送れる住環境整備、快適な日常生活が送れる医療・保健・福祉・買い物等への適切なアクセス手段等の構築を重点課題とし、未来づくり協働会議や女性会議、定住支援員等住民との協働体制の下、定住対策に取り組んでまいりたいと考えております。

そして、以上のような取組を基本としながら、現在、本町で進めている0歳児からのひとづくり事業を定住対策の柱に据え、本町ならではの特色ある教育の魅力化と情報発信を効果的に行いながら、人づくりによるUターンの推進や教育移住を目指してまいります。

また、町職員が町外に居住することに関しましては、災害などの緊急時に迅速に対応できる体制を整備すること、本町の重要施策である定住対策を推進するのは、まさしく町職員であると強く認識していることから、町内に居住することが望ましいと考えております。

しかしながら、町外に居住する職員にも様々な理由があることから、町外に居住する理由の把握をするとともに、法令等の検討も踏まえ、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。まずは、町職員の意識醸成に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ただいま答弁がありました。その中で、ちょっとここは聞いてみたいという一つが、津和野町に住みたくない理由として、保健・医療分野のサービス・施設が不十分との回答が最も多かったということですが、津和野町はああして津和野共存病院も自治医科大学の医師も派遣していただいたり、日原診療所も今後充実をしていくということで、かなり医療的には、この小さな町にしては私は充実しておるかと思いますが、医療・保健分野のサービス・施設が不十分というそのどういふところを充実していけばよいというふうに考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） この令和元年のアンケートによる住民調査ということでございます。医療のほうも今は安定的に入ってきておりますけれども、やはり数年前は医師不足でございまして、一部診療科によっても制限をかけなければならないとか、そういうことが続いてきたというところでもあります。

また、これまで津和野町の医療を支えてくださっておりました、長年お勤めいただいたおったベテランの医師も体調を崩されというようなことで、もう本当にいつときは厳しい、医療体制が本当に維持できるかどうかというようなところまで、我々としても危機感を持つような状況に至ったというところでもあります。

こうした中で、自治医科大学の、もうこれ長年の念願であったわけでございますが、医師派遣というものが実現をいたしまして、少しずつ医師が、この橋井堂においても増えてきたというところ、そしてまた体調を崩しておられた先生方も復帰をされたということでありまして、いわゆる住民意識調査をした当時から比べると、今はそういう面では医療が相当安定的になってきているというような状況であるかと思っております。

ですので、当時のアンケート結果というのは、そうした当時の厳しい状況というものも反映されていたのではないだろうかというふうに私自身は拝察をしているところでございます。今後もやはり医療体制というのは、もうこれは町のまさに定住も含めた中で、住民の皆さんが安心して生活をしていただくための根幹をなすものだというふうにも思っておりますので、この医療体制ということ、住民の皆様から見れば、まだまだこうした診療科も増やしてほしいとか、そういういろいろ強い要望もあるかというふうにも思っておりますので、今は本当に厳しい時代を脱出している、そういう時期でもあります。今後もこの流れの中で様々な関係機関、益田日赤や、あるいは島根大学医学部、そして当然ながら島根県、そうした方々とこれまでの構築してきた連携のネットワークというものをしっかりまた今後も御協力、御支援をいただきながら、医療が少しでもまた充実していくように取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

あわせて、医師のみならず、やはり看護師、それから介護分野の介護士、そうした方々のスタッフの確保ということも、それぞれの組織において大きな課題として捉えられているところでございます。

やはり医療、福祉を充実していくというのは、私は人だと思っておりますので、何をおいても。そういう面においてこの人材の確保ということは最優先に考えなければならないというふうに思っております。医師、看護師、そうしたものについては、いろんな制度を設けてこれまで支援体制も整えて、少しずつ成果が出てきているわけでございます。今後も奨学金制度を使って、あるいは地域枠推薦の医師を目指す方々が津和野からも出身者がおりますので、そうした方々が津和野の医療を支えてくださる見込みも立ってきているという状況であります。

今後また看護師のスタッフをどう確保するかということについても、現在、福祉施設の方々ともいろいろな意見交換も進めていきたいと思っておりますし、あわせて、福祉施設のそうした法人の再編ということも人材の確保という面においては重要なことだというふうに思っておりますので、そうしたことをできるだけ早急に話をまとめながら、医療・福祉の充実ということをしっかり整えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先ほど答弁にありました中で、UIターン促進のための本町の情報発信強化ということが出てまいりましたけれども、今回の補正予算でもホームページのリニューアルと申しますか、そういう予算が出ております。いろんな方々から聞いておるところでありますけれども、ホームページを見てもなかなか定住のためにどのようにしていったらいいのかということが分かりづらいということもありますし、なかなか現在、スマホで見るといえるようにはなっていないのではないかというような御意見もあります。今回のリニューアルとUIターン促進のための本町の情報発信強化について、詳細をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） ただいまの御質問のホームページのリニューアル等でございます。議員おっしゃるように、この6月議会の補正予算等でも上程させていただいておりますが、ホームページのリニューアルを予定しております、今年度。どういう中身かと申しますと、先ほど町長の答弁にもありまして、特に0歳児からのひとつくり事業を柱とする教育移住を目指すという辺りを柱として、主に定住対策に関するページを拡充させていきたいというふうに考えております。

もう1点は、今、スマホとかで検索しますと、いわゆるコンピューターで見るサイズでの見れるパターンとスマホで見れるパターンが選択できるようになっておりますが、それを自動的にスマホで検索するとリサイズされるようなそうした機能も今回併せて搭載したいというふうに考えております。

議員おっしゃるように見づらいとか、そうした指摘もいただいております。調べてみますと、平成26年度にホームページをリニューアルしてございまして、その後、更新がないというようなことも今回分かりましたので、今回のホームページのリニューアルに併せて、より定住促進につながるようなページづくりに関係者といろいろ協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それと、ただいま町長の答弁と課長の答弁の中にありました0歳児からのひとつくりということで、教育移住ということで、津和野高校からの県外からの留学というものが非常に定着して、たくさんの方々が移住をされてきておるわけですが、例えば、母親と一緒にとか、家族と一緒に津和野高校へという

ような、また今リモートも進んでおりますので、職種によっては家族ごと津和野町に移住して津和野高校に通うということも可能ではないかと思っておりますが、その点はどのように考えておられるのか、また、0歳児からのひとづくり事業を定住の柱にということではありますが、その点についてもう少し詳細にお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） まずは、町長。

○町長（下森 博之君） 私のほうから0歳児からのひとづくり事業、これを定住の柱へと考えるその気持ちというものをお話をさせていただきたいというふうに思います。

津和野高校の非常に生徒が減ってきて、もう約10年ぐらい前になるかと思えます。これまでは津和野高校が存続の危機だということで、県立高校のことなれど、町としてもしっかり支援をしていこうということで進めてまいりました。その津和野高校の魅力化ということが重要な成果が出てきたというところでありまして、現在では全国から入学を希望する方が増え、そしてまたその取組を全国的に評価をしていただける、視察もかなり多く出てきているというような今状況になっております。

また、同時に小中学校の教育ということにおきましても、教育ビジョンというものをつくりまして、そして津和野の特色ある、地域と一体となった教育をして、そして自律心に富む津和野人というものをつくっていこうというような取組をずっと行ってきたということでもあります。この成果もまた十分に出始めているということでございます。

今後については、これまでは小中学校は基本的には教育委員会、そして高校魅力化は町長部局というような形でやってきたわけでございます。これまでも連携を図りながらやってまいりましたが、今後もより一層連携を強化していこうということと、それから、やはり子育て、教育という観点から、幼児期についても連携をした幼児期から小中高まで一体となつての教育が必要だということで、0歳児からのひとづくり事業という形で進めていくということに考えているところであります。

正直10年かかったという思いもでございます。しかしながら、ローマは一日にして成らずではありませんけれども、やはりまちづくりというのは非常に時間がかかるという側面もある中で、ただようやく私どもが自身を持って教育の町津和野ということを取り組んでいける柱が構築できたというような今思いでございます。

まさに教育の町津和野というのは、その昔、津和野がそのように全国から評価を得ていた、そういう歴史に鑑みても、我々が今後この定住に向けての柱にしていくべきそういうふさわしいものだというふうにも信じているというところであります。

今後は、0歳児からのひとづくりを通して、より津和野らしい全国に誇れる魅力ある教育というものをしっかり推進をしていく、磨きをかけていく、そしてそれとともにその取組を全国へ効果的に情報発信をしていくということ、こういうことを通して教育を通しての、今後また津和野の町をよくしていくというUターンを推進していくということ、人をまた帰していくということ、あわせて、津和野で教育を受けさせたい、そういうことを全国に思っただけの方を増やしながら教育移住というものへ結びつ

けていく、それをまさに定住の柱として据えていきたいというところでありまして、今後、この10年かけてようやくできた柱をしっかり進めていくことで、また人口減少対策へ結びつけていきたいというふうに考えているところでもあります。

あとは、つわの暮らし推進課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 補足があれば。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今のもう1点御質問のありました高校への留学が多く、家族ごとの移住ができないかという御質問ですが、ただいま高校の県営のつわぶき寮、それから下宿等で対応しております。今、その数が非常に多くなっておりまして、今このままのペースでいきますと、つわぶき寮も下宿が今7軒、対応していただいておりますが、受入れがもういっぱいになって、このペースでいくと来年度も非常に厳しいということが予想されております。なので、議員がおっしゃるように、家族ごとで移住していただくというのが非常に理想的ではあるわけですが、今後、高校側とも協議しながら、そうしたことも検討してまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、実際に家族で移住されていらっしゃる方もいらっしゃいます。子供さんが津和野高校に通いながら、御家族、お父さん、お母さんと一緒に津和野に暮らされている方もいらっしゃいまして、そうした方々もこの春、例えば大学進学等で実績が出て津和野高校に来てよかったというふうなお声もいただいております。そうした御家族を一つ、二つと増やしていくことが我々の定住施策にもなっていくというふうに考えておりますので、今後、高校側ともしっかり協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 津和野高校に関しては、これまでの取組というものが本当に実を結んだと思っております。県外でも今まで津和野高校というのを知らなかった人でも、県外の人からでも島根県には津和野高校があるということを最近では非常に周知が進んでおります。これはこれまでの町長、担当課、その皆さん方の取組の成果が実を結んだと思っております。このやっぱり津和野高校をこうして支援してきたというのは、ただ単に津和野に高校があるからそれをしたということよりも、それが定住に結びつき、そしてまた産業振興、商工業の振興に結びついていくというそれがやはり大事なことだと思っております。

その中で、もう一つ、定住のために大事なことでありますけれども、先ほど町長の答弁にありました企業誘致等による雇用の場の確保と快適な日常生活が送れる住環境の整備、そういうことが出てまいりました。住環境の整備でも、例えば、津和野町に定住された方の中でも新規就農で入られた方でも、その高齢の親と一緒に住むのにちょうどいい住居があったということが定住の決め手になったというそういう話も直接お聞きをしております。

この企業誘致もどのように今後考えているのか、このインターネットも津和野町はデジタル回線が全て完備をしましたし、そしてまた様々な住環境の整備等を進めれば、こういうことも考えていけるのではないかと思いますし、また、先般、ADD r e s s という町内全国各地に一定期間ずつ住んでいけるそういう形も示されました。説明会がありました。そのようなものも考えながら、また定住に結びつけていくということになると思いますが、この2点についてと、先ほどのADD r e s sについて詳細をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 企業誘致ということでございます。本町、残念ながら、例えば高速道路のインターチェンジからも非常に離れたところに位置しております。常々申しておりますけれども、製造メーカーの大きな工場が誘致できてということは、なかなか物流のやはりコストがかかって条件不利地でございます、非常にそこら辺が厳しいというところであります。

ただ、一方で、そういう物流の関わらないIT系の企業、そういうもの、時代とともに今そうしたICTというのが大きく変革をして取り上げられてきてもおる、そしてその企業も非常に成長しているということでありますので、IT系の企業を誘致をしていこうということで努力をしてきたということで、このたび3社目のADD r e s s様が来てくださったというような状況であります。

また今後もこうしたところをかなり力を入れてやっていきたいと思っておりますが、ただ、そこで一つネックになっておりますのが、せっかく来てくださっても、いわゆる働き手がなかなか十分に見つからないというところであります。これは、これまでに来てくださったバルトさん、N e x－Eさんも同じように悩みとして課題を抱えられております。

町としては、IT系の企業誘致も大事でございますが、せっかく来てくださった企業にいかに関内から働いてくださる人をつくっていくかということも大事だというふうを考えているところであります。そうした中で、これまでいわゆる人をつくっていくための研修会、そうしたものも誘致企業と連携してやってきたわけですが、今後もそうしたことを同時進行でやっていかないと、なかなか企業は来ていただいても結局人が集まらなくて、その企業が大変だということになるという部分が解決できないわけがありますから、しっかり取り組んでいかなければならないと思っております。

詳細なADD r e s sのちょっと誘致のことについては、担当課長からお話をさせていただきます。

それから、もう一つであります。ただ、いわゆる製造関係のいわゆる工場の誘致ということについては、私どもはこれはもう津和野町内ということでも、いわゆる益田市に工業団地を抱えておられます。そこへ企業誘致ということをもう一緒になってやっていくということを考えてきているところであります。そのことで、働く場は益田の

工業団地のそういう企業や工場でという中で、住まいは津和野町内だと、そういうような取組というものも推進をしていきたいというふうに考えているところであります。

これまでも益田市さんとも連携して企業誘致の取組というのは工業団地への一緒にやってきたという経過があります。あわせて、現在、山陰道のミッシングリンクの解消というものに、いわゆる全線開通ということではありますが、取り組んでまいりました。

この山陰道が開通することで、例えば江津にも同じように工業団地がございました。その江津の工業団地は山陰道が完成することで、その工業団地が一気に需要が高まって進出企業が増えたという事例もあります。益田市も今山陰道を進めておりますけれども、ここがやはり全面開通するということになったときに、益田の工業団地もまだまだ空き地がございますから、そこへの進出という企業の増加ということが期待ができるというふうに私自身も思っております。そういう面からも、現在、益田市さんと一緒になって山陰自動車道の早期完成ということにも取り組んでいるところでありまして、こうしたいろんな取組というものもこれからしっかり強化をしてやっていきたいと考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 補足は必要ですか。岡田議員。まだ補足は必要ですか。

○議員（11番 岡田 克也君） 町長から、今、ADDRESSの詳細は担当課長からということでありましたので、それはお聞きをしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 先日、5月1日に調印式をしました株式会社ADDRESSについてであります。現在、正社員1名、それからパート社員3名を募集しております。これは5月1日よりずっとケーブルテレビ等を通じて募集しているわけですが、いまだにパート社員が1名のちょっと応募があったのみで、ほかのなかなか応募がないという状況でございます。

先ほど町長も申しましたが、なかなか企業誘致を果たしても、地元でなかなか雇用につながらないという現実もここがございますので、その原因分析等を今行っておるところです。

カスタマーサポート業務とかいう、片仮名で言うとなかなか住民の方々がピンとこないんじゃないかとか、いろいろそういった要因があるのじゃないかろうかということで、今、ADDRESSさんとも協議中ということでもあります。

また、ADDRESSさんはサテライトオフィスを構えていらっしゃいます。東京から正社員の方が1名津和野町へ移住をして勤務もしていらっしゃいます。そうした中で、県立大との学習会等開催しております。定住に関する提言等もいただいております。そうした定住を含めた関係性を構築しながら、こちらとしてもそうした雇用対策におけるPR等の協力を今後も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 定住についてであります。近隣の自治体において有機農法を全面に出しながら、また定住施策と併せて非常に農業定住が増えているところもあると思いますが、やはり津和野町もこれまで他市町と比べて非常に有利な農業定住施策を講じてきておりますが、やはりここでひとつ、大きな柱を出したり、魅力を出したりしながら農業定住を進めていくべきだと思いますが、今後、農業定住についてどのように考えておられるかお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 農業に関する定住ということでございます。これまでも、本町にはUIターンの方々が農業を志してこられまして、いわゆる新規就農という形で人が相当増えてきているという状況でございます。

今後は、そういう方向性というのは継続して努力してまいりたいというふうに思っておりますが、やはり私どもとしましては、まず、これまでに入ってこられて新規就農された方々をしっかりとフォローアップをしていくということが、私は今は大事な時期だというふうに思っております。

本当にいろんな努力をしていただいておりますけれども、これからももっともこの津和野町で土台をつくって、そして農業が発展をしていく、そういう新規就農者の成功事例というものが、また次の方々を呼び込んでいくということにもつながっていくというふうにも考えているところでございます。これまで、新規就農を始められた方々、国、県の制度を使っていろんな研修を受けていただいたりしてきたわけでございます。今後、その以後はまた町としても独自の制度をつくって支援をさせていただいてきたというところでもございます。

今後もそうした新規就農の農家の方々等としっかり連携を取りながら、そして、これまでの津和野町の強みというのは、そういう新規就農者を先輩農家の方々が、例えば百姓塾というようなものをつくって、物心両面にわたって支援をするという体制ができております。そういう面からも、また先輩農家の方々と連携をし、そして新規就農の方ともしっかり連携をする、そういう形で津和野の農業というものが、一人一人が自立をしていけるようにという取組というものをまたやっていきたいと思っております。

今回、コロナの影響も農家の方々にも相当出ているところでありますが、このたびの臨時交付金を使わせていただいて、農政会議のほうにいろんな部会があります。米の振興の部会であったとか、あるいは花卉の部会であったりとか、それからタラの芽、ワサビ、そうしたそれぞれの部会ごとに、その部会が今後コロナ後に向けて意欲を持って取り組まれるという提案について支援をさせていただく補助制度というものもつくらせていただいてもおるところであります。

今後も、そうした形で町としての支援ができる方策というものをしっかり考えながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 確かにこれまで先に農業定住していた方が、またその仲間といいますか友人などを誘われて定住されているという、それが農業定住につながっているということがありますので、今町長の答弁にありましたように、現在おられる方を本当にフォローするとともに、またどのような農業がこの津和野町でできていくのかということも発信をしていくことも大事ではないかと思えます。

それでは、もう一つ、再質問する中で、町職員が町内に居住するための施策であります。いろいろ調べておりましたら、例えば、総社市などは職員は市内に居住することを要する、やむを得ない理由により市外居住について市長の許可を得た者はこの限りではないという条例をつくっておられまして、福山市や周南市、小田原市や三沢市など十数市町村の市町がこのような条例を定めておられます。

居住地については自由でありますけれども、やはり災害時のときの対応などを考えると、ある程度の職員が町内に住まないといけませんし、また、先ほど最初の質問でもありましたように交付税や、そして住民税の観点からも住んでいただくことが、より町の財政的にも有利に働きますし、また、町内に住んでいただくことによって様々な良さや、そしてまた町の職員が移住者を支援していくこともできるのではないかと考えております。

こういうようなこと、条例がありますが、このことについて、すぐにとということにはならないかとは思いますが、こういうことも参考にしながら今後検討されていかれるべきではないかとも思いますが、所見をお尋ねをしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 職員がまず町内に定住をするということ、これは先ほど議員が御指摘になられたとおりでございます。やはりこれだけ人口減少が町も進んでいる、そして町の職員というのはやはり町の中で仕事をさせていただいて、そしてまたその中から生活の糧も得ているというわけでございます。やはりそういう観点からも、まずは津和野町のまちづくり、これを住民サービスとして仕事をしている町の職員が町内に住むということは、これはもう大前提だというふうにも思っております。

そうした中でありますけれども、やはり特に益田市がもう一つの生活圏という中で、そしてまた職員も共働きというのが増えてきております。奥さんが例えば益田からもらわれて、そして奥様も益田の市内で働かれている、そういう通勤環境の中で残念ながらという、私から言わせるとそういう気持ちですが、益田市へ住居を構えてしまうとかいうようなことも出てきているということでもあります。

また、一人一人事情を聞けば、どうしてもやむを得ない場合も当然あるというのは私も承知しているところであります。ただ、やはりこれが雰囲気として町外に住むということが当たり前のように思われてしまうということになっては絶対にいけないということでありまして、やはり職員は原則、まずは町内に住むということを必ず努力をしてということ、それをやはり投げかけていくということでもあります。

毎年の仕事始め式では、私自身も町内の職員の定住ということを投げかけてもおります。また、最近では庁議の中においても、このことを議題として掲げて職員へ意識を徹底していこうということも話し合いをしているというところでもあります。また、先日は町外に住んでいる職員にアンケート調査も行ったところでありまして、どういう理由でというような意識の調査もさせていただいてきたというところでございます。

今後やはり、まずは意識の上で町内に住むんだということをしっかり徹底をしていくことを努力していきたいと思っておりますが、同時進行ということになります。先ほど議員も御指摘をいただいた、全国的にも、総社市も今例を挙げられましたが、例えば条例をつくっておられる、市内へ職員は住むということとか、そういう自治体もあるというふう聞いておりますので、そうした背景を現在調査もしているというところでもあります。

しかし、この問題はやはり居住権、憲法にも関わることでもありますので、決して強制ができる問題ではないんじゃないかというのが、私の思いでもございますから、その辺はまた慎重になるべきところは慎重になりながら、調査もして今後の取組ということについては考えていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 尼崎市などは、市外から市内へ転入する職員には住居手当を1万円増額するというそういう取組もしたりしておられます。それぞれの事情がある中で、例えば結婚して、結婚相手の都合で町外に住まなければいけないとかいろんな理由があると思いますので、強制できるものでもありませんが、やはり町内に住んでいただく努力をしていくということは大事であります。

町においても、様々な検討を進めていただくことを念じながら、私の質問を終わらせていただきます。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、11番、岡田克也君の質問を終わり、ここで10時10分まで休憩といたします。

午前10時00分休憩

.....  
午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き質問を続けます。

発言順序2、10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。議席番号10番、後山であります。通告しておりますので、3点ほど質問をいたします。

まず、1点目、地域防災計画についてお尋ねをいたします。

今年度は梅雨入りも早く、雨音を聞くたびに25年の悪夢が思い出されるわけであり、また、気象庁は線状降水帯は豪雨災害の一因とされ、市区町村が発令して避

難勧告を廃止し、避難指示に一本化する改正災害対策基本法を施行されました。5段階に分類されておりましたが、警戒レベル3はこれまでは避難準備、高齢者等避難開始が、高齢者避難となっております。また、レベル4は避難指示、避難勧告が避難指示に、またレベル5が災害発生情報が緊急安全確保に変わり、町民に周知される場合には、警戒レベルの1から5までがあるわけでありますが、住民に周知される場合は1から5までの行動のみをパンフレットにされて発表していただきたい。といいますのは、その中の状況や避難情報などはこれは行政が知っておられればいいわけでありますので、あまり避難勧告の一覧表みたいなのを出されますが、ごちゃごちゃすると町民は見づらいというふうな声もありますので、町民に分かりやすいようなポスターにしていきたいとお願いしておきますが、いかがでありますでしょうか。

2番目に、本庁舎の3階部分が指定緊急避難所として洪水、土砂、地震に適用できるとの考えであります。現状の病室の状況では対応ができません。今後の改造計画でも検討されておられるのか、また、現状のまま指定緊急避難場所として告示をされるお考えか御所見を伺います。

3番目に、防災計画書の避難所としてお尋ねをいたします。

これは4分類になっておりますが、1番目が指定避難所、2番目が指定緊急避難所、3番目が広域避難場所、4番目が一時避難所、この4分類になっております。この4分類の一時避難所とは、町が避難所の開設や運営を行わない施設であるというふうになっておりますが、この一時避難所が場所数が津和野町が55か所あります。このうち神社が2か所、寺院が17か所、一般企業が2か所あるわけですが、日原町には一時避難場所として32か所計画されておりますが、日原は神社仏閣は1軒も入っておりません。これらの避難所について、集会所とか自治会は地域住民の活動拠点でありますので、災害時の一時避難所の場所としては当然使用はできるわけでありますが、神社仏閣と一時企業等は、この許諾は誰が得るのか、一時避難所にこれが書いてありますので、避難できるんでありましようが、こういったところは自治会や町内会で一任されて、町内会の人で許可を得て避難をするのか、町が一時避難所の開設や運営を行わない施設であるのなら、町の地域防災計画に記載されるのはいかがかというふうに思っておりますが、これは改定される考えがあるのか、これは私の恣意的な解釈と思われるかも分かりませんが、御所見を伺いをいたします。

4番目に、災害対策本部と議会の関係についてお尋ねをいたします。

25災では、町長を先頭に職員、消防団、建設業協会等で迅速に対応され、災害現場にいち早く、また、時の安倍晋三総理大臣をはじめ農林大臣、国会議員の竹下亘先生、青木先生、今は亡き島田三郎先生も駆けつけてくださいました。また、溝口善兵衛知事も吉賀町の中谷町長も駆けつけてくださいました。そして、県議員の中村先生も数多くの視察団で災害現場を視察をされまして、現場を見られたわけであります。

また、総理は町民センターの避難場所を訪れられまして、住民に対し激甚災害の指定、被害者の生活再建支援法の適用の考えを示されました。避難住民の励ましもされております。

なお、議会の議員はどうであったでしょうか。我々は委員会で被災現場の視察に行ったわけですが、これは議会の有志で行ったわけでありますが、関係者以外は立入りは禁止というふうなことで、我々は被害現場に行くことも見ることもできない状況でありました。組織体制の従属な関係を、重大さを身を持って痛感したところでありました。それ以来、私見ではありますが、議会として災害対策本部の組織に傘下すべきと思っておりますが、議員間同士では詰めの話はしておりませんが、これから半年先、新しい議会の構成にもなるわけでありますから、それを機に議論をしていただきたい、このように思っております。議会も災害対策本部の傘下に入れていただき、お手伝いをするのが当然であろうというふうに私は思っておりますが、これについてお伺いをいたします。

次に、消防団との関連についてお尋ねをいたします。

消防団員の現在の条例定数は350名であります。定員数は306と44名不足をしておるようであります。充足数も87%であります。現役消防団の組織では、役場の職員の団員さんが相当数おられると思います。災害の規模にもよりますが、本部組織の任務に就かれますと、消防団に相当手薄な状態になるのではないかとこのように思っておりますが、昔は建設業協会等いろんな企業から多くの団員が参加されておりましたが、現状では団員構成は大変困難な状況のようであります。

そこで、消防団でありましたOBの方、今消防団退任されておりますが、この方に再登録をしていただいて、災害時のときだけでも協力していただけないか、そうして少しでも団員確保に努めていただきたい、このように思っておりますが、これが実現するかせんか分かりませんが、このような考えもあるというふうに私は思っておりますが、御所見を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域防災計画についてでございます。

まず、1番目の御質問でございますが、現在、CATVのテロップ放送及びデータ放送、町ホームページで周知を行っているところでございますが、これは避難情報の指示に一本化されたという質問でございますが、6月の嘱託文書でチラシの各戸配布を行い、さらに周知してまいりたいと考えております。

次に、本庁舎3階部分の指定緊急避難所としておくのかという御質問でございますが、本庁舎3階につきましては、災害発生等の非常時における避難者の受入場所としての活

用を検討中であり、指定緊急避難場所としての指定の取扱いについても、併せて検討してまいりたいと考えております。

次の御質問であります。

避難所の開設に当たりましては、担当職員を配置し対応することを前提としておりまして、人員の確保に限りがあるため改定はしておりません。

次に、四つ目の御質問でございます。議会との関係の御質問でございますが、災害対策本部においては、議会事務局長が本部員として組織されておりますが、議員の皆様を構成員として組織することは想定しておりません。一方で、災害発生時においては、復旧、復興に関わり、国、県への要望や予算執行などにおいて、議会との連携は必要不可欠ですので、情報共有をはじめ連携を密に災害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次の御質問の消防団との関連についてでございますが、分団によっては役場職員の比率が高く、御指摘のように災害時に手薄になる可能性があり、課題として捉えてきたところです。

また、団員の中には町外に勤務されている方も多く、昼間の火災等への対応についても本町のみならず多くの市町村で課題となっている状況にあります。

こうした中で、現在、消防団では団員数の減少対策として、消防団サポーター制度の導入が検討されております。これは、あらかじめサポーターとして登録していただいた方々に災害時において現場の後方支援的な活動を担っていただく制度であり、OBを中心に地域の方々に御協力いただくことを想定しております。こうした制度を活用しながら、引き続き団員確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 避難所についてであります。一時避難所の件であります。これは先ほども申しましたが55か所、津和野があるんですが、日原町は32か所あります。これは町のあれに載っておるわけですが、この中にお寺さんがずっと避難所としてあるんですが、これはこの文言からしますと、担当職員を配置して対応することを前提としておるというふうにここに書いてあるんですが、答弁をいただいたんですが、また人員確保に限りがあるため改定はしておりませんというふうに書いてあるんですが、どっちをどういうふうに解釈をしいのか、ちょっとこの点についてお尋ねをいたします。

それともう1点、災害対策本部の傘下に入ることではありますが、これは議会の事務局長が本部員として組織の中へ入っておるので、無理に議員は傘下に入らなくてもいいというふうなお考えであると思いますが、私はやはり先ほども申しましたとおり、本当は何も関係ないものであったら、災害現場でも視察というか行って状況を見ることができないわけであります。本当に苦い思いをしたんですが、こういうふうに災害対策本部の傘下に議員も入っておれば、腕章なりと頂いて現場へも行って見られるというふうなこ

ともあろうかという意味で質問をしておるんですが、そのことは町長どうですかいいね。議員は全く傘下に入らなくてもいいというお考えであるか、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 最初は町長。

○町長（下森 博之君） 私のほうからは、議会と災害対策本部の関係ということについてお話をさせていただきたいというふうに思いますけれども、先ほども平成25年当時のお話をされました。私もお話を伺いながら、ずっと当時を思い出しておりましたけれども、本当に災害発生時から災害対策本部を構築して様々な対応に当たってきたわけでございます。

災害発生初期には、当時には、例えば国交省、それから当然島根県、それから中国電力でありますとか、それからNTTさんとか、いわゆる生活インフラに関わる分野の方々、そうした方々にも集まっていたけど、また警察署も当然でありますけれども、そういう中で災害発生初期の対応に、とにかくまずは生活のインフラをどう戻していくのかということも含めて、対応に当たってきたというところでもあります。

そしてまた、甚大な被害を受けましたので、その復旧に取り掛かっていかなきゃならないということで、県知事にも御視察いただきましたし、また、安倍総理も自ら町内に入ってくださいました。そのほかにも林先生、赤沢先生、西村先生、そうした国会議員の要職にある方々が本当に津和野町に現場を見ていただいて支援をいただいたということでもあります。

当然ながら県選出の国会議員におきましても、竹下先生にも、まずいち早く私のほうに携帯電話をいただいて、とにかく復旧、全面的な支援をするからということで、現状復旧では駄目だからと、必ず改良復旧でやり遂げるからというような大変にお力強い言葉を直接いただいて、私自身励ましを受けて、平成25年からの復旧に本当に頑張ってきたというような思い出もあるわけでございます。

今後起こってはいけないということを思いながらも、いつまた本町に、ああした豪雨災害が降りかかってくるか分からないという状況の中で、今後この議会の皆様にも災害対策本部に入ってくださいかというお話であります。私自身については、やはり今までの対策本部の構成員の中で、それはやはり災害対策というものについては当たっていきべきだというふうに思っております。

ただ、そういう中でやはり現場を見れないとかそういうことになると、議会の皆様にはやはり今後復旧等に向けて、様々なやはり予算執行の御理解をいただかなきゃならないわけでございます。平成25年当時も議会の皆様には深い御理解をいただいて、我々が提案する予算執行について滞りなく承認いただいたというふうに感謝をしているところでもあります。

そうした中でも、25年の課題として、議員の皆様が現場を見れなかったということが残っているという状況でございますので、また今後については、せめてそうした現場

を視察をいただいて、今後の議会での審議のほうにしっかり反映ができるような体制というものは取れるように、そこはしっかり検討してまいりたいと考えているところであります。

それから、一時避難所の件については、総務財政課長から答弁をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 一時避難所につきましては、いわゆるその書いてあるとおりでございますけれども、一時的に避難をする場所ということでございます。

この答弁書に書かさせていただいておりますが、御質問に一時避難所とは町が避難所の開設や運営を行わない施設というふうを考えておきまして、いわゆるここで御答弁させていただいた避難所の開設に当たってはというところは、指定避難所を想定して書かせていただいております。指定避難所については、担当職員を配置し対応することを前提としておりますけれども、一時避難所につきましては、そういった人員の確保に限りがありますので、そういった配置は考えていないという意味で改定はしておりませんという表現をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 町長さんの、御答弁でいろいろなことは議会にも相談するが、財政的なこと、予算的なこと、そういうことで災害復旧の何は相談するが傘下には入らなくてもいいというふうなお考えであろうと思いますが、私はそれを痛感に本当感じたわけでございます。町民からも、おい、議会の議員は何しとるんだ、災害現場でも行ったんかというふうな、本当、きついお言葉もいただいたことがあるから、ここにこうして申し上げておるわけでございます。

私は別に災害対策本部の横に議会の組織を入れられてもいいんじゃないか、そうすると、議長さんをはじめ副議長さんが、緊急のときにはそこへ集まれて、一緒にそういうふうなことを協議される、そういう組織をつくっていただきたいというふうに申し上げただけであります。それでも災害対策本部の組織傘下しなくてもいいというふうなお考えでございましたら、あえて言いませんが、もう一回、そのことについてお尋ねをしたい。

それから、避難所についても、やっぱり防災計画の中にこれは入っとるんですから、この55か所。それから日原の32か所、それじゃから、これが入っとる以上は、町が責任を持って避難できるような指示をされるべきじゃないかというふうに思っております。それはまた検討してください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 災害対策本部というものがどういう役割を持つかということになるかと思っております。

これはもう毎年のように、被害は発生しなくても大雨警報が出る、これは毎年必ず数回あります。だから年5回、6回と災害対策本部を警報が予想されるときに必ず設置をして、そして大雨に対しての警戒をしていく、対策を講じていくというのがまさに災害対策本部であるわけでございます。ですので、災害対策本部の中に議会のほうを位置づけて、そして災害対策本部を毎回、5回、6回と設置をするときに必ず来ていただくということにもまたなるということでもあります。

そうした中で、議員の皆様にも実際警戒に当たってどういう役割をしていただくのかというのが、正直、私のところでは今そこまでの役割はないんじゃないかというふうに受け止めているところであります。むしろ、残念ながら実際に被害が発生したときに、復旧に向けてまさに予算執行等で議員の皆様には御理解をいただき、その機能を果たしていただかなきゃならない。だからその機能を果たしていただく上で現場は見るということは重要だと思っておりますので、それは災害対策本部とは別のところでそういうことは検討していくことは考えていきたいというふうにも思っているところであります。

しかしながら、議会には議会のお考えがあるということの中において、やはり災害対策本部にもきちっと組織として位置づけられて、そして毎年毎年の対策本部を設置する、これは警戒態勢のことも含めてであります、そこにおいても議会としての役割を果たすべきだというお考えということであれば、それはまた組織の中に入れていただくということも検討させていただきたいというふうに思っておりますので、また今後も検討課題として議会としっかりこの点について議論というかお話をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。決して駄目だとは思っておりません。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） それでは、続いて、原木チップヤードの建設工事についてお伺いをいたします。

この前も我々総務経済委員会で現地は見させていただいたんですが、いろいろな問題があるわけでありまして、この今、工事の進捗状況と発電所の建設工事の着工、完成、これは計画どおり、工程表どおりにいくと思っておられるのか、それで、現在の工程計画等から見られて、何%が進捗しておるのかお尋ねをいたします。

そして、ピットの構造変更が発生したということで私らも現場を調査したわけですが、なぜ途中でこういうふうな構造変更が出るのか、誰の何でこういうふうなことが出るのか、これはやはり発注者は町長でありますので、町長、こういう変更があったことを恐らく町長の決断でされたんだというふうに思っております。ピットの板が初めはピットが造ってあったもんが、それは止められて、その上に上げられたと。何に影響が出るか、そうしますと、ベルトコンベアーと全部に影響が出てくるんですね。そういったことをどのように思っておられるのか、そのような変更をどのようなことでされていくのか、また、現場でやれ切り盛りの土量計算が違ふとか、いろんなところから土を持ってこないと工事ができないとかいうような現場の声も聞いておりますが、このよう

なことが決してあってはならないというふうに思いますが、これについてどのようにお考えか伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、原木チップヤード建設工事についてお答えをさせていただきます。

現在進めております原木チップヤードの進捗状況でございますが、5月末日現在で申し上げますと、チップストックヤード建屋の基礎部分の作成、建屋鉄骨の作成、ふるい機の作成及び敷地造成等に着手しており、進捗につきましてもおおむね予定どおり進んでいるところでございます。

6月に入りましてからは、引き続きチップストックヤード建屋の建設としまして、壁の配筋、型枠組み、コンクリート打設等に着手し、併せてふるい部の基礎の建設などにも着手する予定となっております、計画に沿って引き続き工事を進めてまいります。

また、木質バイオマスガス化発電所工事の着工時期につきましては、原木チップヤード建設工事が完了後、着手する計画となっております、当初の計画のとおり令和4年4月の予定で稼働を見込んでいるところでございます。

なお、追加での御質問、詳細にいただいております。これについては、農林課長からお答えをさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） それでは、先ほどの議員さんの御質問でございます。2点ほどあったと思いますけれども、1点目のふるい機の基礎部分のピットのかさ上げということ、変更だったと思います。これにつきましては、当初設計では破砕機と受け側のふるい機を平らな部分に並べると投入に支障が起きるだろうということから、ふるい機をある程度床面から下げて、チップの受渡しに支障がないように設計をされたところでございます。

しかしながら、その後、設計の精査をする中で、機械メーカー等とも協議をしました結果、ピットをつくると内部に水が貯まるだろうと、あるいは日々の清掃に手間がかかることがあるなどの問題があることが分かったところでございます。それを解消する方法を検討してまいりました。その結果、建築確認等の問題もございましたけれども、破砕機側を幾らか高くすることでピットをなくすことについて問題ないということが分かりましたので、今後、作業及び管理をする上でリスクの少ない方法に変更したところでございます。

それからもう1点、今の土量の件でございますが、これも当初の設計では建屋部分、それから敷地造成部分の掘削の土量が約1,900立米の予定でございます。またこの土を、埋め戻しに入り用する土量が、これは締固めをしますので、その締固めを考慮しても約1,280立米の予定の計画でございます。最終的な土量につきましては、造成

部分の排水の関係で若干の形状変更などもありまして、幾らか変更になることも当然考えられるわけですが、現在、それについては精査をしているところでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） まだ工事を発注されてすぐ業者は着工しようという段階でいろいろ鉄筋等から皆、計画してされておるわけですが、これがせっかくこういうふうなもんがやる前から変更になる、業者は大変であります。こういうことがなぜ起きるのか。これを変更されたために、ピットを全部潰したわけですから、これだけの工作物が少なくなるわけです。そうしたことで、当然ベルトコンベアーも1メートル何ぼ下がるんですから、ピットの中へ。ほいじゃけ、恐らく正規の計画どおりのコンベアーは要らない、短こうなると思うんです、当然。そういったこともものすごい影響するわけです。なぜ設計段階でそういうことが分からなかったのか本当残念であります、今後の指導をしっかりとっていただきたい。

今、先ほどありましたが、土量の問題でも急遽よそから150立米、2回、運んだというふうなことを現場では申されておりましたんで、そういったことも踏まえて、しっかり現場の声を聞いてあげて対応してあげていただきたい、このように強く申し上げておきます。

では、次の質問に入ります。

コロナ禍の現状と対応について質問をいたします。

同僚議員も質問をしておりますが、私なりにさせていただきたい。

まず、1点目、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種率と今後の状況についてと対応について、このように質問しておりますが、島根県の接種対象者が約23万人ぐらいおられたようで、1回目で接種完了までに1日3,200人を目標にということでありました。これは県が公表しておるんですが、津和野町の現状はこの前全協のときに資料を頂いております。この資料からお尋ねをしたいと思います。

年度末65歳以上の人口が3,563人です。1回目の接種済みの人が2,524名です。これから1回目の接種予定者が730人とここへあります。そうしますと、1回目の接種者予定者は2,524人足す730人で3,254人が接種済みまた予定者であるようになっております。この状況から、65歳以上の方で未接種の人は65歳の方が3,564人から接種済みになりますので、3,254人を差し引きますと、310人の方が未接種者となるわけですが、この資料によりますと、高齢者施設というの、接種者もおられます。これは60歳以下の従事者も含まれているというふうなここへ、資料の中へあるわけですが、そうしますと、町内には310人以上の未接種者がおられるというふうな推測されるわけでありました。この頂いた資料からです。

今後、この未接種の方をどのように対応されていかれるのか、今年度、健康福祉課において、総務財政課より1名、税務住民課から1名の支援を受けられまして、新型コロナ

ナウイルスワクチン接種のプロジェクトチームというのが組まれました。6名で構成されておるわけですが、この方とケアマネからの充当を含めて活動を期待しておるわけでありますが、そこで、310人の老人の中には接種拒否者または独居老人、寝たきりの方もおられると思われませんが、全町民が接種完了することが行政の義務でもあり、住民の命を守る義務があるわけであります。

今、共存病院の三輪院長先生が1人で高齢者施設、集団接種会場での1回目、2,085人、2回目408人、合計2,493名の接種に三輪院長が孤軍奮闘されておるわけですが、この資料の中を、頂いたのを見て言いよるんですよ。三輪先生もオリンピックの聖火ランナーの第1走者として務められまして、御健康とは思いますが、65歳以下の接種がまた始まりますと、大変な人数になると思っております。

そうしたことで、先生の援護、どのようにされていくのか、この援護体制を町としてどのように対応されていくのか、このまま1人で三輪先生にお願いしてそのままおくのか、そここのところはどのようなふうなお考えかお伺いをいたします。

次に、町民が発症したときには、当然救急車を要請、救急隊員を守る対応はできておるのかということをお尋ねしたいわけであります。

我々の身体擁護は救急隊員の方や医者であります。隊員は広域消防本部のマニュアルに従い、またプロセスの下に活動をされておるわけですが、これらの方々の防護服、またワクチン接種等はどのようになっておるのか、それをお聞かせいただきたい。

次に、3番目であります。濃厚接触者と認められた場合、また発症した場合、患者が気をつけなければならない、このような点はどのようなことがあるのか。血中酸素の飽和度が90%を切り、呼吸不全の状態になれば当然感染者になるわけですが、保健所に電話して救急車で病院へ入院する、このような手順であろうというふうに思っておりますが、発症した患者は全員入院ができるとは限らないというふうに私は思っておりますが、この益田圏域で入院者数がどのぐらい収容ができるのか、また、益田日赤だけでこの病院は患者を収容されるのか、そここのところ、どのようになっておるのか、組織体制についてお伺いをいたします。

また、感染者の中で接触者として軽症の方もおられるわけですが、こういう方は自宅療養というふうな形になると思っておりますが、この方も年代、性別は非公開でありますので、どなたがどのようなふうに、どうでどうなったか全く町民には分からないわけですが、これらの方々の生活必需品等の確保について、どのようにされておるのか、そういったことのマニュアル的なものがあるのか、それについてあればお聞かせいただきたいと思っております。

4番目に、様々な行事や会議が中止や延期になっておりますが、人間関係が閉塞感となっておるわけでありますが、春夏秋冬の各季節ごとに行われております年中行事の中止や延期はいつの時点で判断されるのか。これはやはり実行委員会だけでやられるのか、

夏の風物詩であります夏祭りや花火大会等は、先ほど言いました実行委員会だけの判断で中止をされたりするのであるのか、どこで決められるのかお尋ねをいたします。

最後に、町内で新型コロナウイルスの感染症で運悪く亡くなられた場合、親族のみで通夜式、葬儀は斎場でされております。そうしたときに、斎場での式後の清掃等は誰がするのか、職員が全部やるのか、それで、その職員は防護服でもちょっと着てやるのか、ただマスクだけでそういうふうな業務を行うのか、今、島根県も津和野町も死者というのは出ておりません。ゼロでありますので、そこまで考える必要はないかもしれませんが、こういう方の職員の対応は防護服等でも着用できるようにちょっと準備がしてあるのか、そのところお伺いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、コロナ禍の現状と対応についてお答えをさせていただきます。

本町における新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、現在65歳以上の高齢者を対象者に行っているところであり、5月末時点において1回目の接種が終了した方は2,524名、対象者の70.8%となっております。この高齢者接種につきましては、集団接種を6月末で、個別接種を7月下旬で終了する予定としております。

国の示す接種順位によりますと、この後は高齢者以外で基礎疾患を有する方等になるわけですが、御質問の今後の本町の計画としては、高齢者接種の最終日、津和野会場6月8日、日原会場6月9日に空きがあるため、基礎疾患のある方の接種を行うこととしております。また、個別接種に御協力いただいている和崎医院でも6月下旬から接種できるよう調整しているところです。

64歳未満の方の一般接種につきましては、今月中旬以降に接種券を郵送し予約を開始、ワクチン接種は集団接種が7月の早い段階で、個別接種は6月下旬から実施したいと考えております。

集団接種においては、高齢者接種と同様に津和野会場、日原会場の2か所で実施し、8月のお盆までには接種を希望する全ての方が終了するように計画しております。

個別接種においては、これも高齢者接種と同様に和崎医院に御協力いただくこととしております。

なお、予約をされていない方の今後の接種等をどうされるのか、あるいは三輪先生のフォローをどうされるのか等々、追加での詳細な御質問をいただいておりますが、また後ほど担当課長から回答させていただきたいと思っております。

次に、平成19年に流行した新型インフルエンザを基に感染症に対するガイドラインが作成されております。これを基本として、国、県からの最新情報と併せ、益田保健所等の指示の下、新型コロナウイルスに即したガイドラインに変更し、救急活動時はもちろん、通常業務、教育、訓練など感染防止対策を実施していると聞いております。

次に、新型コロナウイルス感染症の方と症状が発症する2日前から同居、あるいはマスクなしで15分以上、1メートル以内の近距離で接触があった者などが濃厚接触者となります。濃厚接触者と判定された場合は、保健所からの連絡によりPCR検査を受けることとなりますが、この結果、陽性となった場合は医療機関等へ入院となり、また、陰性であった場合でも2週間の自宅待機と健康観察を要請されます。

次に、様々な行事の中で津和野町が主催する行事や会議については、町の対策本部にて対応を決めているところです。

具体的には、感染症防止対策を徹底するとともに、参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握するほか、島根県のイベント等開催制限に関する方針を踏まえて対応することとしておりますが、必要な対策が取れないと判断される行事等については、中止または延期としております。それらを踏まえた上で、行事等の実施判断の時期は、それぞれの行事等に必要な準備及び周知期間等のスケジュールとその時点での新型コロナウイルス感染拡大状況を見て決定することになります。

また、町が主催でない行事の開催等については、主催者の判断になりますが、町として積極的に情報提供を行い、安全な行事の開催が実施できるよう連携をしていきたいと考えます。

なお、この夏の行事として、鯉・恋・来いまつりと鮎まつり花火大会がありますが、実施については、6月中旬に決定する予定であり、秋の行事として芋煮と地酒の会は9月中旬に判断する予定になっております。

次に、令和2年7月29日に厚生労働省と経済産業省から示されたガイドラインに沿って、適切な感染対策を行い、安全に通夜、葬儀を執り行えるように準備をしております。御遺体は医療機関で非透過性納体袋に収納、密封され、表面は消毒されます。御遺体が納体袋に収納、密閉されている限り、感染リスクはありません。新型コロナウイルス感染症の患者が亡くなった場合は、医療機関から葬祭事業者へ連絡が入ることとなっております。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた御遺体の火葬については、原則16時以降の時間で行う予定です。通常、16時以降の火葬予約を受けることはなく、他の御遺体と火葬の時間が重なることはありません。火葬に当たっては納体袋に収容、密封された状態のままで火葬します。

御遺族の入場制限は設けておりませんが、できるだけ人数を少なくしてもらいようお願いし、体調の悪い方には参列を御遠慮していただくよう御案内します。入場の際は、マスク着用と検温、手指消毒を徹底し、人との距離を意識して参列していただくこととしております。

また、斎場内の設備の使用制限も設けておりませんが、御遺族の御意思をできる限り尊重しつつ、適切な感染対策を講じることで、御遺族のお気持ちに応えると同時に、関係者の方の安心、安全に配慮し対応いたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 私のほうからは、追加でありました点について、4点ほど答えさせていただきます。

まず1点目は、昨日の資料からいきますと、議員おっしゃられるとおり約300名の方がまだ申込みをしていないということになるということは分かっております。こういう方々がどういう理由で接種をまだ予約されていないのかということは、私ども調査をしているわけではありませんので、はっきりとしたことは分かりませんが、今のところ考えられるところが、まず1点目は拒否をされている方、議員もおっしゃられましたように接種を希望されない方、あくまでも希望された方のみということでもありますのでそういうこと、それから、御自分で接種をすることが判断できない方、または入院されている方なんかも接種をしていないということも聞いております。

それから、二つ目に、今、接種に関しては共存病院の三輪院長が全面的に集団接種は御協力いただいておりますが、今後も64歳以下も協力いただけるということは伺っております。三輪先生の体調を崩すことにならないように、私ども努力をしておりますが、引き続きお願いをしたい。また、和崎先生のほうも高齢者700人ぐらい取っていただいておりますので、これも引き続き和崎先生のほうにもお願いをしていきたいと思っております。

それから、発症した患者さんが全員入院できるのかという御質問がありました。これにつきましては、基本的に今の島根県では陽性者になりますと、たしか1人だけ待機施設に入られた方がおられましたが、そのほかの方は全て入院ということになっております。

---

---

それから、4点目の陰性者の生活ということですが、これは町長お答えしたとおり、2週間の自宅待機と健康観察を保健所から要請されているということでもあります。以上です。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 大変気になるものですが、現在310人の未接種者がおられるわけですが、この方については、やはり独居や寝たきりの老人が主であろうというふうに思っております。今、日原診療所で飯島先生が中心に毎週訪問診療をされております。そういったことを踏まえて、訪問診療と同時にワクチンの接種でもしていただくということはできないのか、310人のまだ未接種者がおられるわけですので、こういったことも一つの検討課題ではないかというふうに思っておりますが、これをどのように思っておられるか、できたらプロジェクトチームも組んでおられ、土井課長も清水課長もこの中に入っておられるんですから、そういった方と先生方と話されて、やはり最善を尽くしていただきたい。そうしますと、310名の方も大分

減るんじゃないかというふうに私は思っておるんですが、こういった行為ができるのかできないのか、また行政のほうでしっかり検討していただきたいが、御答弁がいただければ。即答せえちゅうても無理でありましょうけ、お考えだけでもお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） このことに関しましては、一番当初から、三輪理事長と橘井堂のほうと協議をしてまいりました。そういう方が必ず出てくるがどうすることにしようかということではありますが、まず、一つには、今回のワクチン接種につきましては、1バイアル、1瓶が5回ないし6回分の注射ができることになるわけですが、これが最大6時間ほどしか希釈をした後は使えないということになります。

それで、例えば1日に1人だけ訪問診療で注射をするということが、基本的には5人分もしくは4人分を捨てることになりまして、毎日5人もしくは6人が集まって、もしくはそれが6時間以内にできるかどうかと考えたときに、接種後に30分間経過観察を考えると、非常に本町のようなところでは難しいということ判断がありました。

日原診療所で訪問診療をやっておるのは知っておりますが、この辺も橘井堂の話であります。基本的には医療機関もしくは診療所がやりますということがない限りには、町としてはやることはできません。今回のつわぶき医院が、先生が自分の持っておられる患者さん5人を集めて1日やりたいので、ワクチンが欲しいということで、先般の資料ところにもつわぶきの先生の分がありましたので、その辺、そういうやり方になっておりますので、一応検討は今後もしていきたいとは思っています。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 最後になりますが、この間、5月の18日に新聞で津和野の副町長のことが載っておりました。これは、高齢者向けのキャンセル分で打ったことが判明したというふうな文言で報道されておりますが、副町長も町長の代理で東京へ行かれたんと思うんですが、何でこういうことが新聞で報道されんにやならないのか、私は本当釈然としません。副町長も町長の代わりで東京へ行かれて、その危険性があるから余った何を打たれて東京へ行かれたわけではありますが、私は下森町長も一緒に接種を受けられて、津和野町民は絶対誰も文句言うようなものはおらないというふうに思います。町長は執行機関の首長でありますから、町長、副町長、役場の幹部の方はそれ相当の対応をされてもいいんじゃないかというふうに思っております。

そういったことで、町長が接種を受けていないというような文言が新聞に出されまして、本当に私は釈然としません。町長も打たれたらええじゃないですか。またこのような文言がなぜ出てくるのか。私は町長も副町長も大事な執行機関の首長でありますから、打たれて当然と思っておりますから、このような新聞のコメントをどのようにして出されたんか、それについてお答えいただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 新聞のほうがどういう意図でこれを取り上げられたのかというのは、私もいまだに分かっておりませんで、決して今回副町長が高齢者のキャンセル分を打たれた、それはもう緊急事態宣言下の東京に行くという重要な理由があつて、こちらに持って帰られてもいけませんし、また、副町長が感染してしまうと、今の予防接種のことも中断されるぐらいの問題にもなるということで、私からもお願いをして打っていただいたということでもあります。

ただ、そういう中で、ちょっとその数日前ぐらいから、全国的に優先順位の対象者にならない市町村長が打ったということが、全国の自治体の中で判明いたしまして、それをマスコミが大きく優先順位に反して受けているような取り上げ方をしたという、非常に全国的な話題になった中と少々重なってしまったというところで、新聞社が県内の自治体を調査をされたということでありまして、我々は隠す必要もありませんから、私は受けておりません、副町長はそういう理由で受けたということで、調査に応じて説明をしたということでありまして、それがああいう記事になったということでもあります。

もともと、私も副町長も特にそういう危険な箇所というところに行く場合がなければ、きちっと用心を普段からして、手指消毒も自らがやって、うがいもして、マスクもして、用心しておれば大丈夫だという思いの中で、通常どおりの順位で受けようという気持ちでおったというだけの話でございます。そこに東京に副町長のほうに行く必要が出たということで、キャンセル分を打ったということでもありますから、我々としては何が問題なのかさえも分からないということでもあります。ただ、新聞社等が調査をして、それがそういう形で記事になったということでありまして、正直我々としてもどうこのことにお答えをしていいのか分からないと、そういうような今思いでもございますし、もう一度申し上げておきたいのは、決して後ろめたいこともございませぬし、正々堂々とそういう形で、我々の方針として対処させていただいたということでもあります。私も7月1日に東京に行くということが決まっておりますので、このたび6月の9日の日に基礎疾患という、重大な病気ではありませんが、その優先順位の対象にもなるということも含めてでございますけれども、このたび9日に接種を私もさせていただくという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） それでは、以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、10番、後山幸次君の質問を終わり、ここで、11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分休憩

.....  
午前11時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き質問は続けます。

発言順序3、7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 7番、御手洗剛です。2項目について通告いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、1項目めであります。新過疎法施行に伴う対応についてであります。

旧過疎法は、1970年に議員立法として制定され、過疎債や国庫補助金の補助率のかさ上げなど、財政支援で過疎地域を優遇するものであります。過疎債の返済時には、7割を国が負担するものであります。時限立法の旧法が本年3月末に期限を迎え、4月1日に新法が施行されました。期限を2031年3月までとするものであります。過疎地に生活する我々にとって過疎法の延長は大変心強いものであります。

新たな過疎法、過疎地域の持続的発展に関する特別措置法の運用が始まり、過疎地域となった市町村は全国で820に上り、中国四国9県で141市町村が対象となり、農業や暮らし、教育、医療など整備を目的に過疎対策事業債——過疎債が使えるものであります。

本町もこれまで過疎債の活用により、数多くの事業実施をしてまいりましたが、新過疎法施行に伴い、今後の事業展開における基本的な活用の考え方についてお尋ねをいたします。

1、旧過疎法により、近年において実施してきた主要な事業についてお尋ねをいたします。

2として、自主財源に限られる本町において、新過疎法の運用により主要なプロジェクトの事業実施が期待されるところであります。想定される事業施策と考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新過疎法施行に伴う対応についてでございます。

まず、1番目の御質問でございます。旧過疎法に基づき策定した過疎地域自立促進計画、平成28年度から令和2年度において実施した主な事業といたしましては、ハード事業では、平成28年度から平成30年度において、日原賑わい創出拠点づくり事業、平成28年度及び平成31年度において、つわの暮らし推進住宅整備事業、平成29年度において、津和野駅駅舎整備事業、平成28年度から平成30年度において、藩校養老館整備事業、平成29年度から令和2年度において、ケーブルテレビFTTH化事業などを実施してきたところであります。

ソフト事業につきましては、平成28年度から平成31年度において、協働のまちづくり推進事業、津和野高校支援事業、子どもの医療費支援事業、平成29年度から平成

31年度につきましては、地域医療推進基金積立などを実施してきたところでございます。

二つ目の御質問にあります、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことを受け、これまでに総務省による説明が行われ、5月28日には島根県過疎地域持続的発展方針（案）が島根県より示されました。今後この方針（案）を参考にし、島根県や町関係課等と協議を進め過疎地域持続的発展計画を策定していくこととなります。

具体的な施策につきましては、昨年末より各課から招集しました総合振興計画策定委員会において、第2次津和野町総合振興計画の見直し作業と併せて検討しているところであります。现阶段では具体的な施策について決定をしておりますが、総合振興計画において、具体的な施策を定め、新過疎法に見合う事業を実施してまいりたいと考えております。

策定スケジュールといたしましては、12月定例会における議決が間に合うよう準備を進めておりますので、素案ができ次第、議会に報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 旧過疎法によりまして、大変本町にとりましても大きなプロジェクトなり、事業が実施をされたところであります。特に、日原賑わい創出拠点づくり、また、つわの暮らし推進住宅の整備、津和野駅駅舎整備事業、養老館整備事業、ケーブルテレビFTTH化、今までにない大きな事業でありました。これも過疎債の適用を事業として実施をされたわけでありまして。大変大きな成果も見ておるものというふうに推察をするものであります。また、実感もするところでもございます。

それでは再質問でございますが、こうして新過疎法が制定されたわけでありまして、旧過疎法との相違点なり、新過疎法変更のポイントといいますか、そういったことについてどのようなものがあるかお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 旧法と新法の相違点ということでございますが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、先月の28日に県の島根県過疎地域持続的発展方針（案）が出されたばかりでございますので、これを見る限りにおいては、そう大きな相違点はないというふうな認識をしております。

ただ、細かい計画の策定の手続や、それから県の指針が出て今後県の予定では、県の9月議会等で策定をしまいるということでございますので、その策定スケジュールにおいては、幾らかタイトなスケジュールになるかなというような感想を持っております。

今後、細かい相違点等がございましたら、町の役場内にある検討委員会で精査しながら、計画策定づくりに進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 従来、過疎地域自立促進計画というものがあって、その計画期間が平成28年度から令和2年度までだということであります。既に3年度に入り、この計画そのものがやはり急がれるところであろうというふうに思っております。

お尋ねをしたいと思います。従来、過疎地域自立促進計画と過疎地域持続的発展計画、これは同一のものでしょうか。御回答の中でそのようなものが明示されておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 計画そのものは異なるものになります。ただし、議員おっしゃった過疎の新法については、基本ベースは議員立法でございまして、法律の趣旨等の理念は、変更はございません。なので、一番大きな要因は、やっぱりこの新法によって新しく作る過疎計画といえますか、過疎地域持続的発展計画、これについて新しくまた過疎債が発行できるということが一番大きな点でございまして。なので、先ほどスケジュールがタイトということ私申し上げましたが、島根県内の各市町村もおおむね12月議会にかけて完成をすることを目標にしております。

これはどういうことかと申しますと、今年度の予算がございまして、その中で過疎債を借りるのに、そこまでに計画策定がなされていなければ、過疎債を発行することができないというようなことがございまして、これは早急に過疎計画の策定をして、それで、先ほども申し上げましたとおり12月議会には上程できるよう準備を進めておるといっております。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 分かりました。

本年度もでき得ればこういった過疎債の対象になる事業というものがあるというふうなことで想定しているわけでありまして、大変な時間的にもそういった今から計画を立て、またそれで申請をするというような格好になろうと思っておりますので、課長、言われましたように、本当にタイトという表現が合っているのではなかろうかなというふうに思いがいたします。

それでは、次に、相対・総論みたいな形になりますが、過疎法につきましては、下森町長におかれましては、島根県町村会長として過疎法の期限到来に当たって以前から国への過疎法の必要性・延長について、要望活動を重ねてこられました。新過疎法が制定され、期限延長されたことによりまして、特別の考えもおありではないかというふうに推察をいたします。その思いとともに、今後の事業展開についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回新しい過疎法が制定されたということであり、念願がかなったという思いでございまして。この過疎法が施行されたことで、またもう10年間過疎債が使えるということでありまして。まあ、釈迦に説法のようなお話ではありますが、過疎債というのは借金ではありますが、その返済に当たっては約7割が国が面倒見てく

れますので、残りの3割をそれぞれの例えば津和野町なりの自治体が返していくという本当に有利な起債ということになります。このおかげで、これまでも先ほどからお示ししております様々なハード・ソフトの住民生活に直結するような事業を、過疎債があるからこそ津和野町もやってこれたというようなところでございます。そして、今回また10年これが有効に使えるということでありがたく思っております。

そういう中で、3月の終わりか4月ぐらいにありましたが、今回新しい過疎法が制定されたお礼を島根県町村会長として、県選出国會議員あるいは総務省、そうした方々に回ってお礼を申し上げてきたというところであります。

そのときのお話を少しさせていただこうと思いますが、お会いした方々、口々に言われましたのが、「いやあ、今回は本当に制定に向けては厳しかったと、雰囲気」がというお話であります。「今回は新しい形で施行して10年行けるけれども、さあ、10年後はさらにまた延長できるかどうかは、これはもう分からないぐらい今回は厳しかった」というお話であります。

それはなぜかと言うと、先ほど申し上げたように、過疎債を使える自治体にとっては本当に魅力的な生命線とも言えるものでありますが、一方で使えない自治体にとってはやはり相当な不満が溜まってきている、これまでの年月の間において。そういう中で、今回も過疎法の充当いわゆる対象にならない自治体から相当にやはり反発もあった中で、過疎法の制定については、いろんなやっぱり意見の議論があったというような中でしたけれども、ようやく決まったということですから、そうしたお会いした方々からお話されておる中で、やはり今後のこの10年間、いかにこの過疎債というものを使って過疎がよくなる、そういう使い方をするかということをしかり効果も出し、示していくということが非常に重要だというふうに言われたところであります。

ほかの自治体のちょっと批判になるようなことになってはいけませんので、あまり詳しくは言いません。これまでも過疎債の使い方として、これはどうなんだろうかということが、今回も問題視された事例もあったということでもあります。津和野町においては、そういうことは一切ないわけでありませけれども、ただ今後は、この10年、またさらにその11年後から過疎債が使えるような状況にしていくために、津和野町としても、この過疎法に伴う過疎債の使い方という部分をより慎重に検討していく必要があるかというふうにも思っております。

そういう観点から、また議員の皆様方にもこの計画を今から作っていくわけでございますので、いろんな面で御意見をいただき、御指導もいただきながら作っていきたいというふうに考えております。

そうした中で、当面この10年間ではありますが、私としては、いわゆるこの過疎債も毎年毎年1年間の枠が決めます、全体的な枠ではありますが。これをやはり毎年毎年枠を増やしていただく、そのことでまた津和野町にも過疎債の使える枠が広がるわけで

ありますから、ハード・ソフトともに、この枠をしっかりと確保していくという毎年の重要な取組があるというふうに思っているところであります。

それともう一つは、この過疎債が使える事業の対象というのが決められておりますので、これを津和野町にとって有利な形で広げていく取組ということもしていく必要があると思っております。例えば、このたび以前からの私の念願でもありましたが、簡易水道が上水道事業に津和野町も移行されたことで、これまで簡易水道のいわゆるもう水道施設が老朽化をする、その更新をする事業に対しては、過疎債が今度は上水道になったことで適用されないという問題がありました。しかし、旧簡易水道のそうした施設については、今後も引き続いてこの過疎債を適用するようというようお願いということも重要だと思っております。これは今そういう中で実現をするという今ほうかぶりになっているというふうに伺っております。

今後もこれに限らず、本町もいろんな公共施設の老朽化が進んでいるわけですので、過疎債が有効に使えるようなそういう対象を広げていくという取組についても全力を挙げてやっていきたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 今お話がありましたように、ますます人口が減少し、財源確保と申しますか、そういったものが厳しくなろうかという我々の町であります。せつかく新法、新過疎法が制定されました。有効な活用に向かって、ひとつ共に検討を重ねてまいりたいなという思いがいたしております。

それでは、次の質問に移ります。

住宅政策についてであります。

町営住宅は、近年人口減少や施設の老朽化の影響からか空き家が目立ってきております。各地にある町営住宅の入居状況の実態についてお尋ねをいたします。

2として、町内には、一昔前に活用されていた教職員住宅がございます。時代の変遷とともに使用されていない物件でもあります。いわば放置状態で環境衛生上にも悪影響を及ぼす可能性がございます。また、中には、個人の土地を借用し、建設しているものもございます。今後、活用の見込みがなければ解体し、所有者へ返還すべきではないでしょうか。

三つ目として、町営住宅は、総じて老朽化が進んでおり、入居者の多いところについては、順次、改修工事が実施されております。しかし、入居を前提とした需要に見合った規模であることが肝要でもございます。また、入居の少ないところについては、医療近接型住宅等、利用目的を明確にした住宅改修の実施や適正量確保の上で不用部分については、思い切って解体処分の必要性があると考えますがいかがでしょうか。空き家の活用を含め、今後の住宅政策のマスタープランについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、住宅政策についてお答えをさせていただきます。

まず、最初の御質問でございます。現在、本町の公営住宅につきましては、公社住宅、借上賃貸住宅を含めまして352戸の管理戸数となっております。

津和野地域におきましては、管理戸数206戸中、入居は132戸、入居率64%となっており、現在の募集戸数は34戸となっております。その内訳は、小川団地1戸、定住促進住宅30戸、サンハイツつわの3戸であります。また、政策空き家といたしましては40戸となります。これにつきましては、木造平屋30年、簡易耐火2階建て45年の耐用年数以上経過した老朽化住宅について、基本的に政策空き家としているところでございます。

日原地域におきましては、管理146戸中、入居は115戸、入居率78.8%となり、募集戸数は25戸となっております。その内訳は、土井敷団地3戸、青原団地4戸、清水団地13戸、星の子団地3戸、枕瀬1号住宅2戸となっております。また、政策空き家といたしましては6戸となり、津和野地域と同様に耐用年数以上のものは、基本的に用途廃止または建て替えの対象と考えておるところでございますが、今後の入居の利用見込みを考慮しながら、公営住宅のストック改善を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、教職員住宅についてでございますが、現在、教職員住宅は、長福1号住宅、長福2号住宅、長福3号住宅、日原1号住宅、日原2号住宅、左鑑2号住宅、須川1号住宅、須川2号住宅の8棟があります。

基本的には入居資格は、津和野町立小中学校に勤務する教職員及びその家族を優先とし、教育委員会が特別に認める場合には、町民等も入居することができることとなっておりますが、実際には教職員住宅のうち、現在入居者がおられるのは、長福1号住宅、日原1号住宅、須川1号住宅、須川2号住宅の4棟であり、入居者は全員教職員以外の方で、教職員住宅の体をなしていない状況です。

現在、空室となっている日原1号住宅は、入居の際に風呂場等の改修が必要な状況であり、長福2号住宅、長福3号住宅、左鑑2号住宅の3棟については、使用していないことで、さらに老朽化が進んでおり、現状では使用不可の状況で、使用するためには多額の改修費が必要となります。

近年は道路事情もよくなり、さらに県の方針で教職員住宅利用者に対しては、住居手当が支給されなくなったため、教職員住宅への入居希望は全くないのが現状です。このような状況からも、以前より町営住宅等への移管も提案し、一部使用可能な住宅を建設課管理に移管しましたが、まだ一部の教職員住宅が残っており、定住住宅や町営住宅として移管できなければ、現入居者への払い下げも検討する必要があるのではないかと考えます。

また、利用者がなく高額な改修費用が必要な住宅については、解体整理が必要と考えております。特に個人所有の土地に建っている住宅は解体して、所有者にお返しすることが必要と考えますが、一部使用中の住宅もあり、解体に踏み切れない状況となっております。

りますので、当面は草刈り等の環境整備を行い、周囲に御迷惑をおかけしないように努めてまいりたいと考えております。

3番目の御質問でございますが、高齢化が進む津和野町において、医療・介護関係施設や公的住宅の集約、周辺医療機関との連携強化は検討しなければならない重要な施策だと考えております。

その一つとして、急性期及び回復期病院から退院する際、病院外の独立した生活に馴染んだ上で、自宅に帰るための一時的な住まい、看取りを視野に入れた一時的な住まい、高齢者の冬季の一時的な仮住まいなど、住民のニーズに柔軟に対応しなければなりません。また、住まいの環境を整えることは、住み慣れたまちで暮らし、最期を迎えるためには重要なことであります。医療近接型住宅については、増加する空き家の活用や高齢者が在宅生活を継続できる有効な活用方法として考えております。しかしながら、このような問題は、町全体の施策に関わることであります。今後、庁舎内関係課で検討してまいりたいと考えております。

また、津和野町住宅マスタープランにつきましては、令和2年3月に改訂し、計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間としております。

今後整備する公営住宅につきましては、このマスタープランの整備活用方針にありますとおり、単に面積基準を満たすだけでなく、立地条件、敷地面積、周辺環境等を踏まえながら、住まい方の多様化、それに伴う入居者ニーズに適応した住宅整備を基本に、中座団地をはじめとした公営住宅整備を進め、基本理念にあります「人と自然に育まれ、温もり、交流のある住まいづくり」を実現する適切な住宅供給を行い、福祉環境の充実、町の活性化、定住の促進を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 御回答にありました公営住宅の入居状況であります。これを見ますと、管理戸数、津和野・日原合わせて352戸あって、入居が247戸、空き戸数が105戸というふうに、352のうちの105が空いているというふうな状況になるかというふうに思っております。また、その中で、政策空き家として46戸あると、そして募集をそれを引いた残りの59戸があるというふうに見たわけでありませぬ。なかなか特に町営住宅の現状、逐次入居者の多いところについては改修が進んでおりますが、無いところ、これも大変逐次的には大きいものがございませぬし、その中で入居されておられる家というのは本当限られるというふうな現状もあろうかというふうに思っております。なかなか政策空き家といいますか、そういった形で一時的に入居は可能かもしれませんが、やはり町営住宅としての位置づけとしての価値というものは、見込めないのが現状ではなかろうかなというふうな思いがしたところであります。

それでは、再質問であります。近年、人口減少によりまして、空き家が大変目立っておる現状が、先ほども申し上げましたがあります。住宅施策の中において、町外からの移住者の受入れ、これに空き家を活用する。これも重要な位置づけだというふうに認

識をしております。昨年度、空き家バンクへの登録件数並びに入居世帯数はどのような状況にあったでしょうか。

それから、同様に、定住に向けた町内のお試し住宅への入居者数、また、利用目的を明記した町営住宅の活用実績についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） まずは、つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 最初の御質問の件ですが、空き家バンクへの登録物件の数ですが、今ちょっと資料を持ち合わせておりません。恐らく、大体いつも20件前後で推移をしている状況かと思えます。

入居実態につきましては、ちょっと今正確な数字は把握しておりませんが、月大体3件から5件程度の入居が実現しております。ただ、これも入居者がいれば退去者もいらっしゃるということですので、全部が入居で転入増になっているというわけではございません。

二つ目のお試し住宅への入居実態でございますが、今現在、津和野森村地区に1棟、それから日原のほうは左鐙地区に1棟ございます。両方とも今入居者がいらっしゃいます。特に左鐙のほうは今年の3月末に新しく完成したところでございまして、非常に入居者には好評でございます。最長1年お試し住宅を活用することができるというふうになっておりますので、今コロナ禍でありますので、そうしたいわゆる町外ですとか、あと、緊急事態宣言が出ておる地域からの移住希望者等は、そうしたところをお試し住宅を活用しながら、津和野への移住を目指すというような形の活用方法になっております。

また、津和野高校の最近では県外生が多く入学しているというところから、緊急事態宣言が出た場合ですとか、仮に高校でクラスターが発生した場合等も、こうした津和野地域・日原地域両方にあるお試し住宅を、そうした感染症対策にも活用していきたいということも踏まえて、活用方法を考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 空き家バンクの関係であります、月に3件以上あるというふうは今知ったわけですが、ただ、出入りが多いと、これはどういった原因があるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） これは、主に相談件数が一番多いんですけど、結局相談に来られるけども、空き家バンクに登録してある空き家の、例えば水回りが悪かったとか、改修箇所が多いとか、そういう事情により入居を断念される方が多いということでございます。なので、3から5件というのは主に相談件数というふうにならばちょっとご理解いただけたらと思えます。

なので、先日もあったわけですが、例えば地理的なことすとか、そういうところには気に入ったんだけども、中の設備に改修費用がかかるので入居を断念したとか、そういう方が多くございます。

なので、今年度は、つわの暮らし推進課としても新しく入居できるように、空き家バンクに登録していない住居でも改修費に5分の4補助ができるような制度も設けておりますので、そうした補助制度を活用いただきながら、こうした空き家の改修、それからそれに対する入居施策を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、従前の上限50万円の町単独の空き家改修補助事業も、これは活用実績が増えておりまして、昨年度も10件以上のお申込みがございました。そういう中で、空き家バンクの改修実績も増やしていきながら、なるべく入居諸要件に沿うような形で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 分かりました。なかなか空き家あるものの入居に値するものでないという実態もあると、特に水回り等の関係がやはり十分でない、また、自分が思う物件の改修費用も多額にかかるというふうなことのようであります。そういった中で、補助事業の設置等も出来上がっております。やはりアピールといいますか、インターネットに明記するというふうな格好も強化をする必要があるのではなかろうかなと思います。

それから、御回答もありました医療近接型住宅の関係であります。高齢化が進みまして、高齢者が怪我等により、リハビリで治療は終わっても、リハビリで通院しなくてはならないという実態があるわけでありまして、まち中心部から遠隔にありまして、町営バスの路線から遠く離れている。また、デマンドバスの運行もない。このようなことで個人では通院ができない。親族の方が交代で通院のごをされるといいますか、そういった実態もあるわけでありまして。特にその顕著なのは冬場であります。御回答にもありましたが、町営住宅の改修により医療近接型住宅の設置要望が遠隔地では求められるところではあります。

そういった中で、季節限定でも利用できるような、できやすい町営住宅の建設の必要性、これについて私は大変あるのではなかろうかなというふうな思いがしているわけでありまして、そういった要望に応えるための対応、それについての見解をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 高齢者の方々、やはり一年一年お年をお取りになるということとともに、どうしても遠隔地に中山間地域にお住まいの方々、本町もいわゆる公共交通をできるだけ充足させるように努力はしておりますけれども、財政的な負担という面もあって、そこには限界があるということでございます。

例えば、ダイヤの便のこととか含め、十分に使い勝手がいいというものでもまたないというのは、自覚もしているところでもございます。

そういう中で、やはり住まいの問題というのは、それを今度補うものとして、当然この公共交通のほうも、またより利便性を高める今改革を実証実験等も行いながら進めて

いるところでありますが、住宅問題ということも高齢者の方が本町で安心して住み続けていただくために、非常に重要な問題だというふうに思っております。特に、医療近接型住宅でありますとか、あるいは町営住宅のそうした活用、そういうものは今後も検討していきたいというふうに思っております。

特に、本町の場合は、P F I方式といういわゆる本町の財政に負担をかけないやり方での新しい取組での住宅整備というものを進めてまいりました。一つの実績があるわけでございます。今後もP F I方式というものをうまく生かしながら、できるだけ財政負担をかけない形で住宅の整備、そういうものを進めてまいりたいと思っております。

具体的なこの方法については、もう少し、例えば、医療対策課でありますとか、健康福祉課でありますとか、それから、つわの暮らし推進課等々、様々な課に関わる分野でございますので、関係課で話し合いをしながら、具体化について検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 町長からも御回答をいただきました。なかなか津和野町自体が人口が少ない中で、いろんな施策をしなくてはならない、大変な課題でもあろうかというふうに思っておりますが、特に、過疎地におられる方がいつまでも一生涯この町で過ごすためには、やはりそういった医療近接型住宅等の設置というものをしないと、やはり遠く離れて県外におられるような子供さん方のところへ行かざるを得ないというふうなことも起きる可能性というものは十分あろうかというふうに思っております。町長、御回答のように、いろんな課が絡むというふうに思っておりますが、十分にご論理の中で方向性をできるだけ早い段階で示していただきたいなと思っております。

町営住宅をはじめとして、住宅施策は、今後の人口予測をもとに住民の要望に則したものであることが何よりも肝要であります。ひとつ積極的なご論議をお願いして質問を終わります。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、7番、御手洗剛君の質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後0時02分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、会議を続けたいと思ひます。

発言順序2、10番、後山幸次君の質問に対し、執行部より、発言の訂正がございますので、これを許します。町長。

○町長（下森 博之君） 恐れ入ります。午前中、後山議員の御質問に対する健康福祉課長の答弁の中で、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの病院名と、それから患者

数をお答えをしておるといふ経過がございます。なお、現在、受入れの病院名、あるいは同時に入院患者数、個別の入院患者数です。これについては、原則非公開でございますので、公表をしております。よって、本日のこの回答につきまして、その部分に当たりますは、発言を取り下げさせていただきたく思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、議事録につきましても、削除のお取り計らいをお願いしたいというふうに思っております。これについては議会のほうへよろしくお願い申し上げます。

お詫びを申し上げ、訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（沖田 守君） ただいま町長より一部発言の訂正がございました。これを議事録から除名、削除すること、並びに放映についてもそのような処置を取らせていただくことを御承認いただけますか。よろしゅうございますか。異議ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。そのように取り計らいをいたします。

それでは、一般質問を続けます。

発言順序4、2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 議席番号2番、米澤宥文でございます。通告に従い質問をいたします。

一つ目に、津和野城山整備進捗状況並びに活用、そして、本丸工事着手、完了予定を質問いたします。

津和野観光の核となる津和野城山整備計画関連及び観光振興対策の質問をいたします。

津和野城山整備計画の5事業は、ほぼ完了と思われまふ。進捗状況を町民の皆様にお知らせする時期に来ていると思ひ、次の質問をいたします。

一つ目、新型コロナウイルス感染症終息後の津和野観光振興に大きく影響し、町民の関心の高い町のシンボル津和野城山の整備計画の進捗状況を問ひます。

まず1として、大手道修復整備事業。2、トイレ・休息所整備事業。3、遊歩道整備、樹木等維持管理事業。4、本丸・出丸ライトアップ事業。5、町道城山線改良工事。6、5事業以外ですが、以上の整備計画等完了後の新型コロナウイルス感染症終息後の津和野観光振興策について。

1案としまして、津和野城、青野山、そして安蔵寺山、この3点を私の1案として申し上げます。

津和野城、標高367メートルに726年前に築かれ昭和17年10月14日戦時中にも関わらず国の指定史跡にされております。戦時中の指定ということはすごいことであると思っております。隣の鳥取県の鳥取城は、昭和35年の指定であります。そして、平成18年4月6日、日本100名城にやはり選定されております。そのまた100名

城というのはすばらしいことでありまして、これは、江戸城、大阪城、名古屋城、姫路城、熊本城など、全国のすごい城の中の一つに選定されたわけでありまして。これを核としまして、青野山、標高907メートル、令和1年国の天然記念物・名勝に指定、そして、安蔵寺山、標高1,263メートル、西中国山地公園の中国百名山の3山巡りといえますか、という計画をされて、さらに令和元年10月文化庁の歴史の道百選に追加選定された津和野町の古道山陰道、徳城峠越約3キロメートル、野坂峠超1.3メートル、これはともに平成21年2月国指定史跡山陰道となっております。このようなものを含めた観光振興対策を推進するべきではないでしょうか。

これにつきましては、町商工会、町観光協会、津和野町合同ではほかの観光振興策を模索または協議をされておられますか。

その他としまして、7番目に、本丸全体の歩道を整備するべきと思っております。本丸入り口の歩道橋は撤去し、日本100名城にふさわしい歩道の整備をするべきと思っております。

8番目に、城山パンフレットの更新を早急に作成するべきと思っております。既に現状と合致しない部分が多くあり、用紙も大きくし、100名城の指定年月日や、日本遺産の指定年月日等を記入し、もっと宣伝を上手にするべきでないかと思っております。

9番目に、日本100名城訪問記念のスタンプ場所は1か所と聞いておりますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

大きな2番目としまして、出丸修復工事着手から工事完了までの経過年数並びに施工業者数。

3番目に、本丸修復工事着手予定。工事完了予定。津和野城は霊亀山、726年前に築かれ、先ほども言いましたが、昭和17年国の指定史跡、平成18年日本100名城に選定された津和野町が全国に誇れる偉大な城跡でございます。

近隣の100名城の山城、島根県の安来市の月山戸田城、岡山県備中高松城、兵庫の天空の城として有名な竹田城に比べると石垣の崩壊、遊歩道の未整備など情けないほどの荒れ城となっております。

修復工事は早急に、施工は地元建設業者3社も4社も呼びまして、石工専門業者の指導者派遣要請などで早期の完工を目指してはいかがでしょうか。

以上質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

津和野城山整備進捗状況、活用、本丸工事着手完了予定についてでございます。

まず、津和野城山の整備計画の進捗状況についてでございますが、大手道修復整備事業は、歩道沿いの立木の間伐が終了し、転石の撤去を今後実施する予定です。

トイレ、休憩所整備事業は5月に完成し、それぞれ運用を開始しております。遊歩道整備は、令和2年6月に竣工し、現在利用されております。また、樹木等維持管理事業は、令和3年3月に広葉樹の苗木植栽は終了し、今後5年程度は下刈りをしながら、苗木の保育を行っていく予定です。

本丸・出丸ライトアップ事業は、出丸石垣の工事のため、本丸のみの実施となり、ライトアップは4月16日から開始し、当面の間毎週金土日と祝日による8時から10時までの点灯を行っています。

町道城山線改良工事は、道路拡幅部分については、平成31年11月に竣工し、記念碑は令和3年3月に完成したところです。

その他の事業として、城山裏手の作業道について、舗装新設工事を現在実施しているところです。

昨年度観光庁の誘客多角化事業で取り組みました自転車による自然体験等の取組につきましては、今年度から総務省の地方創生事業により、継続的に取り組むこととしております。事業の中では、早朝の城跡へのトレッキングによる自然観察に併せて朝食を楽しむ取組をモデル事業として実施しており、今年度以降は、ガイドの育成とともに、事業内容をブラッシュアップして、より皆様に楽しんでいただける企画内容としたいと考えております。

また、議員御指摘の各史跡等につきましては、津和野城、青野山、山陰道野坂峠越、徳城峠越など、町が認定を受けました日本遺産の構成文化財多く含まれております。前述の総務省事業でも、日本遺産の活用は、自然体験メニュー作りの核となるものでありますので、観光協会や町内事業者と連携を図り、御提案を参考にさせていただき、こうした構成文化財を組み込んだ体験メニューの造成を検討してまいりたいと考えております。

さらには、現在教育委員会サイドと連携した、修学旅行生等への施設利用料金の免除等の実施についても、企画しているところであります。

合わせて、萩・石見空港関連の旅行会社による城山ハイキングツアーの商品もある中で、東京都からの誘客にも力を入れていきたいと考えます。こうした取組により町のシンボルである城跡を活用した観光が活性化され、津和野観光の弱点である滞在時間の延長につながる取組を観光協会、商工会と連携して進めてまいります。

現在、津和野城跡では、二ノ丸石垣が崩落しているため、本丸に至る迂回路として仮設歩道橋が設置してあります。今後、石垣修理工事に着手するに当たり、今年度新たに三本松の平場から、三ノ丸に至る迂回路として仮設遊歩道を再設置する予定であり、その後、来年度には御指摘の仮設歩道橋については撤去する予定です。本丸全体の歩道については、石垣修理後に整備していく予定です。

現在の城山パンフレットには、最近の城山整備事業で整備したトイレや東屋などの情報が記載されていない状況です。また、史跡指定や日本100名城選定については、年

のみの記載となっております。今年度、城山パンフレットの増刷する予定がありますので、紙面と必要情報など内容の再検討を行いたいと考えております。

現在100名城のスタンプは、城跡観光リフトの乗り場に設置してございます。

通常時は受付前に設置して管理しており、冬季営業時等でリフトの運行がない場合も押印は可能となっております。しかしながら、休日等で無人となる場合は管理の問題もあり押印はできない状況であります。

設置場所につきましては、過去の経緯において日本城郭協会から、城山から離れて設置することは難しいとの見解をいただいておりますことから、現在の場所に至っております。

後の質問につきましては、教育長より御回答させていただきます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、二つ目、三つ目の質問についてお答えをさせていただきます。まずは、出丸修復工事着手から工事完了までの経過年数、施工業者数ですが、出丸修復工事は、平成27年度の仮設遊歩道設置工事から始まり、翌年度の仮設作業道設置工事後に、これまで石垣等の修復工事を実施してきており、着手から6年が経過しています。

今年度は、出丸上面及び出丸登城路の修復工事を行う予定であり、来年度中には三本松の平場まで登城路工事を終えて、出丸関連の修復工事が完了する予定です。

また、これまで本工事を行った施工業者数は3社であります。

三つ目の御質問ですが、本丸修復工事着手予定・工事完了予定であります。津和野城跡の本丸の修復工事については、今年度より仮設遊歩道工事及び仮設作業道工事に着手し、来年度にかけて修復工事のための仮設工事を行う予定です。この修復工事は、国庫補助事業と県補助事業の採択を受けて進めていくため、補助事業の予算状況に大きく左右されますが、現在の予定では令和5年度より石垣本体の修復工事に着手し、令和10年度完了の予定で修復工事を進めていきたいと考えています。

御指摘のように石垣修復工事は早急に進めるべきところですが、山城である城跡の限られた範囲で、資機材の搬入や石材仮置き場の確保などに限界があることや、国県の補助金額の配分と町の負担額にも自ずと限界がありますので、複数の業者が同時並行で工事を進めることは難しいと考えます。

また、史跡指定された城跡の石垣修復工事には、文化庁の選定した文化財石垣保存技術をもって工事を進める必要があるため、施工実績のある専門の石工の確保も必要となりますが、災害等が多発し、全国的に専門の石工の確保が課題となっております。

教育委員会としても早く事業を進めたいと考えておりますが、現在の職員体制からも、現計画をベースにできるだけ歩を進めるように努力していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） では、再質問としまして、1の（1）大手道修復整備事業、これはまだ継続中ということですので、すると思います。

2番目のトイレ・休憩所整備事業、遊歩道は完成しまして、2回ほどその道で登ってみました。最終的には5月23日日曜日ですが、そのときトイレを使用しました。男女トイレとも手洗いの水が出なかったんですが、現在は、出る状態でしょうか。随分女性の方も、利用者が水が出ないと言っておられました。取りあえず2番目のトイレの休憩所の手洗いの水はどんなか。現在使用できるのかどうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 失礼します。城山のトイレについては、5月の22日に使用開始をさせていただきまして、観光客の方に利用していただいているところでございます。議員おっしゃられたときが5月23日というところでございまして、私がその次の週の頭に確認を試みたところ、現在は、水が出る状態になっております。もちろん、女性、男性、多機能トイレのほうも全て出るところを確認しております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 3番目の遊歩道整備、樹木等維持管理事業ですが、ここも、例えば稲成神社の麓から上がって、ゆっくり歩いて約30分かかります。若い元気のいい人は20分ぐらいで上がると思いますが、ここには1か所もベンチがありません、休息用の。山城であるから、それは坂道を上るのは当たり前ですが、このときも結構多くのお年寄り、つえをついた人もゆっくり上がっておられましたが、休むところがなし、遊歩道は文字どおり読んでいくと、遊んで歩いていく道だと思っております。そして、休憩ベンチがないということは、森林浴や自然を楽しみ、また景色を楽しみ、水分補給のベンチが1台もないというのはかなり苦痛です。これは私の2回の登城経験からですが、足慣しの若い人とか、学生とかはいいと思いますが、やっぱり老弱の方が楽しんで上がるには、休むところが必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 失礼します。城山の遊歩道整備につきましては、昨年の6月に竣工しまして、それまでは、足元のほう、土もしくは落ち葉で、雨の降った後は土が汚れた状態になっていたところですけど、この整備によりまして、カラー舗装したところでございます。登山の道としては、旧の山城の状況でございますので、登り始めてから三本松に到達するまで、休憩するところが平場といいでしょうか、そういったところがない現状でございます。ここについては、法律的な網が三つほどかかっている状態であります。まず一つが文化財、もう一つが保安林、もう一つ自然公園の条例になっているところでございます。

こういったところで形状変更等、またはベンチ等を設置するには、許可が必要になりますし、それぞれにおいて手続がかかってくるというふうに認識しております。本当

に必要なところというところを例えば登山者の方、遊歩道歩かれる方、幅広い年代の方にお聞きをする中で、今後、本当に必要であれば、前向きに検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 是非、県のほうにも許可申請を出していただきまして、これだけの事業をした価値が、私は休息ベンチがないということは、その価値が半減するのじゃないかと思っております。是非とも、山の斜面側、下り斜面側、どちらでもいいです。下りの斜面側とかは手すりなどの柵の杭も随分打っております。したがって、そういうところを利用されたらできるのではないかと思っておりますが、是非実現するようにお願いをいたします。

4番目の、本丸・出丸ライトアップ事業、これにつきましては、6月5日、この前ですか、再々再度確認に行きましたが、やはり出丸についておりません。御答弁によりますと、工事中だからついていないということですが、出丸工事が終わればライトアップされるということでしょうか。

○議長（沖田 守君） 担当課はどこか。教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） ここに書いてもありますけど、当初は出丸も含めて設計をしておりましたが、工事が予想外に延びたということもあったりして、結局出丸のほうにつきましては、つけずという形になっております。今後は、予算がどうなるかということが一番大きいんじゃないかと思えますけども、例えば電気の容量ですとか、そういったところにつきましては、出丸のほうに追加で設置することは可能なような設計にはなっておりますので、工事自体は可能であるというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 変更で中断と解釈してもよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今回の事業が寄付金での事業になりますので、そのあたりの予算的なことがちょっと私のほう把握できていないですので、予算がつけば可能であるというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 分かりました。じゃあ、5番目、町道城山線の改良工事は目視できておりますので、分かりました。

6番目の今後の津和野観光振興策についてでございますが、100年に1度発生すると言われる疫病、前回、ほぼ100年前にスペイン風邪が全世界に大流行し、5,000万人が亡くなられたと推計されております。今回の新型コロナウイルスも国内初感染者が昨年1月16日に確認されてから、1年と半年が経過するわけです。現在ワクチン接種が迅速的に加速され、間もなく新型コロナウイルス感染が終息すると思われま

その後の観光分が到来すると思われます。できれば、協議中というのがありますが、奇抜でまたは突飛な、誰も考えつかんような振興策を期待するものであります。ここは期待ということで、是非、面白い企画をお願いしたいというふうに思っております。

他に（7）として、本丸全体の遊歩道を整備するべき、歩道橋を撤去するということですので、これにつきましては、平場から本丸に上がる道につきましては、ここから資機材を搬入するとも聞いておりますので、この道はすぐには無理とは思いますが、城内に入った道は写真資料見ていただいてもわかるように、ほとんど手つかずでほったらかしだと思っております。私が歩いた感想で。したがって、城山ハイキングやツアーや、東京都から誘客の増幅を図るためにも、この遊歩道、登城道ですね、これは、補助金に頼らず自主財源での早急に整備し、日本100名城のすばらしさを期待して、津和野城を訪れる多くの方を落胆というか、がっかりさせないように、観光していただき、観光客のさらなる誘致につながるようにしていただきたいと思いますが、自主財源で、遊歩道、登城道だけ整備すれば、石垣を直すのなら多額な巨費が要ると思いますが、遊歩道だけでも先にできないと思われておられるでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 自主財源で遊歩道だけでもということですが、遊歩道を仮に設置するにしても、文化庁の許可を取ってコースも設定をして、材料もどういったものをつくるかということを決めていかないといけません、仮に登城用の遊歩道をつくらうとすると、先ほど御指摘いただいたような仮設の遊歩道でしか設置ができないのが現実であろうというふうに思っております。史実がない道をつけるわけにもなかなか簡単にいきませんし、その辺のいわゆる調査的なものからスタートすると、またこれが時間がかかるというような、そんな状況もありますので、仮設でどこか別のところに道をつけてほしいというようなことがあれば、検討の余地はあるかというふうには思いますけれども、きちっとした遊歩道を新たに設置するというのはなかなか困難かなというふうに思っております。本来、登城で正式の道のほうは、今、平成9年の地震で崩れた、いわゆる二ノ丸のところからが本来の登城道ですので、今議員の御指摘の道というのは、本来の登城道というラインでない、裏から回るような形で、上がっているというような状況でもありますので、なかなか御指摘のように簡単にいかないのが現実かなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） いろいろ文化庁とか、申請も必要とは思いますが、もともとあった登城する道、必ずあったはずですので、新しく造れと言っているんじゃないので、できればそれを復元して、この前5月23日登ったときも、随分の方が登っておられました。その方たちも、またこれから訪れる方もがっかりさせないためにも、是非とも実現するよう申請をしていただき、実現していただくよう期待をいたします。

次の8番、城山パンフレットの更新を早急に、現状と合致しない部分が多くあるということで、これが先日いただいた城山パンフレットです。これを見ても、もちろん合いません。それと、津和野城跡、国指定史跡、やはりこれは昭和17年に指定されたというすばらしい事実があるわけです。ちょっとほかとは違うというような、やっぱり指定日、こういうものを入れてもらって、ここに日本遺産とあります。何で日本遺産になったのか、これ見ただけではわかりません。やはり、津和野今昔百景図があること、こういうことの説明も入れていただくと、何の日本遺産か、これを見ると、城山だけが日本遺産になっているような感じがします。あとはいろいろ説明見ると、トイレは事前に済ましてきてくださいとか、これはもちろん変えられるとは思いますが、この下に100名城とありますが、やっぱり日本100名城、表に入れるべきとおもっています。こんな全国の城のすばらしい城の中の一つであるんだという宣伝が必要とおもいます。他所に発信しての。そういうことでいろいろ見させていただきました。これは取り替えられるということでいろいろ工夫されまして、もっと大きなここらでも例を見ない国指定史跡もいいとこですので、もっと大きな紙面を使って、津和野町の宣伝をしていただきたいとおもいます。如何でしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今のパンフレットについては今見直しをかけておりますので、今年度中には新しいものになるのかなというふうに思っています。それから、予算の範囲があって、現在想定しておる分の大きさでいくと、議員さんの言われるような大きなサイズになるかどうかはちょっと疑問かなというふうに思いますが、いただいた御意見は参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） これを倍にとか何とかじゃなくて、もっと大きくいろんな宣伝は入れていただきたいということでございます。

9番目ですが、日本100名城訪問記念のスタンプ場所、これは、先ほど答弁がありました、よくスタンプ場所がどこにあるかと聞かれることがあります。鷲原八幡宮の御朱印もそうですが、観光リフト乗り場1か所では、この前も阿東町の父兄と子供七、八人が鷲原側から歩いて向こうへ出るんだと。これは100名城のスタンプで行ったかどうかわかりませんが、遊歩道歩いて鷲原降りたら、スタンプ付くところがないわけです。確かに、どこどこに行ったら置いてあるというのも難しいんですが、聞かれたときには、とにかく観光リフト乗り場に行きなさいと言うしかなく、他にもう1か所ぐらい検討してみるというお考えはあるでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 失礼します。城山の100名城のスタンプでございますが、これについては、観光リフトのほうに設置をしてあるところでございます。過去から観光リフトが営業しているときには、いらっしゃったお客さんがスタンプを押す

ことができる。営業していないときはできない、これに対してどうにかしてくれというような意見も多数ありました。そこで、例えば津和野町役場、津和野庁舎のほうにスタンプを置いておいたらどうかということで、御提案もあったところですけど、それに対して、100名城のスタンプを取り扱う日本城郭協会の方、こちらの方からスタンプは唯一、1つしか作ってはいけないことと、それと、城跡から距離を離して置くことは、これもよくないということで、どちらも駄目という答えをいただいております。結果、現在の場所、観光リフトにただ1つ設置している状況でございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） では、次に2番目の出丸修復工事着手から工事完了まで、これ6年ということがありました。施工業者数は3社。これは同時参入、1社ずつでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 工事は1社ずつであります。年度年度で延べ7社になりますけれども、同じ業者が何回かやっておりますので、3社が行っておるということであります。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 3番目の本丸修復工事着手予定・工事完了ですが、これによりますと、令和5年度から令和10年度で完成予定とありますが、この出丸一つに6年かかって、この10倍もあろうかというような本丸工事、5年で終わるものかどうか、ちょっと不思議に思いますが、何か秘策でもあるのか、もしくは、先ほど言いましたように、町内業者3社か4社、石工事には慣れてないかもしれんですが、鳥取の八頭郡とかにも石工専門の業者もおられますが、その例えば指導者を三、四人呼んでできるものかどうか、向こうの石工の会社の方は、派遣要請があればそれは大丈夫ですという言葉はいただいております。10倍以上もあるのが5年で済むかどうかちょっと、何か秘策でもあればちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 特に秘策があるわけではありませんが、一応計画年度が10年までということのスパンで国のほうの計画が申請されておりますので、それに沿って御答弁をさせていただいております。今回、工事をするのに出丸からスタートしたのは、工事をある程度慣れさせるという目的も一つあって、ちょっと規模の小さい出丸からスタートしたというところもあります。ある程度工事の要領等わかってきた段階で本丸へかかっていくということで今想定をしております。

あとは、予算との兼ね合いになってまいりますので、最近、予算が文化庁の予算の分が査定が大体半額になって、希望額の半額の事業費というような形で査定が来ております。町としても財政規模がありますので、どこまで出せるかというのはわかりませんが、国全体も先ほどお答えしたように、全国的な災害等で文化財がかなり傷んでそ

この修復費用がかなりかさんでおるような状況もあって、補助額というものの自体も若干限界があるようでございます。併せて県の付随の補助についても県の財政との相談の中でやる形になりますので、全体の規模はその年その年で変わってくるかというふうに思いますが、一応目標の10年度を目指して進めていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） どの事業をするにしても、予算は必ずついて回ると思っておりますが、できるだけ予算を獲得していただいて、こんな大きな史跡を必ず生かしていただきたいと思っております。

全国の行ってみたい天空の城6選に津和野城跡は選ばれております。順番に言いますと一つ目、兵庫県の養父市の竹田城跡、二つ目、三重県、赤木城跡、3番目に島根県、津和野城跡、4番目、岡山県、備中松山城、5番目に福井県、越前大野城、6番目に岐阜県、郡上八幡城で、この6選に入っているということは、大変うれしいことであります。そのようなことで、全国の行ってみたい天空の城6選にも選ばれている津和野城跡であります。是非とも、早く修復をしていただき、努力していただき、津和野城の観光がますます反映するようにお願いしたいと思っております。

以上で、この質問を終わります。

次に、町道通行困難・危険か所の整備としまして、町民の安心安全並びに交通の安全確保のため、町道危険か所の早急な整備をということで、この書いてあること、私が質問することは、家屋の撤去や解体、道路拡幅などの大がかりなものではありません。軽微なことで解決することがありますが、少し予算のかかることもあります。

1番目に、川丁、救急車進入困難か所の改善としまして、下側からの進入の直角右折場所、道路事情が変わり右折が非常に困難となっております。少しの改良で問題は解消すると思われまます。住民の安全安心のために、これは側溝の改善をされてはどうかと思っております。同じような案件があるかどうか日原分遣所に問い合わせたところ、日原管内においては、こういうところはないということでありました。

2番目に町田、森鷗外記念館前の歩道に転落防止対策が必要ではないか。今年3月、歩道進行の男性お年寄り運転の電動車が道幅60センチ、高さ1メートルの側溝に転落し、居合わせた友人と通りかかった役場職員の3人で引き上げたところでございますが、幸いほぼ乗車時のまま下に転落されており、けがはありませんでした。今後、ますます増える電動車事故防止に車止め対策をということで、3番目、後田、安野美術館前の側溝整備、高岡通りの側溝の一部を鉄板で覆いポールを立ててあります。10年以上この状態と私は記憶しております。通行人、通行車両の安全確保のため早急に整備をすることが必要ではないかと。また、この通りは津和野町のメイン通りの一つであり、観光の町津和野町にふさわしくない光景であると思っております。

4番目に、鷲原、大蔭橋高欄整備。平成25年山口、島根激甚災害で高欄が立木で破損し鉄パイプで現在補修してあります。そして8年が経過します。

橋の竣工は昭和40年、56年が経過します。高欄に高経年化、転落等に注意の表示とさび・腐食等に注意の表示があります。高欄の高さは76センチ、近くのほかの橋よりは20センチから30センチ低く、非常に危険であります。改修の計画があると聞いておりますが、時期はいつでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町道通行困難・危険か所の整備についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。整備について御要望いただいた箇所は、町道川丁線と町道川丁西線の交差点であります。御指摘のありました救急車両の通行について、その状況を確認するため、先日、津和野分遣所の協力により現地にて高規格救急車の乗り入れ走行の確認をいたしました。これによりますと幅員狭小のため右折する際に内輪差が十分に取れない状況であり、分遣所職員へ確認すると数回ハンドルを切り直して右折しているとのことでありました。

また、現地は道路側溝の蓋が整備していない状況であることから、夜間の救急出動時においてはより一層の慎重な運転が要求されるものと考えております。

このように救急車両の通行を初めとした救急業務を迅速かつ安全に行うことは業務に従事する職員のみならず、地域住民の生命を守ることからしてとても重要であると考えております。御指摘の箇所において隣接者の御理解もいただきながら、安全に通行できるように今後対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

二つ目の御質問であります。御指摘の箇所については、町道森野坂線に接する水路となっておりますが、鷗外記念館から津和野土木事業所までの間約32メートルは明渠の水路となっており、その前後は水路に蓋が整備されている状況であります。電動車にお乗りの方が水路に転落されたということですが、救助も早く幸いにもお怪我をなされなかったことにつきましては、とても安堵しているところでございます。この通りは、住民の方々を初め、観光客も通行されるところでもありますので、安心して安全に歩行者、自転車等が通行できるようにしていかなければならないと考えているところでございます。

今回のこの転落事案を踏まえ、電動車、歩行者等の転落を防ぐため転落防止柵等の設置など整備を検討してまいりたいと考えております。

三つ目の御質問であります。御指摘の箇所は、町道駅前線の美術館の対面の一車線から右折レーンゾーンに変わるところの側溝であります。現地にて確認いたしましたところ、溜桝に鉄板の蓋がかけられて不安定な状況であり、歩行者や車両の通行に支障があるものと判断をしております。

また、御指摘をいただきましたとおり、高岡通りは津和野のメインストリートであり、また、津和野の観光の玄関口であるJR津和野駅が隣接することから、観光客や車両の

通行の安全を図るために、当該箇所の整備につきまして検討してまいりたいと考えております。

四つ目の質問でございますが、本町におきまして、主として高度経済成長期に整備した橋梁を初めとした道路施設の老朽化が進んでいる状況であります。このような中、道路の点検結果を踏まえ策定する長寿命化修繕計画に基づき実施する国の道路メンテナンス事業補助制度を活用し、施設の修繕、更新等を進めておるところでございます。

御質問いただきました鷺原地区の町道大蔭線大蔭橋ですが、高欄に補修を要する箇所が確認され、令和2年度において、橋梁修繕調査設計業務委託を発注そして完了したところでございます。

しかしながら、大蔭橋については、橋梁診断の結果、橋梁本体機能の健全度は一定の水準以上であり、速やかな長寿命化事業は要しないことと判定されており、道路メンテナンス事業補助制度を活用して事業実施することは、現状ではできない状況であります。

このようなことからしばらくの間は、定期的に点検を行い、何かしら変異が生じた場合は部分的に補修を実施したいと考えておるところでございます。

町道整備につきましては、町議会の皆様方を初め、各自治会の方々より多くの御要望をいただいているところでございます。また、部分的な維持補修等については有利な補助制度がなく、財政的な理由からいたしましても一度に整備できない状況であります。

この点につきましては、御要望いただいた箇所について状況を確認して、緊急性、経済性、優先度等を考慮した上、対応を検討していきたいと考えているところでございます。

今後も町道を初めとした公共土木施設の適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） それでは、1番目の川丁救急車進入困難か所のことに入ります。

ここでは、救急隊員が降りて誘導すれば何とかできるが、時間がかかると、これは時間がかかって行けるようでは救急車、大変意義が薄れます。そして、この奥にはまだまだ家が七、八軒あります。そこへ行くのに、雨や風、雪の日など、担架で長い距離を搬送することは、運ばれる人、運ぶ人とも大変であります。先ほど、改善と言われましたので、これは、是非とも改善をしていただきたいと思っております。

2番目の町田、森鷗外前ですが、電動車の前かごに、この前はかごにいっぱい物を積んでおられました。お年寄りの方ですので、1回出るといっぱい買って帰ります。そうすると前が見えない、ここは今まで通りよったからと思って、そこ突っ込まれたと思うんですが、今からまだまだこれ増えると思いますので、この対策も、急ぎされることが必要かと思っております。

安野美術館前の側溝整備ですが、この整備につきましては、町の美観にも大きく貢献すると思います。いつまでもあのようなポールが立ってヨモギがぼんぼん生えている状態では、メイン通りにふさわしくないと思っております。高岡通り通行の人は平日もですが、横断歩道を渡る人もおられますが、やはり横断歩道を渡るのが面倒くさい、このまま行かれて、また帰りも駅のほうに左側通っていく人もかなりおられます。こういうことで転落というか、事故防止、また交通安全のためにも早急な工事着手を期待いたします。

4番目の鷺原大蔭橋高欄整備ですが、この橋の高欄の高さが74センチ、軽自動車を通るのが主ですが、橋の途中で軽自動車を通りそうになったら、その橋の欄干に座って待つ年寄りが多いんです。軽自動車は、通るまで待とうと思うと、なかなか動かんから、仕方がない、発進することの再三見かけます。本体の健全度と速やかな長寿命化事業は要しないとのことでありましたが、橋全体の改修ではありません。写真資料見ていただきましたように、この高欄には、危険だから危ないという注意書きが載っております。この高欄の整備、近くの橋から比べても、70センチという高さは、20センチから30センチ低いです。もしも誰かが誤って落ちたときは、高欄の上からの水面まで6メートル、さらにその下、地盤面までは1.5メートルあります。普通の人飛び込んでも助けに行っても、お互い溺れる恐れがあります。したがって、もう少し高く、老朽化した高欄の整備を考えていただきたいと思っております。これについては、散歩やジョギング、なごみの里から鷺原八幡宮参拝ややぶさめ神事見学など多くの方が往來します。自動車は木部畑迫、また近隣の軽自動車などはなごみの里や中座バイパス経由で益田、山口方面に行くのに利用され、歩行者が先ほど言いました、待つこともあり、非常に危険であります。さらに、この橋は津和野今昔百景図を歩く、23図の鷺原大蔭橋でもあります。百景図を歩くということですので、この案件もあり、少しきれいな橋にしていきたいと思っております。そういうことで、この橋全体の耐震強度を測るとかじゃなくて、高欄の整備だけをやはりしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 失礼します。ただいま御意見いただきました件でございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、有利な補助制度がないということで御説明差し上げましたが、私も現地を確認いたしまして、高欄が若干通常の高欄より低いということを確認させていただきました。この辺につきましては、昨年、橋梁の修繕の設計のほうができております。その辺の環境もありますが、今一度、維持で何らかの対策ができないかということをもた検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 以上で質問を終わります。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、2番、米澤岩文君の質問を終わり、ここで2時15分まで休憩といたします。

午後2時05分休憩  
.....

午後2時14分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、質問を続けます。

発言順序5、4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは、私の質問の一つ目が青野山の活用計画ということでございます。

青野山に関しては、先般、天然記念物、それと名勝ということになっておりますが、あれからちょっと時間がたってみて、いまいち、びんこないなというのが正直なところではあるんですけど、実は、青野山というのが津和野の観光というか、津和野を売り出した大きな役割を果たしたという、そういうことを実はこの前沖本常吉さん、民俗学者、文芸春秋社から東京日日新聞を経て津和野に帰郷されて、津和野のことをいろいろ書いておられる人の本をちょっと読む機会がありまして、その方の本を読んでいたときに、こういうこと書いてあるんですよ。吉賀町柿木のほうから峠をずっと登って、笹山ですけども、笹山に着いた旅人が、津和野に雲海がわーっと広がる時期、この時期にはその雲海の下は、ですから、我々はそこにいるわけですから、何となくどんよりしとるなみたいなことですけども、その雲海の上は、太陽がさんさんと照っておって、非常に青野山が美しく見えたということで、旅人がこの津和野に感激したということの一つ言っておられました。地元の人に聞いてみても、そうだという話だったんですけども、私はそれ知らなかった。それが一つと、もう一つは国道9号線、日原方面からずっと入って直地のところで青野山がどーんと立ちはだかりますね。立ちはだかったということは、旅人は、その青野山の向こう側にどんな町があるんだろうかということ非常に期待したと。これが青野山が津和野を売り出した、あるいは津和野を世に出したという一つの現象だということを書いておりまして、こりゃあ青野山はもっと力を入れて今の保存計画、活用計画をもう1回ここでねじを巻いてやらにゃいけんというふうに思ってこのテーマを取り上げたわけですし、それで早速質問に入るわけですけども、事業費として300万円つきました。そして、そのうちの220万円、これが委託料という形です。この委託料というのがどんなところに委託しようとしているのか、第1番目の質問です。どんなところに委託しようとしているのか。例えば、〇〇コンサルタントとかの専門会社というもの、あるいは、そういうものが既に腹の中で決まってるんかいというのが私の質問ですけども、それか、あるいは町民による実行委員会なるものなのか、ほかにそのほかもろもろ、こういうところをまずは第1番目の質問ということ。

それから、2番目、もう既に決まっていますよなんちゅうのは絶対あり得るわけないことなんですけども、町として、その委託するところに、あるいは委託する人たちにどんなことを委託したいのか、どんなことをやってほしいというふうに思っておるのか、もしそういう内容があるのならば、ぜひ教えていただきたい。あるいは逆に全く何にもないと、もう丸投げみたいなパターンなのか、まずそこから教えてください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、青野山保存活用についての御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の委託先についてであります。青野山保存活用事業費のうちの委託料については、都市計画及び地方計画を業務内容とする土木関係建設コンサルタントを対象にして、指名競争入札を行う予定であります。

二つ目の委託内容についてであります。委託業務の内容は、今年度から来年度にかけて2か年で策定する予定の青野山保存活用計画の策定支援業務になります。この計画策定に際しては、天然記念物及び名勝を専門とする有識者のほか、青野山に関わる地元自治会や町内団体の代表等で構成される青野山保存活用計画策定委員会（仮称）であります。これを設置し、文化庁及び島根県教育庁の指導を受けながら、策定をいたします。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 今のお答えの中に、コンサルとしてここに土木関係建設と書いてある、これが非常に気になるんですよ。土木関係ということは、土木に関するもの以外はどうするんだろうかというのがまず1点目、これをちょっとお聞きしたいんですよ。何でもかといいますと、あの青野山の地域の周辺の自治会の人たち、あるいはここに、これは取材が津和野フェス実行委員会、これが主に青野山周辺で民間団体の人たちがこういう企画をして、具体的にやっておられるということで、この町内の団体、こういう人たちが非常に関わってきているんですよ。それから、今回で60年目になるという青野山のサイクリング、サイクリングは最近ですか。ハイキング、すいません、私、そこに一緒に上がったことないんで、ハイキングクラブ、60回目というの今年迎えたというようなこと言っておられますし、それから、麓耕側では桜を植えたりとかツツジを植えたりとか、それからもろもろのいろんなイベントをやっておられる、こういうような非常にそういうところに活発な地域、非常に活発にやっておられる地域ですよ、そういう団体がある。だから、これを私今までのコンサルと何とかといったときに、大体私が悪いイメージで持っておるコンサルは、どっかのテンプレートがあって、その名前をちょっと置き換えてという、あまりいいことじゃないですけども、そういうイメージがどうしてもあるんですよ。地元の人とか、そういう有識者とか、それと今のこういうような団体とかをちょこちょこっと集めてそれでコンサルがまとめました。ちょろっと聞いてまとめました。はい、220万円と。これがどうもこのパターンじゃない

というふうに最終的には持っていきたいんですけども、このイメージがどうしても私頭の中に浮かんできて、こうなっちゃいけませんよというようなことに、ぜひこの一般質問を通して皆さん、こういうことを確約とまではいきませんが、そういう方向になっていただきたいなというふうに思うんです。

それで、まず最初の土木関係建設コンサルが確かに保存のほうはいいですよ、だけど、活用のほうまで彼らがそれをコンサルし切れるのかということが非常に心配なんですけども、そのあたりはどうです。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今の名称に若干こだわりがあられるようでございますけども、一応こういった諸計画を生業にされておられる専門のある意味コンサルタントが全国におられます。その中で特に文化財系についてはそれを得意とされているコンサルもたくさんおられます。一番心配されておられるのは、いわゆる金太郎あめ状態になるというのを御心配なんではないかというふうに思いますが、幸いにも文化財というものは、それなりに、それぞれに特徴があるもので指定をされます。特に津和野の場合は、今回の青野山というのは名勝であり、また天然記念物という二つの国の指定を同時に受けておるといところで、これは数はそんなに全国でもないかなというふうにも思いますし、その山の特徴を生かして、要は計画をつくっていくわけでありますので、まずは基礎資料を集めること、そしてそれをもとにして、次の段階で活用計画をつくっているという、そういった２段階で今年と来年に分けて計画をする予定であります。そういった意味では、全国のいろんな有用事例もある意味持っておられる場合もありますし、基本的に文化庁が規定するある程度の項目が、これはなげにやいけんという必須項目がありますので、町民の方で有志でその部分をつくるというのはなかなか技術的についていけないというふうに私は思います。ある程度の一定の基礎の上に町民の皆さんの代表に入ってきて、いろんな意見をいただいて、それを活用に結びつけていく、そういう形で計画をつくっていかうというふうに思っております。

過去にもいろんな文化財について諸計画、活用計画をつくっておりますが、津和野町のその計画が全国で金太郎あめになっておるかということ、そういうことは決してありませんので、その辺は心配ないというふうに私は理解をしております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（４番 道信 俊昭君） 城山のことを出すとあれなんですけど、私が聞いている関係上、スムーズに行くとるとはとても思えないんですよ。だからこれを言っておるんですよ。だから、確かにそういう先生方の書かれたものは今法律とか文化庁にのっとってやっておられるけど、一番大切なのは、活用していくということ、ここを、私はそこを思っているんで、今のテンプレート的なことはそれではそれでいいです。ですけど、活用の部分にうんと力を入れてほしい。そのときに、行政マンの力も非常に要る、人数も要る、私、前に委員会の中で、名前出しませんが、１人では無理だと、だから人

数を増やして、そうしてやってほしいということを行ったことありますけども、そのあたりをぜひ検討していただかないと、またという感じが非常にするわけです。

それで、私がこれをつくるに当たっては、当然私のブレーンというものを相談しますから、そのときに今のようなことが非常に懸念されるということですから、これ、今から流れていきますから、その中でみんなで作るということを是非やってほしい。みんなで作るということは、さっき、ちょこちょこっと集めてちょこちょこっと聞いて、ちょこちょこっと入れるというパターンじゃなくて、3者、ですから、民間とコンサルと、それから役場の人、この三つが常に連携を取ってやるということが、実はこの前のチップヤードの現場に行って、同僚議員からもありましたけど、委員会で行ったときに、職員と設計士ですけども、コンサルに当たる専門家とそれから現場、ばらばら、これじゃあだめだろうと思った。私は、ああいうところに初めて入ったときに、これじゃあできんだろうと思った。だから、このパターンだけは絶対避けていただきたい。これが、金額的にも220万ですから、それを上手に皆さんに還元できるというか、一緒に知恵を出してくれた人たちに、そういうものが還元できるボランティアですよっっちゃうようなことじゃなくて、そういう人たちに対してもしっかりと手当を出して、知恵とそういうものを出していただきたい。みんなできりにそういうものの打ち合わせをしていただきたいということをぜひ、今日のこの一般質問の中で、教育長、お約束をいただきたいということですが、いかがですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 議論の場とか協議の場は、できる限り持って、いいものをつくっていかないといけないと思います。ただ、この220万のコンサル料の中から、地元の住民さん方に手当を出すような形は多分想定はされていない金額だろうというふうに思いますので、仮に委員会とかでそういった協議の場が必要であれば、うちのほうで報酬を設定をして、集めてやるとか、そういった工夫をしていかないといけないのかなというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 分かりました。突っ込んで220万の内訳をここで云々というのではないですけども、私が何を言いたいかと言ったら、そういうように骨を折ってくれる人たちに対しても、しっかりとそういうような手当とか報酬というものをやっぱり出してという必要がこれは、このことだけじゃなくて、ボランティアですよというパターンは、私の個人的な考えというのは、あんまり賛成じゃないんですよ。でないと、やっぱりそこに参画してくれる人たちは自分の仕事をやっぱり置いて出るし、それから過去の実績というものも、知恵というものも、みんなこれもお金がかかって積み上げてきたもんですんで、それをぜひ換算してあげることを、これは一つの例として、ぜひこれを私は見てみたいというふうに思っております。

それともう一つ、地元の人たちが一番知りたいのは、自分の土地の要するに道路、それから、木、これに対してどのような制約がかかってくるのかということはこの天然記念物とか、こういうものに指定された場合に、どれだけそれが上におっかぶさってくるのかというのが一番心配なんです。それで、私、大分前に「もう一度地域の人たちに説明してくれ」というふうに言うたら、生半可な返事でしたかな。「最初に言いましたよ」と言ったけど、説明するということは、相手が納得するということですので、「一番最初に言いました」という、これが私ちょっと気に食わなかったんで、それで改めてどうも地元の人らは今の自分の所有地に対して、あるいは所有の木に対してのそういう規制がどうなるかということが知りたいということは、前に言っとったんだけど、それ、結果的に何もないということだったんで、ぜひそのあたりを厳密じゃなくてもいいですから、ちょっとわかる範囲でどのようにかぶさってくるのかということをお教えしてください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 指定を受けている土地につきましては、文化財であろうと保安林であろうと、作業をする場合については、それぞれの分野のルートで申請を出すような形になると思います。伐採にしても、道をつけるにしても、あそこは、城山と同じように、県立自然公園にもなっていますし、保安林にもなっていますし、それから、今回文化財指定ということで、3種の網がかかっていますので、それぞれの監督官庁のほうへ、その規模に応じて作業の申請をするような形になると思います。極端なものでない限りは、それなりに許可が出るというふうには思っておりますけれども、大規模な開発になるとそれなりにやはり制限が当然かかってまいりますので、その辺はまたそれぞれの部署で御相談をいただいて、申請を出していただければ大丈夫かなというふうに思います。また、そういった内容につきましては、前回の城山の関係の無許可開発のときに若干広報もいたしましたけれども、折につけ、広報等でそういった申請が必要になるということも出していきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ですから、もう一度行きますけども、説明会というのはぜひお願いしたいんですけど、地元の。ですから、あそこあたりは、具体的には笹山地区と麓耕地区と直地地区、直地地区はあんまり多くはないかもわかりませんが、合同でもいいですよ。合同でもいいし、1回説明会をもう一度ぜひやっていただかないと、ただこの一般質問だけじゃわからないので、文書でほしいじゃなくて、申請せいというようなことじゃなくて、懇切丁寧にやっぱり一度はやっていただきたいということを私は非常に希望するんですけど、いかがです。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） そういった御要望があれば、地域で呼んでいただければ参りますので、この申請をするに当たって、それぞれ笹山、それから直地、それから麓耕、

それぞれの所有者の多い地域については、自治会等に出向いて、当初申請をしております。ただ、そのときの説明会は大分時間がたっていますので、またその代も代わっておられるところも若干あるかというふうにも思いますし、要望があれば、お呼びいただければ、どこでも参加いたします。ぜひそのようにお願いをしたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 分かりました。地元の人達にそのように伝えて、そういうんだったらという形でやっていきたいと思います。

それでは、次は、ここに、この前私自治会長やっていますんで、これいただきました。ここに自治会長及び囑託員の皆様へのお知らせと、これ、非常にはっきりとわかりやすい。すごくわかりやすいんですよ。文字が大きい、まず。これも良かったし、1ページ目はちょっと小さいけど、これわかりやすいなと思って、ここへ持ってきたんですけども、それで、これから自治会の会員の方にも皆さんこのことを今日もぜひ見てくださいよというのは会員の方にも一応言っているんですけど、これをまとめたものをまた皆さんにお伝えしようかというふうに思っておりますんで、一つ目が、町道等の被災報告について。これについての「等」については——前回私も等っちゅうのは等等というのを言いましたけども——ついては、雪も含まれると考えるんですけどもという、雪も当然この中に被災の中に入りますんで、私はそう思ったんですけど、2番目が、除雪に関するお願い、これで、毎年屋根からの落雪のために通行できなくなる町道がある、除雪を円滑に進めるために地権者の同意を取っておいてと書いてありますが、これ具体的に、相当具体的になったんですよ、これ。実は、その地域の人からちゃんと私宛に来たんですよ。来ているんですよ。他の人も耳にしていますよ。ですけどもこうやって文書で屋根から落ちてくることで毎年何日も通れんし、車が通れんしみたいなことを聞いていましたし、今度は文書でこうやって来ていますので、それで、実はあそこのところ、私の自治会の中で、日陰になって、それで雪がどそっと落ちたら、もうそのままにしといたら、10日以上もう全く通れないと、車が。地域の人たちで一生懸命毎年除けているんですけども、そここのところの状態を、その家が破産しているところなんで、どこにどうやって言っているやらわからんというのが私に要望があったんで、それを、分かりました、はいじゃあ具体的に出しましょうということで、破産管財人が管理している物件の場合はどのようにすればよいかということが2番目の質問。3番目が、里道、水路等の町有財産の維持管理について、ですから、町有財産である水路の保険適用に加え、これまで地元が無償で管理していたものに対しては、労働の対価を支払ってほしい。あんまり強く言っておるわけじゃないんですよ。払えとかという意味じゃないんですけど、そういう人たちが毎年ずっとだから、ちょっと缶ジュース代ぐらいはどうですか的なことですので、あんまり強く言っているわけじゃないんですけども、先ほどの私、ボランティアでというところからちょっとこういうふうに一応これに題材として上げたんですよ。これを。

さっきみたいに缶ジュース程度でもいいんですけどもみたいな、そういうところでお答えいただけたらなと思いました。

以上です。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、自治会長及び嘱託員の皆様へのお知らせに関して、お答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問にあります、先に各地区自治会長及び嘱託員の方々へ配布いたしました文章の町道等の被災報告についての文章表記について、「等」には雪が含まれるかどうかという御質問であります、ここでは、雪については意図しておりません。除雪の要請につきましては、別途お示ししております除雪に関するお願いの項目を御確認いただきたいと思いますと考えております。また、着雪を原因とする倒木や融雪による法面崩壊など、積雪に関連した被害を発見された場合は、その被災状況について、所管であります建設課へその旨御連絡いただければ、対処することとしております。

なお、各地域の自治会長または道路愛護団長より除雪の要請があった場合は、路面の積雪状況について、確認させていただいた上、除雪計画を基準とした除雪対応を実施しているところでございますので御理解をいただきたいと存じます。

二つ目の御質問になりますが、除雪を円滑に進めるために地権者の同意を取っていただきたい物件につきましては、立木竹や個人で設置された看板など、除雪作業において支障となる所有権が存在する物件を想定しております。よって、御質問いただきました屋根からの融雪につきましては、特段家屋の所有者の同意が必要であるとは認識しておりません。

また、御指摘いただきました破産管財人が管理している物件とは、いわゆる空き家のことであると想定いたしますが、町道部分の除雪につきましては、本町の除雪計画に基づき、路面積雪20センチメートル以上を基準として、町内業者へ作業依頼しているところであり、道路外や除雪作業に伴い路肩に堆積した雪につきましては、大変申しわけございませんが、所有者個人、もしくは自治会等において御対応いただければ幸いです。

除雪作業に関しましては、各自治会より早く丁寧に対応して欲しいとのお声を頂戴しているところでございますが、町内全域の迅速かつ円滑な除雪作業による交通網確保のため、より一層地域住民の皆様方の御協力をお願いしたいと考えているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

三つ目の御質問であります、道路法や河川法などの法律によって、管理方法が定められている公共物に対して、里道や水路など、摘要される法律がないものにつきましては、法定外公共物と称されております。法定外公共物の多くは、明治期以前に自然発生的に形成されたか地域住民などによって造られたものであります。これらは、以前は国によって管理されておりましたが、権限移譲により、現在、町が財産管理を行っているところでございます。この法定外公共物は、町有財産といえども、一方で形成された経

緯から、利用者を初めとした地域住民共有の財産でもあるとも考えられるものであります。また、法定外公共物は、住宅地のみならず、山間部も含め、町内に里道4,600キロメートル、水路3,000キロメートルが存在すると推定され、その全てを町において機能管理することは、財政的な観点からして難しいことであると認識しているところでございます。

このようなことから、里道、水路につきましては、利用者の皆様方の自助努力により、引き続き維持管理をお願いさせていただきたく、御質問いただきました労働の対価の支払いについては、先ほど申し上げましたとおり困難であると考えておりますので、その点につきまして、御理解、御協力をいただきたいと思います。

なお、里道、水路等、町有財産の維持管理に係る作業を実施される場合は、御案内しておりますとおり、道路愛護団、河川愛護団の活動と同様に、全国町村会総合賠償責任保険を適用させることとしておりますので、作業を実施される前に御連絡をいただきますようお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） まず、空き家と、それから破産管財人というのは、ちょっと違いますので、まずお聞かせください。空き家の場合は、どのようにして所有者を追っかけていっておられるのか、現在、どういう方法で空き家に対しての所有者を追っかけていかれているかということ、かなり具体的ですけども、どうですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 空き家に関することですが、実は、空き家の今調査をこれから行うこととしております。その方法としましては、まずは自治会長さんに御連絡することとしておまして、自治会長さんの情報をもとにいろいろな調査を行っていくということとしております。まだこれ、今実はシルバー人材センターに委託して、シルバー人材センターと共同作業で行っていきたいと思っております。その具体的な追跡方法につきましては、今現在検討中でございます。また、わかり次第これは皆様方に御協力いただけるよう、自治会長の皆様にも御案内してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 自治会長、それから、自治会長から親戚を割り出して、それからずっと追っかけていく、常道ですよ。一つ、私、ちょっと前に直地地区の水のあれの土木をお願いして、それで地権者を探すということの作業を当たってもらったんですよ。そのときに、これは公でないといけません、要するに所有者が民間人が教えてと言ったって絶対だめですから、ただ、行政の人だったら、ちょっと正式な名前忘れたんですけども、行政何とか秘密、秘密があったかどうかかわからんですけど、行政だったら追っかけていける仕組みがあるんですよ。これを私見とったときに、なるほどこんな方法があるのか、ということ行政だからできるという仕組みをぜひやってほしいん

ですよ。それで今の所有者の特定をずっとしていただきたい。だから民間レベルの噂レベル的なじゃなくて、行政でしかできんことがありますから、それをぜひやっていただきたいということがまず、今の空き家、所有権がはっきりせんやつ、この破産管財人ちゅうのははっきりしていますけんね。地域として教えてほしいんですけど、というのは、ここの地域の方は、一応役場に行ったらしいんですよ。破産管財人の人が誰かちゅうって言うて、教えてくださいというふうに言ったら、それは個人情報ですから教えられませんというふうになつたらしいんですよ。個人情報ですから教えられませんということは知つとるちゅうことですけんね。そういうことになる、ひっくり返せば。裏返せば。破産管財人を特定していく、当然私、役場の方は、役場はわかるんじゃないかと思うんですが、まず、そういう破産管財人の人が多分出口だろうと思うんですよ。この人ちゅうのは町役場ではわかるんです。それとも、町役場でもわからんのです。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 破産管財人は、私も弁護士の方が多いかなというふうに思っておりますが、申しわけありません。僕は、例えば企業が倒産をされて、家屋自体が社屋ですか、そういうのがいわゆる危険家屋になっておって、その家屋を例えば壊すとか、更地にするとか、そうした場合に破産管財人の方と相談をするというケースを私もつわの暮らし推進課として経験しておりますが、今、議員おっしゃるように、一人でそういう破産なりをされて、破産管財人等で得ておる情報というのはちょっと今のところ手持ちでございませぬ。なので、恐らく役場にお問合せされて、個人情報保護の観点からお答えできないというふうなことがあったということでございませぬが、ちょっとそのケースが今わかりかねますので、今そこで言われる破産管財人ということについての情報は今のところ持ち合わせていないということでございませぬ。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 裁判所かなという感じはちょっとあるんですけど、ですから、そのあたりのことをちょっと役場としてもちょっと勉強していただいて、裁判所に直で行くんだったら裁判所に行けばいいことなんだけど、そういうときに、役場がこの間に入るとか、個人が裁判所に行って教えてください。普通あんまりないんで、だからそういうときに手助けとして、例えば裁判所だったら、役場が間に入ってあれしましょうとか、そういうことを親切なあれをしておかれると、今の空き家対策の空き家でさっき言ったように追っかけていくということと、こっちは破産して、破産管財人がおる、これは、具体的には個人ですけど、個人の場合だったらこうだ、ああだというようなことをぜひ勉強してほしいんですよ。地域として、じゃあ、これだったらこういうふうに申請しようとかというようなことができますんで、個人情報だから教えられません。さっき言ったように、これ知つとるんじゃないちゅう感じなんだけど、本当に知つとるか、勉強していないのか、そんな感じでちょっとわからないんですけど、ぜひそのあたりを勉強していただいて、それで、町民の人にあんたらが説得しなさいと

か、あんたらで解決しなさい。それは無理ですから、だからぜひそこをこれでいくと、地域の人たちがそういうものを解決しておきなさいというふうになりますんで、読めますんで、それはちょっと無理だろうというふうに思うんで、ぜひ、そのあたりは一緒に勉強していきましょう。

それと、ちょっと雪のそこ、これにも関連するんですけど、雪が落ちてきたときにそれに対して保証がどうか、ああととかいうの、この破産管財人のことなんですけど、屋根に雪止めをつけさせてくれ、こういう要望なんですよ。だから、何かがあったときにそれに対して云々じゃなくて、逆に何かがないようにこういうことをさせてくださいということを地域の人たちは要望されているんで、だから、一番最初に雪と言ったのは、そういうことで、除雪ということじゃなかったんで、ちょっと今、ふとそれ言い忘れたと思って今言っているんで、今のようなことで、それがわからないと対処のしようがありませんので、方法論がわからないと。そのあたりを一緒にやっていきましょう。

それから、さっきのボランティアの関係で、そこは長年ずっとボランティアでやってこられた。実はつい昨日、溝掃除されたんですよ。今までは、自分達でダンプを用意して、そして、全部1から10までやった。ですけども、去年、ぜひ、運び手がおらんかったから、お願いしますという形の中でお願いに行ったら、そしたら役場のほうが、それだったら集めましょうということで、トラック出してくださって、それで今日あたりが集めると思います。日差しが結構いいですから。だから、一歩進んだなという感じが非常にしました。それで、昨日聞いたら、もう非常に時間が短縮されたと。今までだったらほとんど丸半日は潰されたんですけど、自分たちはわーっと上げて、それで置けば、あとは役場のほうがやってくれるということをやってもらったんで、本当に1時間やそこいらで助かったというふうに実は昨日、やった人たちから聞きました。だからそういうふうにして、1歩ずつ、少しずつやっていくということをぜひやっていただきたいと思っております。

それで、さっきのボランティアの件ですけども、実は、道路愛護団、河川愛護団というこの名前ですけども、町の間はこういうこと知らない、私もはっきり言ってどういう組織なのかというのはよく知らないんですよ。特に町の中の者は。だから、これ一体どういうものなのか、ちょっとさわりだけでもいいですから、教えていただけませんか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） まず、今、議員御質問ありました道路愛護団でございますが、今町内に82団体ございます。事業箇所でございますが、340路線、総延長227.5キロメートルということでございます。

愛護団の活動につきましては、個々に委託契約において、事業概要を明記させていただいておるところでございます。それによりますと、事業概要でございますが、道路法面の雑草の刈り払い及び清掃処理、その他空き缶等の処理、また、倒木、支障木等の処理でございます。なお、各愛護団への委託料につきましては、除雪作業面積により算定

しておるところでございます。住民との協働の観点から、地域の方々の自助努力によって、道路等の公共施設の維持に対しまして、御協力いただけますなら、今御意見ございましたとおり、愛護団のまず設立が条件となっておりますが、いただいた御意見を参考に、今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 課長、自治会というのは任意団体ですよ。今の愛護団というのは、これは、任意団体じゃないですよ。そこら辺が私もはっきりわからないんですけども、大体それじゃあ、何とか自治会と何とか愛護団というのは、ほとんどオーバーラップしているんですかいね、そのあたりちょっとすいません、知識不足で。教えてください。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今、御質問いただきましたが、道路愛護団、河川愛護団、各地域にございますが、ほとんどが自治会一つ式で設立しているのではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） あとまた詳しく教えていただきたいなと思っております。というのは、やっぱり高齢化が進んでいますんで、溝掃除なんかも年々大変になっているんですよ。それで、その地域でそういうものをきちっとして、という仕組みを今のうちからちょっと町の中もつくっていかないといかんかなというふうに、決してお金がほしいという意味じゃなくて、そういう組織をきちっとしていくということも今からちゃんとやっとかんと、みんなが大変だというときに、愛護団だったらこういうふうなあれがありますと。この保険のことにしましては、両方とも保険が適用されるということなんで、これはこれであれしますから、だから、愛護団のほうも一緒にほいじゃあやりましょうと、そうしたらこういうようなメリットがありますよということを皆さんに訴えかけていったら、よし、それじゃあ、それでということに強くなると思いますんで、特に津和野の、旧津和野の町の中というのは、もともとが自治会つちゅうのはほとんどなかった、町の中ですよ、なかって、私もまちづくり委員会の中で自治会を組織しようという中でずっと奔走しましたから、私のところだけじゃなくて、ほかの今度新しくできた自治会に対しても、今みたいなことの知識をおすそ分けして、そして、この町の中のそういう人たちの少しでも力になればというふうに思っていますので、是非、そのあたりを教えてください。

今頃何言っとなんじゃっちゅって、多分周りの人ら、よく御存じの長い歴史のある所は思っておられるんですけど、実際に、町の中で自治会もないようなところは、大体ほとんどこういうことを知りません。現実に高岡通りの今度溝の土砂をちょっと上げてもら

うということもお願いをしているわけなんですけども、そういう場合も、誰がどういうふうに言うていいかわからん。どうでしょう、現実には私のところに要望があつて、ほいじゃあつてやったときに、誰が申請するんかというのがよくわかっていなかったということが現実にはありましたんで、それで今回このこういうようなこと出たんで、それは当たりを一つ一つ積み重ねて、遅きに失しとるかもわかりませんが、一つ一つ積み重ねていくという作業をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。ありがとうございます。終わります。

---

○議長（沖田 守君） 以上で、4番、道信俊昭君の質問を終わり、本日の日程はこれで全て終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

午後3時03分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

令和3年 第6回(定例)津和野町議会 会議録(第3日)

令和3年6月8日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和3年6月8日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員(12名)

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宥文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	10番 後山 幸次君
11番 岡田 克也君	12番 沖田 守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	下森 博之君	副町長 .....	島田 賢司君
教育長 .....	世良 清美君	総務財政課長 .....	岩本 要二君
税務住民課長 .....	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長 .....			宮内 秀和君
健康福祉課長 .....	土井 泰一君	医療対策課長 .....	清水 浩志君
農林課長 .....	益井 仁志君	商工観光課長 .....	堀 重樹君
環境生活課長 .....	野田 裕一君	建設課長 .....	安村 義夫君
教育次長 .....	齋藤 道夫君		

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。昨日に引き続いてのお出かけありがとうございます。

これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、道信俊昭君、5番板垣敬司君を指名します。

---

#### 日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。昨日に引き続き、順次発言を許します。

発言順序6、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、丁泰仁でございます。

本日、通告に従いまして、2項目の質問を用意しておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速入らさせていただきます。

第1項目は、コロナワクチン接種と町内経済動向に関してでございます。

今日、コロナ感染の状況は、従来型コロナ株から英国型コロナ変異株に置き換わったため、感染拡大は収まらず、むしろ全国に拡大を広げています。東京、大阪、兵庫、京都、愛知など主要都市はもちろん、福岡、北海道、岡山、広島など地方都市まで緊急事態宣言の延長やまん延防止等重点措置の対象地域の拡大など、政府コロナ対策は大混乱に陥っているかのようです。このため、経済活動は低迷し、個人消費に与える影響は避けられず、損失は1兆円との試算もあります。

ワクチン接種の遅れも手伝い、国内総生産、ちなみに内閣府が5月18日発表した2021年1月から3月期GDP速報値は、前期比1.3%減、年率換算5.1%減の回復も危ぶまれ、政府の個人消費喚起策であるGOTOキャンペーンの開始も当分望めず、外食や宿泊業界には打撃となり、中小企業の倒産が増える恐れもあります。

政府、ワクチン接種の目標は、7月末までに全国自治体の高齢者全員に2回目接種完了であります。全国自治体の予定では最大80%前後で可能との回答、とても政府の思惑どおりにはいかないようです。

7月23日、オリンピック開催を控え、現下の状況を考慮し、中止または延期を訴える国民の声が6割に達しているとの世論調査の結果がテレビ、新聞記事で見受けられます。いずれにしろ、開催可否の最終決定は、コロナ感染拡大の状況、ワクチン接種の進行状況いかんによる不透明なものとなりそうです。

これらの状況を踏まえて、質問いたします。

質問1、島根県及び当町のワクチン接種進捗状況は。

2、秋口、全国的にワクチン接種が完了した場合の時点で、当町の観光経済の動向は。迎える体制は。当町への観光客の入り込み予想。行楽シーズンに合わせての各種イベントの企画は。

3、コロナ感染症対応経済対策、島根県GoToイートキャンペーンによる個人消費喚起施策の飲食業界に与えた影響は大であるが、9月に終了します。6月以降、町単独消費喚起策の企画はいかがでしょうか。回答をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。一般質問2日目となります。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

コロナワクチン接種と町内経済動向に関してでございます。

まず、最初の御質問でございますが、本町における新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、現在65歳以上の高齢者を対象に行っているところであり、5月末時点において1回目の接種が終了した方は2,524名、対象者の70.8%となっております。この高齢者接種につきましては、集団接種を6月末で一旦終了し、個別接種は継続して実施する予定としております。

島根県においては、5月30日時点において接種が終了した方は3万834名、対象者の13.4%となっております。

次の御質問でございますが、議員御質問のワクチン接種完了後の本町の観光経済の状況等についてでございますが、昨今の観光の形態が団体旅行から小グループ、個人へと推移しつつあるとの判断は各方面で指摘されているところではありますが、コロナ禍においてこうした傾向は継続しつつ、加速するであろうと予測しております。

観光客の入り込み客数に関しましては、1月が、令和2年28万7,043人に対し、令和3年16万2,657人、2月が、令和2年5万9,720人に対し、令和3年5万8,090人、3月が、令和2年6万2,577人に対し、令和3年7万33人、4月が、令和2年3万779人に対し、令和3年5万9,009人となっており、コロナ禍ではありますが、3月以降では昨年を上回る入り込み数となっていることは明るい傾向であると分析いたしております。

4月までの状況では、ワクチン接種の高齢者への完了などを受けて、入り込み客数が前年度を上回るであろうと分析していたところですが、しかしながら、5月中旬以降、旅

館等のキャンセルも発生しており、入り込み予想につきまして現在の時点で総括することは困難であり、少なくとも5月、6月の各施設における入り込み状況を見据えた上で判断させていただきたいとの考えであります。

なお、昨年度、観光庁の誘客多角化事業で取り組みました自転車による自然体験等の取組につきましては、今年度から総務省の地方創生事業により継続的に取り組むこととしておりますとともに、教育委員会サイドと連携した修学旅行生等への施設利用料金の免除等の実施についても現在企画しており、こうした取組を行楽シーズンに実施したいと考えております。

三つ目の御質問であります。議員御指摘のように、Go To イートキャンペーンは、町内の事業者においても消費喚起による経済効果があったものと認識しており、9月の終了による飲食関係事業者への影響が特に心配されるところであります。

こうした中で、5月には町内で新型コロナウイルス感染症の発生が見られ、町では、商工会、観光協会等と連携しながら、町内の景気状況等を慎重に判断しているところであります。

現在、津和野町におきましては、町独自の経済対策として、商工部門のみでも新型コロナウイルス感染症緊急経済対策助成給付金4,000万円、商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業補助金200万円、町内事業者営業等支援事業補助金500万円、町内消費拡大キャンペーン事業補助金500万円、新商品試作開発補助金200万円、津和野町オンライン商店街設置等補助金1,170万円、新商品試作バイヤー招聘事業等助成金100万円等の措置を講じており、当面の間、一定程度の効果があると考えております。

従いまして、議員御質問の6月以降の町単独の支援策の検討につきましては、町内消費拡大キャンペーン事業を中心に、現在の支援の状況や推移、感染状況による町内事業者の状態、国、県等の状況及び施策等を注視しつつ、総合的に判断してまいりたいと考えてございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 回答いただきまして、ありがとうございます。

ワクチン接種の状況ですが、昨今、新聞見ますと、島根県下でもいわゆる市部は20%前後だと、非常に遅れとるような状況なんです。そこへ当町は70.8とか、非常に進んでいる。もう本当にありがたいことでもあります。

それで、これ、今、回答の中で、大体、集団接種を6月末、個別接種は7月下旬で終了予定だということではありますが、これは2回目完了しての終了予定ですか。そこはどうか。

それから、64歳未満一般接種、集団接種7月早期、それから個別接種は6月下旬から始まるんだと思うんですが、これは2回目完了はいつ頃になるんですか、当町としましては。

その2点、ちょっと先にお答えください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 先ほど町長がお答えしました、現時点で集団接種は6月末で一旦終了、個別接種は7月下旬でというのは、2回目が終了するということがあります。これで一応一通りの高齢者の方についての接種を終了して、今後は64歳以下になるということで、これは今、議員おっしゃられたとおり、6月下旬から個別接種、7月上旬、今のところ、7月の5日からを予定しておりますが、集団接種を開始していきたいと思っております。

この集団接種につきましては、終了が8月の初めにもう2回目を迎えることになりまして、そこで約3,000人対象者がいるわけでありまして、64歳以下、これをお盆までには終了すると。

個別接種につきましては、いつまでに終了というわけではなく、高齢者のまだ打たれていない方、それから64歳以下の7月、8月の初めまでに打てなかった方の対応のために、個別接種については継続してやっていただくとつもりであります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 分かりました。そうしますと、8月、盆までには大体高齢者、それから一般の人も、順次、ほとんど2回目終了ということで、当町におきましてはほぼ完了するというふうに理解するわけですが。

もう一つ、今、聞くところによりますと、200回分ぐらいのキャンセルのワクチンがあるんだと、それで優先順位はどういうふうにするかということをやっといろいろ考えているみたいですが、基礎疾患を有する人あるいは民生委員、社会協議会でヘルパーをしている、そういう医療従事者を先頭にするんだということみたいですが、これは200回分ある分が、今言った方たちに打って、さらに余るんでしょうか。それとも、足りないんでしょうか。それ、どうなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これにつきましては、ちょうど今日と明日が、今日が津和野会場の1回目の最後となります。明日が日原会場の1回目の最後というところで、ここにつきまして、当初の予定していた枠がもう高齢者の部分では終わらなくなってきております。それがちょうど200回ぐらいありまして、それを先週の段階から、基礎疾患のある64歳以下の方の募集をかけたところ、現在、今日、明日で100名程度申込みがあったというところでありまして。

残りについてまだもう少し枠がありますので、今日、明日で社会福祉協議会のヘルパーさん、これまではキャンセル分を打ってきたんで数人程度だったんですけども、まだ社協のヘルパーさんやっただけの介護従事者の方が30名ばかりおりますので、その方。

それから、あと入所施設の介護事業所は、入所の高齢者の方、打ちに行ったときに一緒に従事者の方、やっておるんですが、町内に2か所通所のヘルパー事業所がありますので、そこの介護従事者の方に今声をかけて、その方。

それから、あと本庁の職員のほうで、毎日のようにワクチン接種会場に出向いている者がおったり、また入替えて出て行ったりする者がおるんですが、これを15人ばかり今日、明日で埋めていくということで、これでも予定の数は余るわけですが、それは今後、順次64歳以下のほうの接種に向けてワクチンを回していくということにしております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） もう一つ、その優先順位の中、私が一つお願いしたいのは、これはちょっとわがままかもしれませんが、先ほど回答ありました、5月に当町でコロナ発生しましたね。それまでに、結構近辺ではいろいろ発生してはいたけど、当町におきましてはまだ健全だったんですけど、商売をやる上で、発生して、途端からもう緊張が走りまして、商売やっとなれんです。それで、皆、今までやっていた通常営業を自主的に休業したり、あるいは夜間もやっていたのを閉めて昼間だけのテークアウトに切り替えたり、そりゃあもう大変な騒ぎです。今もその現状はずっと続いているんです。

私が申し上げたいのは、なぜそういうふうにしたかということ、怖かった。とにかく観光地ですから、一見さん入ってくるんですよ、観光客が。そうすると、常連というか、地元の客でしたら大体大丈夫だろうということで接することができるんですが、ところが観光客がどっから来られているのか、それ、もう一々聞くわけにはいかないし、聞いて、東京、大阪から来られたとしても、入ってきたお客に対して、いや、そりゃ、うちはできませんとか帰ってくださいとか、そんなことはとても言えませんからね、接客商売。それで、もう怖かった。

まだワクチンの接種が少し始まったばかりでしょう、5月は。それで、高齢者の我々は順番が来ていたんですけど、懸念されるのは2代目、要するに後を継いで、若い方が継いでいるお店が、今、大分あるんです。そういう子たちが、要するに一番怖がる。それから、我々も心配する。そういう人たちは、接客でうつったら。それから、やっぱり各店から、自分とっからコロナだけは出したくないという気持ちが十分にあるんです。

そういう点で、優先順位云々で、ワクチンが余ったら商工会なり観光協会通してそういう2代目の、要するに後を継いでいる若い商店主に、そんなにようけおるわけでもありませんけど、優先的にちょっと一緒に、接客を主にする飲食あるいは旅館とか、こういうところの若い人に回してもらったらなど、そういうふうには思っているわけです。だけど、これはわがままかも分かりませんので、無理は言いません。そういう考えがもしありましたら、今後ワクチンを打っていく上で、いろいろ商工会なり観光協会とも相

談してほしいなど、そういうふうに思っているわけです。それが、優先順位と絡めて、お願いの一つであります。

それから、昨日、萩生田文科大臣が、何か質問で、学校関係のコロナの接種です。小中はどうなんですか、小学生、中学生のワクチン接種のことにに関して問われたときに、小中は考えていないと、そういう答えをしておりました。それで、当町はどうなんであろうかと。文科大臣がそうおっしゃるので、教育委員会からそういう通達が出るとるんかも分かりませんが。じゃあ、高校生はどうなんかと。要するに集団接種ですね、学校内で。そういうことは教育委員会としてどういうふうに考えられとるのか、そこをひとつ、ちょっとお答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 観光関連業者の方への接種という御質問でございますけれども、今後64歳以下の方々が始まってくるという中で、基本的には公平性をもって予約を一律に受け付けていくということになってまいります。そうした中で、観光業者の方々を優先的に予約入れていけるかどうかというのは、もう少し公平性というものをしっかり検討していかなければならないんじゃないかというふうにも思っております。一方で、またこれからも当日いわゆるキャンセルが出て、余りが出てくることは予想されるわけでございますので、そうしたキャンセル分という部分で観光業者の方々にお願いをしていくことができるかどうかというのは、まだもう少し検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

昨年の例えば秋ですとか、それから今年のゴールデンウィーク等々も、本当にコロナ禍ではありますけれども、津和野町内には多くの観光客の方々に訪れていただいております。本当にそれはありがたいことであり、一方で不安ということにもつながるわけでございます。ただ、今回、町内でも感染者が発生いたしましたけれども、それでも観光関連から発生しているわけではございませんで、これまでの本当、観光業者の方々の商売をされ続けながら感染症対策を取ってこられたというお取組の、私はこれ、一つの成果だというふうにも思っているところでありまして、しかし一方で非常に商売が厳しいという現実があるわけでございますから、そうした、今後、状況も鑑みながら、どういう形で支援をさせていただけることができるのか、また検討してまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 国のほうで12歳以上の子供にも枠を広げるという方針を出されまして、昨日のことでもありますけれども、町のほうとしても、その方針に従って枠を広げていくということで健康福祉課のほうから相談を頂きました。

早速のこと、接種の仕方として、集団接種でやる方法と一般の接種に混じって個別でやる方法ということがあるわけでありまして、やっぱり学校もそれなりに授業等もまだある時期でございますので、集団接種をまず希望する方にはやってもらおうと。それ以

外で、個別で接種を一般の方に混じってやられる方については、そのやり方でも結構だというふうに思っております。

そうはいいながら、なかなか曜日が設定ができませんので、相談をして、一応、候補の日を1回目が2日、当然、2回目も2日になりますけれども、その曜日を決めて、そこへ保護者のほうから希望を取って、集団接種を望まれる方はこの日に集団でやりましょうということで進めようということで、今、計画をしておるところであります。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） もう一つ、津和野高校の生徒さんへのことでありますけれども、基本的には、現時点でということになりますが、高校へ出向いての集団接種の方向で考えております。高校生全体では200人ぐらいいらっしゃるわけですが、そのうち町内の方、また県外からも来られている中で町内へ住民票を移しておられる方、そうした方々には接種券をお送りすることができるわけでございます。これは町が発送するわけでございますから。

ただ、近隣の市町という方とか、そういう方々であります。それはワクチン接種券がそれぞれの自治体でいつ送るかという問題もありまして、手元に届いていない場合もあるというようなことも考えられるわけであります。そういう方々をまたどうするのかという、もう少し検討課題も残っております。基本は高校へ出向いての集団接種というものを考えているという、今の段階ではお答えになりますけれども、もう少し検討課題が残されているということで御了承いただきたいというふうに思っております。

今日はまた一般質問、これが終わりましたら、小中学校も含めて、教育長、それから健康福祉課等とまた協議をして、今後の方針を決めていきたいというふうにも思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 学校関係は、それじゃ、集団とか個別でも、とにかくすると。それは、大体いつ頃になりそうなんですか、考えているのは。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今、予定の候補としては、7月の第2週ぐらいの木・金ぐらいを第1回目で想定をしております。3週間後が必然的に2回目というところであります。

特に中学校が総体の時期でございまして、その辺を交わしながら設定をさせていただいているというところであります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 分かりました。順調に、とにかく当町は県下でも率先してスピーディーに事がなされていると思いますので、ちょっとそのまま継続して頑張ってもらいたいと思います。

コロナの件はこれで終わりました、今後は行楽シーズンのイベントの件に関してでございますが、今、入り込みが、令和2年、令和3年の1月、2月、3月、4月と出ていきますけど、大体、令和2年の3月前後ぐらいから——昨年ですね——もうコロナ禍が発生していますので、その中でよくこれだけ5万だ、6万だ、7万だといろいろ来られているわけです。確かに、町を歩いていますと、日曜、土曜、ちらほら、やっぱり小集団とかあるいはアベックの方とか若い方が見受けられるんです。それはそれで、何とかもっているなと思うような感じですか。だから、コロナ禍収まった場合は、ぐっと出てくるんじゃないかなと非常に期待しているわけです。それは、やはり秋口ですね。一番行楽シーズンに入って観光シーズン、そして、当町にとりましてもいろいろイベントを企画して今までも集客してきたわけでございます。それで一応質問をしたわけですが。

夏季のイベントといいますと、当町、一番主たるもんが、鯉・恋・来いまつりですかね、津和野地区におきましては。それから、日原地区におきましては、鮎まつり花火大会です。それから、秋口になりますと、津和野地区で芋煮と地酒という三大芋煮という、それから地酒を絡めて。それとか、町の文化祭とか、結構、人が集客できるイベントが今までなされてきております。それで、まず、これを今の状態で開催できるかどうかということなんです。それで、今、お答えの中で、夏季のいろいろなイベントについては、6月中旬頃、実施できるかどうかを検討したいということです。それから、秋口は9月中旬頃判断したいというような回答を今頂きましたけど、これ、判断基準は何なんですか。どういうことですか。6月中旬、それとか9月の中旬とかいうのは。

と申しますのは、町内はコロナ接種が盆までには大体完了するというようなことなんです。そうすると、町内の方はコロナに対しては免疫持つわけですから、開催してもどうもないんじゃないかと思うけど、ただ、これに一般の観光客とか一見の方が外から入ってきた方と一緒にやることでちょっと躊躇しているのかなと思うんですけど、大体、判断基準はどこにあるんですか。お答え下さい。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 夏のイベントとしまして、鯉・恋・来いまつり、日原地区については鮎まつりというものがございます。これについては、それぞれの実行委員会で判断をしているところでございます。

津和野地区の鯉・恋・来いまつりについては、4月の16日に第1回の実行委員会が開かれまして、町内の実行委員のメンバー、金融機関、町内会、自治会、津和野警察署、分遣所といったような方々、もちろん商工観光課もおりますが、そういった者がメンバーとして組織されているものでございます。今年については、イベントなのか、花火なのかというところがありましたけど、花火について検討するというところでございました。

花火については、周知期間と、あと許可の関係がでございます。ですんで、今、コロナのワクチン接種の状況が進んでまいって、7月もしくは8月、イベントの時期についてはもしかして落ち着いた状況も考えられるところではございますが、そこら辺は今の現

時点では不透明ということで、基本、警察等への申請の期間が必要になってきますので、そちらのほうを重要と考えまして、実行委員会の中で6月遅くても中旬までには結論を出さんと間に合わないということの判断をしているところでございます。

日原地区の鮎まつりについても同様に、そういった周知期間プラス申請してから許可するまでの期間ということで、そういった期間を予定しております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 秋口の芋煮と地酒というの、何か委員会があるんですか。ここはどこで決めるんですか、この開催は。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 秋口の芋煮と地酒の会については、事務局が商工会のほうになっております。町のほうと打合せをしながら実行について話していくわけですが、これについては、厳しい許可申請というところは、ないことはないですが、そこまでではありません。ですんで、周知期間を設けるということで、9月中旬までには決めておきたいというふうな思いでそういうお答えをさせていただきました。

以上です。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） では、秋口の件に関しましては、別に警察とかそういうの、許可はないわけであって、商工会のほうで決めれば大体開催できる見通しが高いと。特にまた、盆までにワクチンはほとんど完了するわけですから、そういうふうに期待しとっていいわけですね。分かりました。

それじゃ、これはこれで置きまして、今度はコロナ経済対策の件なんですけど、今、コロナ経済対策、国、県、町、各いろいろ対策練ってもらっております。

それで、今、県のG o T o イートキャンペーン、これは我々飲食業界は非常に助かっております。これ、5割アップですね、プレミアがですね。お隣の山口県もG o T o イートをやっているんですよ。G o T o イート券を買いますと、お隣は2割プレミアムなんです。だから、それに比べましても、普通大体2割、よういって3割。ところが、このたび島根県、丸山知事、非常に頑張ってもらいまして、5割アップなんて今までないですよ、ほとんど。だけど、非常にそれが、9月まで継続してもらいますので、今、結構、お客さんで来られていますと、各店舗。このG o T o イート券を使って、非常に有意義に活用してあるいは利用してもらっています。助かっています。

そこで、今度は当町の単独で、今、9月になりましたけど、当初6月までだったんです。だから、6月以降どうかと思っていて、当町に6月以降何かあるんですかという質問したわけです。当町としましても、今までもそうですが、継続的にいろいろ企画を載せてもらっているし、また補正予算をどんどん出してもらっている。非常に助かります。

それで、何度も申し上げますが、コロナ禍でいろいろ当町やっております、直に私も商売やっている者として助かったのは業績悪化緩和運転資金、それから町内消費拡大キャンペーン、それから固定資産税の延納申請と、こういう三大メリットというか、助け船、これは本当ありがたい。今も、そして今回もまた継続してもらえるみたいですので。

それで、緩和運転資金のほうは9月まで、一応なっと思えます。今度、聞いてみたいのは、町内消費拡大キャンペーン事業補助金で500万円、このたび載っているんですけど、消費拡大キャンペーンってどういう形の事業になるのか、ちょっと概略だけでも教えてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 議員御質問の町内消費拡大キャンペーンでございます。

これについては、感染拡大が分かったというか、そういうのを見据えた時点でのキャンペーンと考えていたところでございます。対象としましては、宿泊業者の方とか飲食店の業者を対象とした施策になろうかと思えます。

内容的には、方法としまして、一応、アフターコロナの期間内を設定して、その期間内に4人以上で飲食とか宴会、これはもちろん仕出しも可としているところでございますが、そういった費用を得々ドライブショッピング券を利用して還元するようにして行う事業としております。当日、1日当たり、1人当たりの税込み金額によってショッピング券をお渡しするという、そういうふうな格好になります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 要するに、前回やりました得々ドライブショッピングプレミアム券、あのパターンだと思えばいいわけですね。ぜひ、これ、実施してほしいと思います。そうしますと、6月以降、これと県のGoToイートとかみ合わせていろいろ利用していただければ、消費もどんどん拡大できるんじゃないかと思えますので、ぜひ実行してほしいと思います。

以上、第1番目の質問はこれで置きたいと思えます。

それじゃ、第2番目の質問に入ります。

2番目は、中期財政計画の事業計画についてです。

昨今の当町の経済環境は、コロナ禍により、商業・観光業関連は壊滅的打撃をここ1年間受け続けています。国、県、町のコロナ経済対策補助金により、辛うじて日々の生計を維持している状態であります。

このような環境の中でも、建設業界が昨年来の津和野駅前開発、本庁舎改修工事などの豊富な工事量で、当町の景気の底支えをしているようであります。主要産業がない地方では、建設業は基幹産業の一環として雇用や地域経済を支えてきました。建設業の動

向は、景気の先行きを見る鏡でもあると言われていています。その上でも、将来、建設費の支出数値は町内景気を維持活性化する重要なポイントになるででありましょう。

昨年度、令和2年度以来、向こう令和5年度までの普通建設事業費の歳入に占める割合とともに中期財政計画により列举してみますと、以下のとおりであります。

令和2年度、歳入123億9,000万円、建設事業費40億9,300万円、これは33%、それから令和3年度、歳入83億7,400万円、建設事業費17億1,900万円、20%、令和4年度、歳入82億5,500万円、建設事業費15億5,200万円、18%、令和5年度、歳入75億5,500万円、建設事業費9億8,400万円、13%。

以上から、令和2年度から令和5年度にかけての建設費の増減の推移が予測できるのですが、質問1、令和5年度において、建設費の減少が著しく目立ってくるが、令和2年度と令和5年度の比較においては実に31億900万円の減少、75%の割合減少であります。業界景気を圧迫し、雇用などに不安定さを増すのではないかと、また、町全体の景気にも影響を与えるのでは。

2、本来、建設費の年間平準適正値がどの辺りか。基準値を定めて事業計画並びに財政運営をしないと、建設業界に与える影響が大きくなるのではないかと、以上の質問でございますが、お答えを願います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、中期財政計画に関して、お答えをさせていただきます。

中期財政計画における令和2年度普通建設事業費40億9,382万8,000円につきましては、御質問にもありますとおり、本庁舎整備事業7億8,560万5,000円、木質バイオマス発電所附帯施設整備事業2億6,123万4,000円、歴史的風致維持向上事業4億8,687万9,000円、城山整備事業3億4,547万7,000円の実施により、前年度決算額と比較して187.8%増となっております。以降、令和5年度までにつきましては、各課事業ヒアリングに基づき、事業の優先度や国庫支出金及び県支出金、地方債を活用した計画となっております。

中期財政計画につきましては、財政健全化の取組に必要な計画であり、今後は施設の修繕等、維持管理経費が増加することが見込まれるため、公共施設総合管理計画に基づき、普通建設事業の縮減を図ると同時に公共事業が与える経済への影響等も考慮し、合併後、最も決算額が低い平成20年度決算額7億5,030万円を下回ることはないよう作成しております。

次に、年間的平準適正値についてですが、現行、具体的に平準値を定めたものはございません。基準値を定めて事業計画及び事業実施を行うことで、町経済への影響を軽減することは可能になると思いますが、財政力の乏しい当町において、普通建設事業を実施

するに当たっては、国庫支出金及び県支出金、交付税措置や有利な地方債を活用して、総合的に判断・実施することが安定した財政運営を行う上では重要と考えます。

こうした中で、この数年の間に、県町村会として国に対して精力的に要望を行ってまいりました国土強靱化緊急対策について、5か年間の延長が決定され、社会資本整備交付金等の確保に見通しが立つとともに、新しい過疎法の制定もこのたび実現し、有利な起債である過疎債が今後10年間活用できることとなりました。厳しい財政状況の本町でありますから、今後も積極的に国に対して財源確保のための働きかけを行い、国の資金を有効的に活用しながら、健全な財政と経済対策につながる投資のバランスの取れた運営を心がけてまいります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） この数値は、財政課が総務経済委員会の調査時に提出した資料に基づいて、私が目を通しとったところで、ちょっとあれと思ったんで質問したわけです。それで、私に言わせれば、事業費が40億円、前年に比べて187.8%ですか。非難するわけじゃないんですよ。いつもこれだけ出せばいいんですよ、歳入があつて。それだけパイが大きくなれば、非常に町内にも景気が反映されるし。それから、現実に、商工会の資料で、令和3年3月31日現在で、建設業、津和野22社、日原16社、合計38社あるんですが、そこに垂れ下がっている従業員が250人前後いらっしゃいます。この方たちは、要するに事業費、主に、民間の事業あるかも分かりませんが、ほとんど公共事業だと思うんです。これで生活成り立たせとる。それから、中には、若い方たちは結婚して子供もうけて、それから家を自分でローンで建てて生活している。それ、直に私、見るんです。私のお店の前にも、そういう方っていらっしゃるんです。だから、とにかく建設業がこれだけの方たちを養うのに、工事量が減ったら大変なことになるなといつも思っています。それで、R5年度の建設費とそれからR2年度の比較したわけですが。

一番いいのは、適正にって、私も質問したんですが、確かにこれは無理な質問だったかも分かりません。なぜならば、経済は絶えず動いていますから。変化している。特に外的要因で非常に動くというのはよく分かるんです。特に、政府が緊縮財政を取りだしたら、補助金も、それから地方交付税もどんどん緊縮します。しかし、拡大でどんどん財政投資しようということになれば、どんどん補助金も回るし、それから予算も、地方交付税も、いろいろなところで臨時に出してもらえろという。

ちょうど令和2年を見ますと、事業を今までやってきまして、平成28年から平成30年度、日原にぎわい創出拠点、つまり、年度をまたいでビックプロジェクトがずっと継続しとるんが数件もあると思うんです。それで、その間、平成28年度から31年度、つわの暮らし推進住宅整備事業をずっとやってきました。それから、平成29年度、津和野駅舎整備事業、これは今もずっと継続されて、拡大されてきていますし、開発されてきています。それから、平成28年度から平成30年度、藩校養老館整備事業とか一

一目玉がですね——これも完成しましたし、こういうところ。それから、平成29年度から令和2年度について、これは本当に緊急にやむを得ず、ケーブルテレビのFTTH化、これ、何か機械が老朽化して、もう代替品がないということで、これは無理やり、もうやらざるを得なかったような事業だと思うんで、町長も本当、苦勞されたんじゃないかと思いますけど。こういうものが積み重なりまして、ずっと継続事業と、それから単年度で出る事業とが一緒くたになって令和2年度はふくらんだんだと思うんですけど。

ただ、関心するのは、どっから例年になく歳入を膨らませたのかなと思って。要するに、資金の出どころをちょっと見てみたんです。そうしますと、これはあくまでも出された資料のこのとおりですが、補正を組まずに当初予算を一応概算で目論んでいるみたいなんですけど、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年と出ているんですけど、大体80億円前後、70億円前後とこういつているけど、令和2年は123億円という、これは40億円ぐらい膨らんでいるわけです。これ、どっから持ってきたのかとちょっと思ったんです。そうしますと、やはり国庫の支出金が10億円ぐらいほかの年に比べて膨らんでいる。それから、繰入金、これは基金の取崩しだと思うんです。これも28億円。それから、地方債、これも15億円ぐらい。こういうふうに膨らんだところの資金の出どころ、大体ここら辺のところを加味して出てきとると思うんです。

それで今後、思うに、大体、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年、普通建設事業費は17億円、15億円、10億円前後とこう落ち着いていくわけですけど、基金残高が非常に減っている。つまり、令和2年度は25億円あったのが、令和3年度23億円、それから21億円、20億円前後に減ってきとるわけです。

それで、聞きたいのは、今後、例えば令和5年度で建設事業費9億8,000円、非常にちょっと今まで、令和2年度に比べると極端に下がるわけですが、これではちょっと景気が失速するんじゃないかなと思ったときに、何かまた外的要因で、あるいはその都度、建設が必要になるような予算出てくるんじゃないかと思うんですけど、その場合、今、国はコロナで非常に財政が厳しくなっていますんで、今までどおりに国の補助金というのはあまり当てにできなくなるんじゃないかなと思うんです。それで、基金も、今言いましたように20億円前後に減ってきているから、あんまり取崩しもそんなに大きな数値は動かないんじゃないかなと。そして、あと、地方債ですよ。これは、過疎債がこのたび10年使えるようになった。それから、合併特例、あと5年ぐらいあるんですかね。そういう有利な地方債を使用できるということで、唯一、この地方債をいかに利用するかということの上乗せができるんじゃないかなとちょっと思っているんですけど。

そういうところで、極端に言いまして、令和5年以降、非常にちょっと建設費が下がってきますけど、もし必要とあつて建設事業費が必要なときはどういうふうに工面される予定なんですか。ちょっと教えてください、そこら辺を。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のように、本町、ここ数年、年間約80億円から100億円規模の予算でいろんな事業を進めてきているという状況であります。一方で、例えば町税は年間7億円程度でございます。ほとんど国等からのいわゆるお金、地方交付税等に頼りながらやってきているということでもあります。

大体人口7,000人規模、全国の町村、見ていただいたら分かるかと思いますが、大体50から60億円程度が平均ぐらいじゃないかなと私は思っております。そういう面では、本町は非常にありがたい、国からも大変な御支援を頂いて、年間こうした80億円から100億円規模の仕事をさせていただいておりますし、それがいわゆる建設事業等でも、経済、少しでも貢献できているのではないかというふうに受け止めているところでございます。

今後であります、御指摘のように、コロナ禍でございますので、国も一層の財政難ということになるかと思っております。その中で、国から如何に支援を頂けるのかということは、引き続きしっかり声を上げていきたいとも思っております。やはり、地方はそれでも厳しいんだということで、いろんな事業はこれからも継続していかなきゃならないという声とともに、ただ単にお願いだけではこういうものは成り立たないわけでありまして、陰に陽に様々な角度から働きかけをして、本町への予算をしっかりと獲得できるように努力していきたいというふうに考えているところであります。

今回、コロナワクチンの関係でも、国のほうは、全国に7月末には高齢者全て終わらそうということで、その目処が立っていない自治体には、その市町村長に対して総務省の幹部の方が一人一人電話をして、何とか7月末に終わらすように努力してほしいということを電話で相当力を入れてかけておられました。

実は、私にも一つ電話を頂いたというところであります。うちは、最初の御質問のとおり、もう6月末には終わる予定でありましたので、7月末に終わらないということはなかったわけですが、総務省の幹部の方いわく、津和野町は非常に早いんで、お礼を言っていただきました。ただ、県の町村会長という立場でありますので、県内の7月に終わらない町村に対して町村会長からもお願いをしてもらいたいんだというお話を受けたということでもあります。

その電話のとき等の中で、じゃあ、津和野町はなぜこんな早くできているのかという話をしましたときに、うちは公立病院があって、この公立病院の先生や医療スタッフの方々が、公立病院の使命としてどうしてもこれはやるべきなんだという、すごく使命感の下でやっていただいているから、こういう6月末というような早い段階で終わりができるんですというような話もさせていただきまして、私の頭の中には、以前、これは厚労省サイドですが、公立病院の再編の問題がありましたので、これを機会に、津和野町の公立病院の意義というものを国にしっかり認識してもらいたいという思いもあって、そのときにそういう話もさせていただいたということでもあります。

それは私だけの言葉ではなくて、恐らくほかの公立病院持っている自治体からも総務省に声が上がったのではないかと考えておりますが、先月の末に総務大臣が公立病院に対して特別交付税を30%かさ上げをしようと、そしてワクチン接種も頑張ってもらいたい、そういうような方針を出していただきました。私は、これを聞いたときに、本当にありがたいというふうを受け止めたところでありまして、結局、特別交付税が30%、町にまた増えてきますと、それを今度、またほかの面に、お金を建設投資等にも回していけると、基金にもまた影響させていけるということでもありますから、それも一つの1例だというふうに私は思っております。

ですので、今後いろいろな角度から、やはり国に対して、津和野町はしっかり財源を確保していかないと、この厳しい状況の中でまちづくりが進めていけないというふうにも思っているところでもありますから、しっかり努力をしていきたいというふうに思います。

それから、長くなつてはいけませんが、今回、国土強靱化も5か年延長になりました。これまでは3年で7兆円という規模が、国全体であります。5年で15兆円ですから、今までよりさらに拡充していただいたということでもあります。このことは、町の社会資本整備交付金という形でもいい影響が出ると思っておりますが、これは一番、私、恩恵を受けるのは島根県の方だと思っております。本町においても、県の関係の土木事業というのはたくさんございます。ですので、我々としては、町の今の建設事業の効果もありますが、県のほうの土木事業も、5か年延長になったことで、津和野町の建設投資にも大きな影響が出るんだろうというふうに期待をしているところであります。

ですので、町だけの考え方ということではなくて、そういうことも踏まえて、今後あらゆる面から財源の確保にしっかり努力をしていかなきゃならないと私自身も肝に銘じているといったところでございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、何度も申し上げますように、商業、観光業関連、非常にもう壊滅的で、経済的にはほとんど皆無だということに苦しんでおります。その中で、当町の経済を底支えするという意味で建設業に今頑張ってもらっていますが、そのための財源をしっかり確保しまして、今後もくれぐれも経済失速させないように、当町の。そして、雇用を安定させるにはちょっと厳しいところではありますが、町長以下、幹部の方、頑張してほしいと思っております。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わり、ここで10時10分まで休憩いたします。

午前10時00分休憩  
.....

午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問を続けます。

発言順序7、1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 1番、草田吉丸でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。よろしく願いをいたします。

今回、私は3点ほど通告をしております。

まず、1点目でありますが、0歳児からのひとづくり事業、これについてお聞きをしたいと思います。

津和野町は、明治期の日本の近代化を支えた多くの文化人を輩出してきました。藩校養老館という教育の場が大きな影響を与えたことは言うまでもありません。いかに人材育成、ひとづくりが大事であるか、歴史から学ぶことができます。これらの歴史を私たちは誇りとして、今日まで歴史と文化のまちづくりを進めてきました。今後も、先人の残した歴史から多くのことを学ぶ必要があると思います。一方で、決して歴史に甘んじることなく、新しい時代を切り拓く人材を育て、新たなまちづくりを推進していくことが求められています。

本年度施政方針で、町長は、0歳児からのひとづくり事業について、新たに推進室を設けて取り組むことを表明をされました。津和野町の将来がかかった重要な取組と受け止めています。職員はもちろん、地域住民一体となり、町を挙げて取り組むことが必要であると考えます。

そこで、次の点についてお聞きをします。

まず、0歳児からのひとづくり事業に取り組むに至った経緯と目的、2番目としまして推進体制、3番目といたしまして今年度の具体的な取組について、以上お聞きします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

0歳児からのひとづくり事業についてでございます。

町が進める0歳児からのひとづくり事業の始まりといたしましては、人口減少と子ども出生数が減少する中で津和野高校に入学する生徒が年々減少し、津和野高校の存続が危ぶまれる状態があったことから、地域住民や教育関係者の協力を得て、行政が主導する形で津和野高校が魅力ある高校になるための津和野高校魅力化事業を平成23年から開始したという経緯があります。

こうした経過を踏まえ、町としましては、県立津和野高校に町が雇用するコーディネーターを配置することや町営英語塾を開塾することで、生徒の課題解決力向上と学力保障を目的として取り組んできたところであります。高校との連携の下、コーディネーターや講師の地域資源を活用した学びの実践や学習支援等の取組の結果、入学志願者の増加や進路実績が上昇する等の成果が現れてきました。入学者数は、令和2年度が入学定

員80人に対して78人、令和3年度は80人となり、志願倍率は1.16倍と、県内の高校と比較しても人気が高い状況であります。

一方、多様化する社会に通用するための教育は、就学前教育や初等教育が重要と考えられていることから、町といたしましては、小中学校や保育所、公民館等と連携した学びを实践する環境整備を進めてまいりました。平成31年には中学校にコーディネーターを配置し、令和2年度には保育所等にもコーディネーターを配置するなど、教育魅力化事業を拡大してまいりました。

津和野町教育ビジョンには、「自立心と公共心に富み、自然とふるさとを愛し、共に生きる力をもって自らの人生と郷土・国家・世界の未来を切り拓く「津和野人」の育成」と基本理念があり、保育所や学校、家庭、地域、行政が一体となって子どもたちの学ぶ心を育て、文化の薫り高いまちづくりに取り組むことを目的に教育委員会が0歳児からのひとつづくりプログラムを策定し、教育環境の整備を進めているところであります。

津和野町の教育魅力化事業を進めていく中で、教育委員会と町長部局との連携不足や、コーディネーターや講師等の身分等について統一性を欠いていたことから、体制面の弱さや齟齬が生じる等の課題が見えてまいりました。これらの課題を解消するため、コーディネーターや講師が一つの団体に所属し、校種間の垣根を越え、地域との関わりを深めるため、一般財団法人つわの学びみらいを設立し、乳幼児期から高校までの系統性のある学びを实践する体制構築を進めてまいりました。同時に、行政内においては、それぞれの部署の情報を共有することで事業を機能的に活用させるため、0歳児からのひとつづくり推進室を設置し、体制強化を行ったところであります。この体制構築により、これまで以上に0歳児からのひとつづくり事業を円滑かつ効果的に進めることが可能になると考えているものであります。

推進体制といたしましては、教育委員会、健康福祉課、つわの暮らし推進課を構成部署としており、既に情報交換と今後の事業展開の打合せを行っております。今年度の具体的な取組といたしましては、前年度までに教育委員会が実施してまいりました津和野町教育魅力化推進協議会の事業を継承することを検討しているところであります。事業実施に当たりましては、それぞれの部署が学校や保育所、公民館や地域と協力して事業を進めてきたものであることから、これまでの経過を踏まえて、丁寧に進めてまいりたいと考えているところであります。

文部科学省が示す新学習指導要領では、生きる力を育むための主体的で対話的な深い学びの实践を掲げており、生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることを目指すとされています。

津和野町においては、これまでの実績を基に、地域の方々との協働により、地域総ぐるみのひとつづくりを実現したいと考えているところであり、この0歳児からのひとつづくり事業の实践によって、この町の子どもたちやこの町で学びたいとする子どもたちが自然・伝統・文化・人々とのつながりを資源として自ら学び、自ら学び続ける人材育成を

実現してまいりたいと考えているところであります。また、町全体が学びの場になることで、この町の教育の在り方に関心を持ち、都会地等からの教育移住や関係人口の創出につながることを期待しているところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 回答頂きました。少し再質問をさせていただきます。

回答の中にもありましたが、この0歳児からのひとづくり事業で大きく変わった点が、まず担当部局が変わったということであろうと思います。そして、新しくその推進室が設置されたと、これが大きな変わった部分だというふうに思いますが、回答の中にも部局を町長部局のほうにまとめられたということの回答がありました。いろんな連携不足、そういったことがあったためにこういうことをされたというふうに思いますが、もう一度、ここの辺りを町長部局に持ってこられた町長の考え、そしてこの町長部局に持ってきたことで何が変わるのか、そういったところをもう一度、町長、基本的なところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私自身は大きく変わったというような認識にはないわけでございますけれども、これまで津和野高校の魅力化事業というのは、つわの暮らし推進課の方でやってまいりました。そして、当然ながら、小中学校の関係については、教育委員会が主体的に教育ビジョンに基づいて特色ある教育というものを進めてきたということであります。そして、幼児期については、当然ながら、町長部局の健康福祉課所管ということになります。

一方で、これまで様々なコーディネーターを配置しておりますので、そのコーディネーター間の中では、高校から中、小、それから幼児期まで、それぞれのコーディネーターがお互いが情報交換、連携を行って、0歳児からのひとづくりというものを進めてきた経過があるというところでございます。

そうした経過を踏まえて、少し組織を見直して、よりこの連携がスムーズに行くような形にするためには、一つ、室として役場の中にも立ち上げたほうがその効果が期待できるのではないだろうか、そういう思いでこの0歳児からのひとづくり推進室というのをつわの暮らし推進課に設置させてもらったということです。

当初、私としては、教育委員会の中にこの0歳児からのひとづくり推進室を設置しようかどうかということも一つの検討材料であったわけでありまして、昨日、岡田議員の御質問にもお答えをしましたように、今後、やはり本町の人口減少対策、これはしっかり力を入れてやっていかなきゃならないということでありました。これまでやってきたこの教育の魅力化ということは、まさに、昨日もお話ししましたが、教育の町津和野という、以前、歴史において言われてきた、その過去を鑑みても、今後定住の柱に据えていく上では非常に重要な成果であって、そして今後、これを土台にしっかり定住に結びつけていきたいと、そういう思いに至ったわけでありまして。

そういう中では、やはりここは、教育分野についてはこれまでどおり教育委員会中心に魅力化というものをしっかり図りながら、そして同時にこれを津和野で教育を受けさせてみたいというような教育移住でありますとか、それから幼児期から高校までの町内での教育を通して、この津和野をよくしていくために津和野に帰ってこようというUターンの推進、そういうものにつなげていきたい。そのために、つわの暮らし推進課というのが人口減少対策を請け負っておりますので、私はあえてそこに室を設置させてもらって、特に、今までできてきた、これは財産だと思っておりますので、いかにそれを今後は効果的に全国に向けて情報発信をしていくかということが非常に重要になってくるというふうにも思っております。その情報発信分野というものを、つわの暮らし推進課内の推進室においてしっかり取り組んでいきたいと、そんな思いで、今回こういうような組織体制を整えたといったところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 町長の気持ちを述べられたわけでありまして、私もこの0歳児からのひとつづくり事業、これについて、当然、高校支援も含まれている部分でありますけれども、これまでも高校についてはつわの暮らし推進課、そして教育魅力化については教育委員会サイドでいろいろ取り組んでこられた。幼児関係は健康福祉課ということでありました。

そんな中で、私もよく、何かどっちなかにこれ全部統一したほうが本当に分かりやすいんじゃないかなというような思いはずっとしてきました。そして、これ、全体を見ても、やっぱり教育の関係でありますから、教育委員会部局で、これ、まとめていかれるのかなというような思いもしておりました。しかし、今、町長言われたように、町長部局の方にされたということでございますが。

当然、町長部局、教育長部局、町長、教育長でこのことについては十分な議論もされてこういうことになったというふうには思いますけれども、教育部局の教育長として、部局が変わったということに対して今どのように思われているか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今、部局が変わったという表現をされておられますけれども、我々教育委員会という組織というものは、今現在でいくと、義務教育が担当という形で小中学校を担当させていただいています。今のつわの暮らし推進課に推進室をつくったのは、幼児から高校まで、0歳児から18歳、その時期を総体的に担当するということですので、部局が変わったという認識は私は持っておりません。

このたび、町長の方針で、つわの暮らし推進課のほうに推進室をつくるということでは決断をされたということは、教育委員会としては大歓迎だなというふうに思っております。と申しますのも、教育委員会で占めている今の小中学校、実は私どもで0歳児からのひとつづくり事業というものを立ち上げた経過としては、やはり小学校になってからで

はちょっと手遅れだなというイメージが一つあったわけでありまして。昔から、「三つ子の魂百まで」とかいうことわざがありますように、幼児期の育ちというのは非常に大事なことだということで、平成23年あたりから、部局をまたいで、保育園あるいは乳幼児期の担当であります現在の健康福祉課のほうへ相談をかけて、一緒に我々職員の立場としてできることをとりあえず研究していこうじゃないかということで、0歳児からのひとつづくり事業というのをスタートしたところであります。

教育委員会部局からの声かけでありますので、なかなか思うような動きができないというじれったさもあったわけでありまして、こうして町長が旗を振るということになれば、町を挙げてその事業に取り組んでいけるという、まさに一心同体で物が進められる、そういう喜びがあるかなというふうに思っております。

教育委員会としては、当然、自分たちの役割をしっかり果たしていき、一緒に連携をさせていただいて、子どもたちの育ちをよりよいものにしていきたいという思いを持っておりますので、部局が変わったというイメージじゃなくて、一緒にやれるという、そういった思いでありますので、町を挙げて、子育てに、子どもたちの育ちに向けていきたいというふうに思っておるところであります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 分かりました。部局が変わったということですけども、やることはやっぱりこれまでと同じようなことを各担当部署でやるということだろうというふうに思います。

ただ、今まで教育委員会が処務を持って、いろいろやってこられました。そういったところが今度はつわの暮らしに移るということ、取りまとめをつわの暮らしがやっていくというようなことになるのかなというふうに思うんです。

今まで――後から少し話したかったんですけども――まず、0歳児からのひとつづくり連携会議というのがあって、これは教育委員会の教育次長、これがトップになってやられる会議だというふうに思います。それから、あと、推進協議会というのが設立されておりますよね。これも教育委員会の次長がトップですかね。そういう方で進められてきたんじゃないかと思いますが。この辺りが、今度はつわの暮らし推進課が中心になってやるということに、これ、変わるということになるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今、教育委員会部局でできております、今おっしゃられた二つの組織でありますけれども、この部分については、一つは0歳児からのひとつづくり事業を始めるに当たって、教育委員会だけではできませんので、関係部署に担当者出させていただいて、連携をした形をつくっていくと。

それから、もう一つの魅力化のほうの推進協議会のほうであります、これは、正直を言いますと、県の補助金を頂くためにそれが必須になっておりまして、その関係でそれは設置をさせていただきました。ただ、現状では、その補助金については今なくなっ

ておりますので、それをそのまま生かした形で組織化を続けてきているというところがあります。

推進室がこの4月から新たに立ち上がりましたが、この組織については、まだ推進室でどういった形で組織化をしていくかという具体的な形ができておりません。ですので、その辺がある程度固まった段階で自然移行という形にしていこうかなというような思いを持っておるところであります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） その辺はこれからということでございますので、私はつわの暮らし推進課が中心になって今度これをやっていかれるのかなというふうな思いをしております、非常につわの暮らし推進課は多くの仕事を抱えておる中で、またいろんな教育部門まで抱えるということが大変な負担増というようなことにも繋がってはいけんのじゃないかなという、そういった意味では、しっかりとした、いろんな部署で分担して、一つの課にあまり負担がかからないような、そういった方向はぜひ出していただきたいなど、そういうふうに思います。

それで、私が今回、0歳児からのひとづくりということを一般質問に取り上げたわけですが、なぜ取り上げたかといいますと、私自身が0歳児からのひとづくり事業ということについて、あまり本当に認識が薄かったということがあります。

高校支援ということについては、非常にいろんなことで私も分かっていました。先ほど回答にもありましたように、高校支援等は非常に、コーディネーターの方も中心になっていろんな成果を上げたり、そういうことでありまして、このことについてはある程度私も分かっておりましたけども、0歳児からのひとづくりについて、少し認識不足のところは自分でもあったというふうに思っておりますが、2月17日に本庁舎の2階で教育コーディネーター活動報告会、これが行われて、私もそれに参加をさせていただきました。そこで初めていろんな取組をされていると、こういうことを知ったというふうな状況であります。

そこで初めて0歳児からのひとづくり、そういうものをいろいろと学んだというふうに思いますが、少し、0歳児からのひとづくりの経過ということで、先ほどの回答の中にもありましたが、平成23年から高校魅力化事業を開始したこと、これが発端になっているというふうに思っております。私自身も少し調べさせていただきました、その後、平成25年4月、津和野町0歳児からのひとづくり連携会議設置要綱というのが制定されております。先ほどの話ですが。これは、教育委員会の教育次長、そして担当者、保育園の保育士、健康福祉課の児童福祉担当、健康福祉課の保健師、高校支援担当者、こういったメンバーでこれを立ち上げられたということなんです。

それから、平成25年、同じ年ですけども、高校魅力化コーディネーターが配置されて、活動が非常に活発になってきた、そういう状況だというふうに思います。

それから、平成30年の3月に、0歳児からのひとつづくりプログラムというものが作成をされております。これを私も見させていただいたんですけども、非常によくできたものであるというふうに思っております。これは、恐らく連携会議の中で造られたものだというふうに思いますけども、大体、その後、津和野町の教育魅力化推進協議会、同じく平成30年にこれが立ち上げられている、そういった経過で進んできているんだろうというふうに思いますが。

30年につくられた0歳児からのひとつづくりプログラム、これについて、私、初めてちょっと見たような感じなんです。ものすごい大事なことであります。そして、このひとつづくりプログラムについては、いろんなパンフレットとかいう、こういったものも作っておられます。非常にこれ読むと分かりやすいものがあります。こういったものが十分に、例えば議会あるいは町民のほうに周知をされてきたのかどうか。私自身の認識不足があるかもしれませんが、教育委員会のほうでどういうふうな周知をされたか、少しお聞きしたい。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） プログラムを策定をした年には、教育フォーラムというのを夏休みに開催をしております、そのとき、約200名の方に御参加をいただいたわけですが、そういった場ではそのプログラムを配布をさせていただいております。

あと、学校関係、要は教育関係者に対してはこういうものをつくったということの広報はしておるわけですが、全町民に対して各戸配布で配ったと、そういったような経過はなかったというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 全町民にまで本当にこういったもの配るのが一番いいんかと思いますが、なかなかそこまでされていないということでもありますけども、最近、少し広報等で、0歳児からのひとつづくり、それに取り組んどうる様子が載ってきておりますんで、この辺では町民の皆さんも少しずつ分かってきているかなというふうな気はしております。しっかりした周知もしていただきたいというふうに思うわけであります。

そこで、せっかくの機会でありますので、今、0歳児からの取組をしている、いろんな取組を、概略でいいんですけども、まず保育の関係、小中学校の関係、そして高校の関係、これについてそれぞれ今どういった取組をやっておられるか。そして、ここにコーディネーターの方がどういうふうに配置をされて進められているか。この辺について、それぞれのところでお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、教育委員会のほうで今取り組んでおる内容でありますけども、教育委員会部局として、平成23年にスタートしてから始めた、ちょっと記憶の中で整理をしますけども、ブックスタートという、生まれてすぐの赤ちゃんにお祝いとともに絵本を配布をして、絵本に親しんでいただくということのスタートをや

っております、それはブックスタートというんですが、それを始めまして、現在も引き続きしております。

それから、保育所に対して、これ、県から頂いた絵本ですけれども、その配布といましようか、絵本を保育園で回すような形で、そういった事業をしております。ただ、もうその絵本はかなり老朽化しておりますので、現在は動いていない可能性があります。

それから、あと、芸術士という、今もしておりますけども、幼児期あるいは小学校の低学年等を中心として、芸術を通していろんな感性を育てていただくという、そういった取組を始めております、これは現在も続けております。

それから、あと、コーディネーターにつきましては、教育委員会部局として、中学校を単位で、小中をして、津和野に1人と日原に1人ということでコーディネーターを配置しております。それと、統括コーディネーターとして、その全体をまとめる分と、保小の連携をするコーディネーターを今現在雇用しております。ただ、この4月からは、つわの学びみらいの法人のほうへ身分移管をしたという形になっております。

大きなものはそんな形になりましょうか。あとは、今のいろんな連携会議で各課との連携を調整をするという、そういう形。

それから、社会教育のほうでは、学校を中心として、地域から出て、いろいろな協力をしていただくような学校支援の形を取っておりますので、それが「学びの協働」推進事業という津和野町として独自の事業にして、学校へ地域の方が関わっていただくことで、大人も学びの機会、子供も学びの機会を設けるといって、そういった取組をしております。

あと、保育園に、運動もやっぱり必要ですので、スポーツ推進員の方に出向いていただいて、幼児期からのスポーツへも親しむ、そういった活動もしております。

そういったことを教育委員会部局のほうではやっておるといってあります。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。簡潔に回答してください。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 本課で、昨年度より、幼児教育コーディネーターというのを地域おこし協力隊員で雇用しておりますが、このことにつきましては、目的としては、まず7園、町内保育所があるわけでありましたが、公立、私立、それぞればらばらでいろんな考えの中でやっていますが、統一的なやはり研修であるとか、または交流事業、そういうことがなかなか進めることができませんでしたので、そういうところを幼児教育コーディネーターに依頼をしてやってもらっている、また現在、この時代に合わせた園のICT化、いわゆる登園管理であったり、そういうものをこの幼児教育コーディネーターにより、各園に今、広めているというところ、それからあと本課のほうも考えておりましたが、保育園から小学校への繋ぎとしての、小学校からもそれは下りてくるわけでありましたが、保育園から小学校へも併せてその繋ぎ役として行っているとい

うことで、現在1人でありますので、教育委員会の、先ほど教育長が申しました教育コーディネーターの傘下で一緒に活動しているという状況であります。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 高校支援の関連のコーディネーターの業務ですが、主に5つございます。

一つ目は、総合的な探究の時間と地域の関わりの深化、それから地域系部活動、マイプロジェクトの支援、地域活動サポート等の地域との関わりに関する事業が1点目でございます。

2点目としまして、これも関連しますが、県の推進するコンソーシアム事業ということで、行政・企業・各種団体との有機的な接続を目指す、こうした事業も行っております。

3点目としまして、高大連携の——大学との連携ですが——推進に向けた卒業生のインターンの受入れ等、またICT教育のモデル校として、1人1台端末の先駆的な取組の探究を行っております。

4点目としまして、高校の魅力化、なおかつ生徒の募集の情報発信事業であります。学校案内のリニューアル、それからホームページの改定、SNSを活用した発信の業務等を行っております。

最後に5点目でございますが、地域みらい留学365事業と申しまして、首都圏からの高校2年生の受入業務、そういう事業への参画を通じて、町内においても下宿運営事業者との連携支援、それから運営支援等、この主に5点を行っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ありがとうございます。それぞれの取組状況を聞かせていただきましたが、この取組のやっぱり一番特徴的なことは、コーディネーターの方を配置されて進められているということだと思います。統括の方がおられて、また、いろんなところでコーディネーターの方が大変な活躍をされているというふうに思っております。県外から来られた方もたくさんおられるというふうに思いますが、やっぱりこの方が十分力が発揮できるような活動に対する支援体制、そういったものを今後もしっかりと取っていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それで、財団法人のつわの学びみらい、これを立ち上げられました。これが中心になって今度はやられるというふうに思いますが、今のいろんなところのコーディネーターの方は全てこのつわの学びみらいの所属になるということではないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 保育所部署の魅力化コーディネーターは違いますが、それ以外の方は全てつわの学びみらいに所属というような形になっております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 分かりました。こういったことで、町長のほうが非常にこのことはしっかりと取り組んでいこうということを示されたわけではありますが、私が今少し思うのは、非常にいろんな取組をされているのがもう少し、先ほども言いましたように分かりやすいような一つのパンフレットを作っていただいて、ああ、こういうことでこの0歳児からの取組をやっているんだなというのが分かるような資料、こういったものを是非つくっていただきたいなというふうに思います。

そして、本当は、町としてひとつづくり構想、そういったもんをきちんと立てる必要があるんじゃないかというふうに思うんです。今、0歳児、このプログラム、これも立派なもので、これが構想的なものになるかと思えますけども、もう少しひとつづくり構想というものをきちんと立ち上げて、その中の一つの事業としてこの0歳児からのプログラムを進めるんだというような、そういう、私は、ことじゃないかなというふうに思うんですが、町長、こういった——少し、私、萩市の、どういう取組をされているか調べてみましたけども、ここも津和野町と同じ歴史と文化の町ですから、非常にひとつづくりに取り組んでおられます。ひとつづくり構想というのを3つの大きな構想の中に入れておられます。そして、少しこういった構想というものをつくって、非常に詳しく中に取り組んでいくことが書いてありますが、特に今後、総合振興計画の5か年が過ぎて、計画変更というものも今年やられると思いますが、町長、この辺りを総合振興計画の中で何か新しく取り入れていくというような、そういうお考えがあるか、その辺についてお聞きしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） お話を聞いておまして、私ももう少し丁寧に説明もしていかなきゃならないという、そういう反省もしているところでございますけれども、まず前提条件として、このつわの暮らし推進課が教育について深く携わっていくことではございません。あくまでも小中の学校教育はやはり教育委員会が主体でございまして、そして教育ビジョンに基づいて、これまでも非常に特色ある教育を展開してきていただきました。この発展性の中で、0歳児からやはり小中への関わりというものを求めていくことが必要だという部分において、0歳児へのまた働きかけをやっていく必要があるということが今出てきたということ、そして高校の魅力化はつわの暮らし推進課でやりました。それでも、あくまでもこれは後援会事業として、そして今では財団法人という形で発展いたしましたけれども、コーディネーター等が主体になって、あくまでも県立高校としての県教育委員会のいわゆる教育方針というものを尊重しながら、そこに津和野らしい教育というものをエッセンスとして加えていく、そういうことを土台としてやってきてくださったということでもあります。

今後も、このやり方については、教育をさらに磨き上げていくということについては町教育委員会が主体になっていく。そして、今後、高校や0歳児からを連携させていた

だく中で、この一般財団法人つわの学びみらいが主体となってやっていくということでもあります。そこに、つわの暮らし推進課が事務局として携わっていくというところでもあります。

そして、推進室をつわの暮らし推進課につくったのは、こうした魅力ある取組というものを全国へ情報発信していく役割というものを大きく担わせたい、そういう思いでございます。それを教育移住に結びつけていこうというのが私の狙いだというようなところでございます。

そうした中で議員御指摘の、まず、ひとつづくり構想をつくるということ、おっしゃるとおりだというふうな受け止めたところでもあります。今までも本町には教育ビジョンというものがあまして、そこにきちっとしたひとつづくり構想が盛り込まれております。今後は0歳児から高校まで、まさにひとつづくりをしていこうという中で、この教育ビジョンにそのエッセンスも付け加えた、まさに津和野町のひとつづくり構想というものができて、それは大きく変わるものではないと思っております。そこをまた土台にして情報発信をしていくということは非常に重要なことだと思っておりますので、また今回、こうした学びみらいも設立されて、より一層進めていく上で、ひとつづくり構想の策定というものはまた検討していきたいと思っております。そして、それがあつて、また0歳児からのひとつづくり推進室が全国へ情報発信していく重要なファクターになるというふうにも考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。ひとつづくりというのは、短期間で成果が出るものではないというふうな思ひます。結果が出るのは20年先あるいは30年先かもしれません。しかし、どこかでスタートしないと、これ、始まらないわけですが、そういった、令和3年度がスタートの年でもあるというふうにも思ひます。津和野町にとって、ひとつづくりというのは永遠のテーマであろうというふうな思ひます。町職員、地域住民が一体となつた取組が推進されますように、共に頑張つてまいりたいというふうな思ひます。

次の質問に移ります。

防災・減災対策であります。

本年は、例年より早い梅雨入りとなりました。長い梅雨も予想され、災害対策に万全を期す必要があるというふうな思ひます。本庁舎も改修移転され、防災機能強化が図られることを期待するものであります。

そこで、次の点についてお聞きをいたします。

本庁舎移転により、新たに防災機能強化が図られたものは。

2点目、津和野町の取り組む防災・減災対策は。

3点目、災害時の避難情報の変更点と避難所コロナ対策についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防災・減災対策についてお答えをさせていただきます。

まず、最初の御質問でございますが、旧本庁舎は、昭和56年以前の建築で耐震性に乏しい建物でしたが、新庁舎は平成元年建築の新耐震基準を満たす建物であり、耐震性が確保されたことに加え、土砂災害警戒区域外に立地することは、災害対策本部を設置する防災対策の拠点施設としての機能強化につながるものと考えております。

次の御質問でございますが、防災・減災対策は、災害が発生しやすい自然条件下にあって、住民の生命・財産及び地域を災害から守ることは行政上の重要な施策であります。

防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧の三つの段階があり、それぞれにおいて、国、県、消防や警察等の防災関係機関、住民等が一体となって最善の対策を取ることが被害の軽減につながるものと考えます。

災害対策基本法をはじめとする各種法令等に基づき、災害時に十分に機能を発揮できるよう、随時、地域防災計画や各種対応マニュアルの見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた備蓄物資や避難所環境の充実、平常時からの防災教育、広報、訓練等により防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

三つ目の御質問であります。災害対策基本法の一部改正に伴う避難情報に関する主な変更点として、「避難勧告」が廃止され、「避難指示（緊急）」と合わせて「避難指示」に一本化されたほか、「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」に、「災害発生情報」が「緊急安全確保」に名称が変更されております。これにより、令和3年5月20日から津和野町が発令する避難情報を同様に変更し、運用しております。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症対策としては、令和2年度にマスクや消毒液等の衛生用品のほか、間仕切りや簡易ベッド、非接触式体温計等を追加し、感染症対策で必要となる防災備蓄物資の強化を図ったところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この防災・減災対策でございますけども、この梅雨の時期、何が起こるか分からない今現在の気象状況でありますので、万全を期していただきたいというふうに思います。

避難指示の関係も少しシンプルになって、分かりやすくなってきたのかなというふうには思っておりますが、いざというとき、躊躇なくやっぱりこういった指示を出していただいて、人命第一でありますので、対応をぜひよろしくお願いをしたいと思います。

少し時間ありませんので、次の質問に移らせていただきます。

高津川のアユ対策であります。

6月1日、高津川の夏の風物詩であるアユ漁の解禁が出されました。天然アユの遡上が増え、放流に頼らざるを得なくなった現状で、高津川漁協の取組は非常に注目すべきことであると思います。

そこで、次の点についてお聞きをいたします。

高津川漁協で取り組んでいるアユ対策の現状、把握されている本年度の釣り状況、江の川漁協で取り組んできたアユ種苗生産施設整備事業、濾過機設置工事が完成したことによる放流への効果、今年度のアユ放流状況についてお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高津川アユ対策についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問でございますが、皆様御承知のとおり、アユは1年で生涯を終える年魚であることから、秋に親である新魚が産卵する環境づくりを進めるために、平成27年秋から、それまでは10月11日から11月30日までであった全面禁漁期間の開始時期を10月1日から前倒しして新魚の保護を行うとともに、産卵場となる益田市内4か所の瀬において、石の大きさや水深、水流の速さなどを適切な状態にする整備事業を実施しております。

これに合わせて、西益田から飯田までの産卵場付近の水面に釣糸を張って、新魚が捕食されないよう対策を講じています。

また、春には約4グラムに成長した稚魚を放流しますが、カワウを中心とした鳥に捕食される被害対策として、近年では、地元猟友会の協力を得て、全国一斉のカワウ駆除を実施し、併せてカワウの個体数を増加させない対策なども実験的に実施しているところ です。

高津川漁協では、産卵期に新魚を捕獲して、江の川漁協へ送り、そこで産卵・孵化させて、年明けに約0.2グラムに成長した仔魚を50万尾購入し、約4グラムに成長した稚魚を4月初旬から5月中旬にかけて放流しています。また、翌年の対策としまして、50万尾のうちの約3万尾を放流せずに、中間育成施設の電照を利用して産卵時期を遅らせて、晩秋に放流することで高津川での産卵数を増加させ、翌年の天然遡上数を増やす取組を4年前から行っております。

次の御質問であります。先日6月1日は高津川のアユ漁解禁日でありましたが、初日の釣果について高津川漁協へ確認したところでは、先ほどの予想とは反して、小ぶりなものが多く、数が少ないとの状況のようでしたが、例年に比較して良い状況であるとの確認を得ていることから、今後に期待をしたいとのことでもございました。

三つ目の御質問であります。江の川漁協が事業主体となり、国や県、県内の該当市町の補助金を活用して昨年完成したアユ種苗生産センターでは、最新のろ過機や検査機材などを整備しております。特に仔魚の餌となるプランクトンをうまく育てることができるようになったことから、年間約400万尾の仔魚を生産することができる体制が整いました。

この施設が完成したことにより、年明けに購入する仔魚の数が、以前は約20から30万尾であったものが今年は50万尾購入でき、春の放流までの期間は高津川漁協の中間育成施設で育成することができるようになりました。

最後の御質問でございますが、近年の稚魚の放流数は約100万尾で推移しており、約50万尾は、先ほど説明しましたように、高津川由来で江の川漁協を經由して、再び高津川漁協で育成したものでありますが、残りの約50万尾は岩手県から大分県までの幾つかの漁協から同様に仔魚を購入し、中間育成施設にて育成した後に放流しています。

今年度の放流数は100万尾で、江の川漁協の新施設の成果もあり、元気で追いの勢いが強い稚魚を放流することができており、加えて天然遡上の姿を最初に確認した日が3月17日と例年より約2週間も早かったことから、今年は天然遡上数も多いのではないかと期待をしているとのこととあります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） アユの状況について回答頂きました。高津川漁協でもいろんな取組をされているというふうに思いますが、特に江の川漁協で完成した施設、これの成果がどれぐらい出てきたのかなということをおっしゃっていましたが、回答の中にありますように、年間約400万尾の仔魚を生産することができるようになったということとありまして、以前は20から30万尾であったものが、50万尾購入できるということになったということで、少し成果が出てきたのではないかなというふうに思っております。

そして、今年は少し天然遡上も多いのではないかなというようにも言われているようですが、これも今からどういうふうになるか。天候もあります。できるだけ多くの釣り人が高津川でアユ漁を楽しんでもらえるような状況になればいいかなというふうに思います。

全体で、今、放流数が最近では100万尾なんですけども、今の購入数が50万尾購入できるようになったということで、全体の放流数は例年と変わらない100万尾というようにありますけども、あと、いろんなところから、岩手県とかそういったところからも購入をされて放流されていると思いますが、この辺りをもう少し増やして、できれば120万尾とか、そういったことになればもっといい方向になるんじゃないかなというふうに思いますが、この点については、また漁協のいろんな会議等もあるかと思っておりますので、その辺りでまたこういった意見も申し述べていただきたいなというふうに思います。

コロナ禍の中で非常に疲弊をした今日でありますけども、高津川に釣り人が立って、そういった風景が見られて、少しでもこれが元気につながるようなことになればいいかなというふうな思いを持っております。

それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、1番、草田吉丸君の質問を終わり、ここで11時15分まで休憩といたします。

午前11時04分休憩

.....  
午前 11 時 15 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問を続けます。

発言順序 8、5 番、板垣敬司君。

○議員（5 番 板垣 敬司君） 5 番、板垣敬司でございます。本定例会に 3 項目の質問を通告しておりますので、順次質問をさせていただきます。

まず、1 点目は、地域の脱炭素社会の取組についてということで、本町は、平成 27 年に地域再生計画を国が認定していただきました。以来、今日までいろんな議論を重ねながら今日、いよいよバイオマスガス化発電事業の建設が着手されました。

1 点目は、現在進められております原木のストックヤード及びチップストックヤードの建設工事の進捗はどうか。また発電プラントの建設から稼働についての工程を伺います。

二つ目、発電開始に向けて、フォレストエナジー社との協議はどこまで進んでいますか。

三つ目、FIT 制度や中国電力との接続に関する条件等に変更はありませんか。

四つ目、自伐林業従事者に対する事業確保と定住に向けて重要な要因であります。公社造林や町行造林地の所有権の移転、間伐作業道等の開設などの取組を推進してはいかがでしょうか。

五つ目、全国でゼロカーボンシティへの取組が模索されております。本町ではこのことをどのように捉えておられるか伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5 番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域の脱炭素社会の取組についてでございます。

まず 1 番目の質問でございますが、現在進めております原木・チップヤードの進捗状況でございますが、5 月末日現在で申し上げますと、チップストックヤード建屋の基礎部分の作成、建屋鉄骨の作成、篩機の作成及び敷地造成等に着手しており、進捗につきましても概ね予定どおり進んでいるところでございます。

6 月に入りましてからは、引き続きチップストックヤード建屋の建設としまして、壁の配筋、型枠組、コンクリート打設等に着手し、併せて篩部の基礎の建設などにも着手する予定となっており、計画に沿って引き続き工事を進めてまいります。

また、木質バイオマスガス化発電所工事の着工時期につきましては、原木・チップヤード建設工事が完了後、着手する計画となっており、当初の計画のとおり令和 4 年 4 月の予定で稼働を見込んでいるところでございます。

二つ目の御質問であります。これまでに津和野町木質バイオマスエネルギー活用推進協議会において、発電に必要な原木量及びチップ量を協議し、森林組合を初めとする

協力関係機関が年間必要量を提供していただくことを確認し、合同会社フォレストエナジーは関係機関と必要量を納めていただくための契約を締結をしたと聞いております。

三つ目の御質問であります。F I T制度については、申請を行った後に許可を得て、事業開始後20年間の期間については発電量に応じて定められた固定額で発電量を買取り取ってもらえるということに変わりはありません。

本町の場合、平成29年に経済産業省に対しF I T制度適用の申請を行い、同年12月には電力買取会社である中国電力へF I T制度に則った買取りについての申請を行いました。中国電力からは太陽光や風力などを含めた再生可能エネルギーによる発電所計画の申請が多数提出されており、これらを調整するためには2022年4月以降でなければ買取りはできませんとの回答をいただいております。

この回答についての条件等についての変更の有無について、発電所を建設する合同会社フォレストエナジーに確認しましたところ、変更は発生しておりませんとのことでございました。

次の御質問であります。島根県林業公社造林及び町行造林については、当初契約においては契約締結時期が早いものでは約35年間、遅いものでは約55年間の契約期間でありましたが、公社造林では平成15年度頃から契約期間を植栽後80年間に延長する長伐期変更契約を継続して取り組んでおります。これに伴って、町行造林においても平成18年度から同様に長伐期変更契約の手続きを進めているところでございます。

公社造林及び町行造林ともに、植栽樹木の権利である地上権は県林業公社及び町が所有しており、搬出間伐等の収益性のある事業を実施し、林業事業体や市場などでの買取り価格と積み込みや運送などの経費を差し引いた際に収益が発生した場合には土地所有者に対して4割を支払うという契約になっております。

これら県林業公社及び町行の造林地の管理につきましては、県林業公社では毎年約5団地において搬出間伐または切捨間伐を実施し、町行では毎年約6団地において搬出間伐を実施しておりますが、なかなかきめ細やかな管理に至っていないのが現状でございます。

また、この事業を進めていく上で、当初の契約者が高齢になり今後の土地管理の方法をどうするか、また契約者が死亡された場合には親族へと相続したものの町外に居住している場合が多く、同様に今後の土地管理はどうなるかなどという問題が生じているところでございます。

そうした中、町では平成26年度から地域おこし協力隊制度で自伐型林業を推進する方針を立てて取組を行っております。これまでに22人が転入し、3年間の研修を修了した者は11人で、そのうち10人が町内に定住して自伐型林業に従事しております。今年度の現役研修生は6人ですが、協力隊で転入してくる若者は町内に森林を所有しておりませんので、何らかの方法により公社造林や町行造林といった造林地だけでなく、普通の民有林であっても良いので、いずれかの森林の所有者になることができ

ば、自伐型林業を目指す者にとっては意義深いものになると思いますので、森林所有者の方へ今後の森林管理の方法について調査することを検討したいと考えております。

最後の御質問でございますが、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質0にすることを目指す取組であるゼロカーボンシティの表明については、現在のところ行っておりませんが、地球環境を考えた取組は、小さな自治体においても大変重要であると考えております。

現在、行っております当町の森林整備に合わせた木質バイオマスガス化発電事業を通じ、脱炭素社会を目指す取組に一層努めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それでは、現在進めておられます原木並びにチップのストックヤードの工事の完成、契約では、この秋という10月末だったかと記憶しておりますが、その後、発電プラントを津和野フォレストエナジー合同会社が設置するという工程になっておるかと思いますが、もともとの当初の計画では、発電所の建屋の工事完成が6月の中旬、ちょうど今時分です。それで発電機と乾燥機という外国製のものを日本に輸入するわけですが、それが日本に到着するのが7月、そして設置、工事完了を12月ということで予定が組まれておったかと思っております。さらに年明けの正月から試運転を開始して、いよいよ来年の4月から本格的な事業開始というような、そのようなスケジュールが以前示されたのではないかと記憶しておりますが、現在のそのストックヤードの完成の予定からすれば、少しというか大分ずれておるような気がいたしておりますが、こういう状況のもと、津和野フォレストエナジー合同会社との工事の工程というようなものを、町が直接やるかどうかというのは私はわかりませんが、町も間接的にはこの工事に関与しとると思っておりますので、その工程会議というものは、どのような頻度で今日まで開かれているのか、その辺についてお聞かせいただきたい。

そして、先ほど町行造林の長伐期契約に基づくいわゆる間伐等における事業量として町行では年間約6団地がその対象になっておるようでございます。私もその町行の造林事業に一部加わっておりまして、昭和43年ごろからこの町行造林には行政が森林組合と一体となって進めてこられ、本町には223団地733ヘクタールが現在までに存在していると思っておりますが、この約6団地というものは、面積としてはどの程度のもので、その事業の内容はどのようなものか担当課として把握しておられるかお伺いをいたします。

さらに、当初の契約では、35年で大方全伐、皆伐をするという契約のもとで進められておりますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、35年を50年近く延ばして、伐期を80年に延ばす。その際、35年で皆伐するときには、10アール当たり1,000本程度の材が見込まれておると思っておりますけれども、これをさらに50年延ばすということは、そのときいただいた資料では、最終的に80年先には10アール当たり400本を伐採する、それまで間伐していくという作業が想像できるわけでございますが、

この作業に対して、先ほどの年間6団地、そのようなことで計画どおり進められるのかどうか、もちろん昭和43年から年次的に進められとるわけですから、その事業量というものは、年次にまたいでいくものだと推測できますが、その辺について、どのような実態なのかお聞かせいただきたい。

そして、この50年長伐期契約に変更した場合に生ずるそういう間伐等の作業というその仕事に対する財源として、なかなかそんなにたやすいものではないかと思うんですが、例の森林環境譲与税というのが今日国のほうで税制が始まりまして、本町も今年度2,900万円ぐらいの税が見込まれていると思っております。さらに、令和4年、これが5,000万ぐらいにまで伸びるといふふうに考えております。もちろんこれ、一般財源ですから、森林環境譲与税をそのままそっくり先ほどの事業のほうへ仕向けるというのは、なかなか厳しいものがあるかと思いますが、しかし、その部分は目的に沿ってある程度予算措置があつてしかるべきではないかと思っております。そのようなことについて、御回答いただければありがたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 先ほどの議員さんの御質問でございますが、まず、原木・チップヤードの工程、あるいは電力会社の工程のお話だと思っておりますけれども、まず1点目が原木・チップヤードにつきましては、今の予定では11月末を今工期として進めておるところでございます。それが終わりますと、フォレストエナジー側のほうがいわゆる今の電力発電所を建設する予定で今動いておりまして、今のところ予定どおり令和4年の4月の予定で稼働を見込んでおるといふふうに聞いております。どういった工程でやるかというのは、詳しくはわかりませんが、一応そういう予定で進めておるところでございます。

それから、先ほどの町行造林の件でございますが、今、公社造林あるいは町行造林につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、少しずつでも間伐を実現をさせまして、例えば町行造林だと6団地、公社造林だとこれも6団地、年によって違いますけれども、4団地から6団地ぐらいは毎年間伐をしております。それから、公社造林につきましては、切捨間伐が主になっておりまして、幾らか搬出間伐をやった年もございますけれども、ほぼほぼ切捨間伐をしております。ちなみに公社造林の切捨間伐の令和2年の予定でいきますと、6団地の51.94ヘクタールを切捨間伐をしております。今年度につきましては、4団地の40.27ヘクタールを公社造林は、これも切捨間伐ですけれども、予定をしておるところでございます。

ちなみに町行造林につきましては、切捨間伐は一切行っておりません。全部持ち出してあります。搬出間伐を予定しております。ちなみに令和2年の実績でいきますと、6団地の11.92ヘクタール、それに対しまして、作業道の開設が2,815メートルの搬出材が566.5立米といった実績でございます。

ちなみに令和3年も同じように6団地を予定しておるところでございます。これにつきましては、搬出間伐をすることで、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、4割部分につきましては、地権者さんのほうに経費を差し引きますけれども、いわゆる還元をされると、残り6割につきましては、町のほうに入ってくるといったような形になっております。

それから、先ほどの間伐の団地数、町行造林の全体の面積と団地数につきましては、公社造林が全面積が1,422ヘクタール、団地数が80団地です。ちなみに津和野が30の日原地区が50でございます。町行造林につきましては、全面積がこれが公社造林の半分ですけども、733ヘクタール、それから団地数が224団地、津和野地域が116の日原地域が108といったこととなります。計算上でいきますと、今の6団地ずつ、約6団地ずつぐらい間伐をやっておりますけれども、非常に長い年月がかかって、先ほど議員さんおっしゃるとおり、なかなか年月がかかってしまうといったところでございます。

それから、今の森林環境譲与税の件でございますけれども、これにつきましても、もし必要であれば、令和4年以降、引き続きこの予算措置をしながら間伐、あるいはこういった町行造林の管理に充てていけることができばなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ありがとうございます。もともとこの地域再生計画ということで、我々にいただいた計画でも、最後に質問しましたゼロカーボンシティという取組とまさに一体的なものではないかなと思って、私どもは、もともと27年に認定を受けた計画を着実に遂行することが今全国で、自治体で取り組まれているゼロカーボンシティへの取組、まさに津和野町は先行事例ではないかと考えておるところでございます。ただ、この確認のもとであれですが、発電施設を設置した場合、その発生する排熱利用で、あのサプライチェーンの中にもありましたが、乾燥チップやペレットの製造を行い、町内の農業者なり公共施設にチップボイラーなりペレットストーブの導入等を促進したらどうだろうかという、そしてそのことが発電事業会社にとっては副産物というか、副収入として位置づけられておりますので、発電事業会社が発電で40円で1キロワット売るだけじゃなくて、そういうものを町内で積極的に利用することが、最終的にはバイオマスガス化発電事業の将来が明るくなるものといやが応でも考えるわけでございますが、その辺について、これから乾燥チップやペレットやらを学校なり、公共施設なり、農業者に加温ハウス等の熱源のために進めていく、そういう施策は考えておられるでしょうか、どうでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回、こうしていよいよバイオマスガス化発電事業が実現をするというところでございます。これまでのところでは基本F I T価格を中心に採算面の資産をされてこられたということでございます。今後、やはり発電事業がより一層成長していくためには、議員御指摘のとおり、この温水、温熱、その有効活用をどうした形でお金に換えていけるのかということ、それは非常に大事だというふうに思っております。本町においても、このバイオマスガス化発電事業というのは、地球環境問題にも通ずる非常に重要な社会的使命を持った取組だというふうに思っておりますので、今後、そうした発電会社等々とまた協議もしながら、どういう取組ができるのかということは検討していきたいというふうに思っております。その中で、やはりこのペレットというものも1つの選択肢になるかと思っておりますが、ただ、ペレットの今度は製造ということになりますと、相当なやはり投資が可能性としてあるかというふうに思っております。ペレットなのか、あるいは乾燥チップでいくのか、そういう部分についても、今後さらに精査をしながら、検討していく必要があるかというふうに考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 次の2番目の質問に入ります。

高齢者福祉の視点からの移動手段の確保ということで、第8期の老人保健福祉・介護事業計画では、生活支援の充実として移動手段の確保を上げられております。このたびの新型コロナウイルス感染症対応の地方推進事業のメニューに新交通システムの導入実証実験事業が上がっております。いただいた資料の概要では、密集を避けた移動の確保とコロナ禍収束後の移動手段の確保のため、人工知能を使った予約システムとタクシー車両を活用した、新たな移動手段を構築する実証運行事業となっております。

そこで、新たな移動手段とはどのようなものか。そしてこの実証実験の目論見はどのようなことか。他の地域での先行事例はこのようなシステムを採用している事例があるのか。そして、このような長期にわたる問題を今回のコロナ関連緊急対策事業での取組にたまたまなった、その背景はどうか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高齢者福祉の視点からの移動手段の確保についてお答えさせていただきます。

津和野町の交通対策といたしましては、広域移動のためのJ R山口線や民間路線バスがあり、地域内の移動には民間事業者が運行する路線バスや町営バスがあるほかタクシー事業者もあり、住民の移動を支えているところであります。

高齢者等の交通弱者とされる方の移動に関しましては、特に山間の地域では自宅からバス停留所までの距離が負担となっていることから、バス停留所の移動等の要望があっ

た場合には、山間部を運行する町営バスといたしましては、地域公共交通会議に諮り、バス停留所を移転するなど、利便性の向上に努めてきたところであります。

人口減少が進む中、町営バスの運行につきましては、決まった路線を決まった時刻に運行する定時定路線型の運行と、予約があった際に決まった路線を運行するデマンド型の運行を行っておりますが、点在する集落の全ての自宅付近にバス停留所を設置することや、バス車両が幅員の狭い道路を運行することは安全確保の観点から難しいため、高齢者等の歩行を困難とする方にとっては不便に感じることもあろうかと考えております。

移動を不便と感じる高齢者等が、自宅に閉じこもりがちになり認知機能が低下することや地域との交流機会が減少することで、住み慣れた地域を離れ転出せざるを得ないなどの事例もあるため、地域住民が住み慣れた地域で最期まで生活するため、利便性の高い新たな移動手段の開発と導入が必要と感じているところであります。

また、交通不便と感じる方が増える傾向にある一方で、バス等の交通対策事業に令和3年度の予算が約7,000万円を超えるほか、利用者の減少と共に収益も減少する傾向にあり、町営バス事業は費用対効果にも問題があると考えております。

今回、実証運行を計画する移動手段の運行形態は、利用者が事前に利用登録し、利用する際に乗車予約をすると、車両が自宅付近まで迎えに行くことが可能になるもので、歩行に負担を感じている方にも利用しやすくなると思われれます。運行日と時間帯は平日の日中とし、運行範囲は民間バス事業者と協議して今後調整してまいります。料金については、利用したときに徴収する形ではなく毎月の定額制とし、現時点では月に7,000円前後を想定しております。

この実証運行により、高齢者等のバス停留所までの移動を負担に感じている方が容易に外出することが可能になり、買い物不便解消や通院日を融通することができるなど、利便性の向上が期待されるとともに認知機能低下を予防する効果も期待されることを考えております。

この事業は、県内の大田市温泉津で実証運行が既に実施され2年が経過しており、一定の利用実績があり成果があるとのことであります。

この時期の予算計上になったことにつきましては、実証実験に要する費用について、総務省や経済産業省の補助金を模索してきたものの、より有利な新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用することとしたところであります。この交通手段が予約型であり、少数の利用者で移動できるため感染症対策になることや、感染症終息後において、山間部の人の移動が活発化することによる町内経済喚起につながることを期待しているものであります。

まずは、モデル地区を選定の上、10月の運行開始を目指し、関係機関との調整のもと、地域住民の交通不便の解消に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（５番 板垣 敬司君） やるということは何となくわかりますが、人工知能、これは、我々の世代では、どのような知能が生かされて、これが予約システムに反映されているのか、そのイメージが簡単に私に理解できるように説明ができればいただきたいと思いますが、先ほどの町長答弁で私はこういうふうに理解しましたが、自宅から停留所までどっかの町からタクシーが上がって、玄関から停留所まで３００メートルか４００メートルかわかりませんが、それにタクシーを利用させていただいて、さらにバスに乗って町内で買い物なり、病院なり行って、帰ってからまたバス停で降りてから自宅の玄関までをまたタクシーで帰らせていただく、そのようなイメージで月々何回利用しても７，０００円で何とか賄ってもらえると、そのようなことが答弁からは伺えるんですが、その辺について、そうじゃないとか、そうだとか言っていたらありがたいと思います。

それから、大田市の温泉津までは既にこのような実証実験が２年前から行われて、まだ実証実験段階なのか、実用段階なのか、そして、成果とはどのような成果なのか、より具体的にお願ひしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 御質問のまず１点目の人工知能はどのようなものかということですが、これは一つ具体的に申しますと、予約をした際に今実はモデル地区は津和野の木部地区をモデル地区として想定をしておりますが、例えば、平日の午前１０時に三歩市地区と例えば吹野地区と両方から申し込みがあったとしますが、そうした場合に、このＡＩ機能を使いますと、例えば三歩市に９時５５分に行くと、吹野に１０時１０分というような形で、同じ１０時の予約が入った場合に、そのＡＩ機能を使って、瞬時に運行ルートを検索して、どういった運行ルートでよりその予約に近い形に運行ルートが可能かどうかというようなことを検索できるシステムがまず上げられるかと思ひまして、これがすぐ運転手のもとに届き、それで利用者のもとへ発送できるということが一番大きなＡＩの理由の一つかなというふうに考えております。

あと、２点目の自宅から停留所、停留所から目的地に行って、その帰りの停留所から自宅、どれまでがこのタクシー等の運行の部分かという御質問でございますが、これに関しては、基本的に自宅から目的地までを想定しております。というのは、これは、先ほど三つ目の関連の大田市の温泉津町のほうの実証実験がありますが、そこは、自宅から例えば津和野で申しますと、わかりやすく申しますと、津和野から津和野共存病院、木部からＪＲ津和野駅、そういう主幹箇所までとしておるようです。我々でも今回の実証実験については、主に生活必、いわゆる通院ですとか、買い物不便のような用途にこの実証実験をお役に立てたいというふうに考えておりますので、基本的には、町内のそうした主要施設ないし目的地を設定しまして、自宅からそこまでを車を使って移動できるような形を、取り敢えずはそういうことを想定しております。

三つ目の今の大田市温泉津の2年が経過したという件でございますが、これに関しては、今、実用化に入ったそうでございます、本年度から。それで、大田市の予算は大きく関わっていないということで、交通事業者とそれからタクシー会社が連携をして、地域の自治会等と協議をして、料金設定を行い、それで運行しておるといふようなことでございます。ちなみにこの大田市の温泉津地区のましてや井田地区というところがありますが、大体人口560人規模の程度の集落のようでございます。ここでやっているのは、1月当たり3,300円という料金設定でございます、それで、参加者がちょっと具体的な数字は二十六、七件だったと思っておりますが、そうした方がこのタクシー運行事業等を御利用していただいておりますというふうになっております。そうした中で、利用者を増やして、この事業がスムーズにいくように行っているというふうになっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 何となくいいイメージがわいてきました。集落で集団でそういう契約というものなのかわかりませんが、タクシー業者というように一緒に乗ろうぜと、そういうことで、行政からの財政支援がなくてもできるとちゅうのがよくわかりませんが、それに利用度があるんでしょうね。そしてまた、その利用は1月にちゅうか、3,300円個人で払っておけば、30日乗ってもいいちゅうわけかいね。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） お見込みのとおりです。ですから、1月3,300円払ったら乗れるということです。今のところ私どもが聞いておりますのは行政負担はしていないようでございますが、3,300円で二十数件の利用者じゃなかなかペイできないそうです。じゃあ、どういったところで補填しておるかとお申しますと、地域の自治会等で、ほかの高齢者以外の方々に、この事業をいづれ住民の方々が、高齢者以外の方々にも波及しようということで、自治会等でそうした損失部分には負担しておるといふふうになっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 自治会の少し年齢の若い方が代行運転してやるとかちゅうこともイメージとして伺いましたが、私は今町内でNPO法人にも一部関わっておりますが、こういうNPO法人は、終日時間はそこに張りつかにやいけん、しかし、仕事がそんなにあるわけではない、いろんな多種多様な仕事をこの法人が請け負うことによって、そこに働く雇用の場が生まれ、住民が協働で目的が達せられる、まさに我々が目指しているところかなと思っております。今回、1,700万の実証実験でどれだけのあれができるのかわかりませんが、いろんなところでそういう、1か所でなくて、実体験も必要だと思うんで、今回1,700万ちゅうのは、先ほど木部地区ちゅうって

言われましたが、期間はどのぐらいで、その1,700万の事業の内訳、少し概略でわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） ちょっと詳しい1,700万の内訳は手元にございませませんが、期間は、今年10月からの実証実験スタートを目指しております。現在、今、木部地区をモデル地区として想定しておると私が先ほど申しましたが、木部地区の公民館長さんですとか、それから、役場内でいいますと健康福祉課、それから医療対策課等と横の連携を図りながら、このことを進めておるところでございます。1,700万の詳しい用途については、主に地域交通に詳しいコンサル会社等に委託をしまして、実際の運行ルートですとか、先ほどAIの導入時期ですとか、それでどこまでできるかとか、あと高齢者の方々に扱いやすい方法はこういった形だとか、そうしたことを実証実験として行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 大変期待しておりますので、よろしくお願いします。それでは、最後の質問に入ります。

町長の任期が今年の10月末となっております。既に5月27日付山陰中央新報に、下森町長は4期目出馬の意向を示されております。3期12年間に取り組まれてきた施策の検証と4期目で取り組むべき課題と展望をお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町長任期満了についてお答えをさせていただきます。

早いもので、10月をもち津和野町長として3期12年の任期が終了いたします。この間、議会初めお世話になってまいりました皆様方に改めて心から御礼を申し上げます。

御承知のとおり、町長としての職責は、福祉、医療、経済を初め、町民の生活に直結するあらゆる分野に及びますが、その中でも町民の生命財産を守るための防災は最重要と考えこれまで対策に当たってまいりました。平成25年に甚大な豪雨災害を経験し、その後大きな被害が生じるような災害は発生しておりませんが、何度も警報が発令され警戒に当たる緊張を毎年繰り返す中で、次の任期を考える上では、まず防災に当たる気力を今後も持ち続けることができるかどうか自問自答してまいりました。

こうした中、この度、役場本庁舎の耐震化が終了し、現在、津和野庁舎の耐震化の準備を進めている状況にあります。特に津和野庁舎は耐震化のみならず、津和野中心地域の避難所機能を強化することも重要な目的となっており、現在の改修計画を最後までやり遂げなければならない責任を認めております。

また、現在本町は新型コロナウイルスの影響を大きく受けております。これまで感染症対策や経済支援策、現在進行中のワクチン接種などに十分ではないながらも他の市町村に先駆けてスピード感を重視しながら当たってまいりました。ワクチン接種が終了し

でも、数年は感染症の影響が続くと言われ、経済支援等の対策が引き続き重要となる中で、町長としての責任を放棄するわけにはいかないと考えているところでもあります。

一方で、この12年間取り組んでまいりました人口減少対策は、十分な成果が出ていないことが数字上からも明らかであり、この事実を重く受けとめております。しかしながら、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し取り組んできた中において、高校魅力化が全国的に評価をいただくほどに成果が認められ、現在はこの成果をさらに広げ発展させるべく幼児期から小中高校までを連携した「0歳児からのひとづくり事業」を展開しているところでございます。これは「教育の町・津和野」といわれた歴史に照らし合わせて、本町が取り組むに相応しいものと信じているところであり、本町ならではの特色ある取組を進めることでUターンの推進や教育移住へとつなげてまいりたいと考えております。このように本町が今後も信念を持って進める定住対策の柱がようやく構築されたと認めているところであり、人口減少対策の成果を出すための更なる4年間のチャレンジの機会を与えていただきたいと思います。

その他、厳しい財政状況の中で、今後も道路改良や水道整備、福祉の充実等の町民の皆様生活に直結した御要望に応えるためには、事業の財源確保を確実に行わなければなりません。特に新型コロナウイルス感染症により国の財政状況が前代未聞の厳しさを増すことが予想される中、交付税の確保は本町の財政に関わる重要な問題と認識しております。また、長年の念願でありました自治医大医師派遣や益田日赤との連携強化等により本町の医療体制は一時期の厳しい状況を脱しつつありますが、今後もより安定した医療体制を構築することが必要となります。そして、議会においても請願採択がなされている抜本的な買い物支援対策を日原・津和野両地域にわたって講じていくことや福祉法人の再編、事業費の増大が課題となっている交通体系の改革など、多岐にわたる問題を解決するべく、現在検討に当たっているところであります。

3期12年にわたり町長として仕事をさせていただいてきた中で、未熟ながらも多くの経験を積み、様々なネットワークとの信頼関係を築いてまいりました。こうした財産を本町が抱える難問の解決と町の発展に役立てていかなければならないと思っております。

私は津和野町で生まれ、津和野町で育ち、そしてやがてこの津和野町で死んでいく人間です。その覚悟のもと、津和野町の未来に向けて更なる4年間、身を捧げたいと意を決しているところでもありますので、議会を初め、町民の皆様の御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 以上で、一般質問を終わります。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、5番、板垣敬司君の質問を終わり、ここで、13時まで休憩といたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き質問を続けます。

発言順序9、3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 議席番号3番、川田剛です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスによる町内への影響についてであります。

コロナウイルス感染について、以下質問させていただきます。

ワクチン接種の状況はどのようになっていますでしょうか。

二つ目に、介護・医療関係者など、エッセンシャルワーカーと言われる方々に対するワクチン接種は急務と考えますが、いかがでしょうか。

三つ目に、感染者が増加した場合、圏域における病床の確保は十分でしょうか、お尋ねいたします。

四つ目に、子育て世帯の懸念のひとつは、学校や保育園、放課後児童クラブの休業であります。5月17日に学校が休業になった際、多くの保護者がいつまで休業するのか不安を感じられたことと思います。現在、圏域内で感染者が確認された場合、学校、保育園、放課後児童クラブはどのような対応になるのか、お尋ねをいたします。

五つ目であります。町内経済の状況について、町内事業者の景況、業績悪化緩和運転資金補助金など、各種事業の状況、支援事業の状況はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

六つ目であります。9都道府県で実施されている緊急事態宣言が6月20日まで延長されております。圏域内での感染により、消費活動がさらに停滞していると感じておりますが、いまだ当県において緊急事態宣言は発出しておりません。

しかしながら、周辺自治体の緊急事態宣言やこの延長は、さらに町内事業者やその関係者の不安を増大させるものであります。

県においては、飲食店に最大120万円の支援金を支給するという報道がございました。津和野町においては、町内事業者や雇用者の状況など調査されているのか。現在の状況をどのように分析されているのか。

また、町独自の支援策は検討されているか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスによる町内への影響についてでございます。

まず、最初の御質問でございます。本町における新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、現在65歳以上の高齢者を対象に行っているところであり、5月末時点にお

いて1回目の接種が終了した方は2,524名、対象者の70.8%となっております。この高齢者接種につきましては、集団接種を6月末で、個別接種を7月下旬で終了する予定としております。

次に、ワクチン接種対象者の順位については、重症化するリスクや医療提供体制確保の必要性などを考慮し、1、医療従事者、2、65歳以上の高齢者、3、基礎疾患を有する方、高齢者施設の従事者を接種順位の上位に位置付けると整理されております。

しかしながら、人が社会生活を営む上で必要不可欠なライフラインを維持するエッセンシャルワーカーへの接種も急務と考えております。そのため、町では介護老人福祉施設等において高齢者への接種を行う際に、施設従事者にも同時に接種を実施しております。

また、ワクチンのロスを抑えるため、キャンセルが出た場合には、訪問介護事業者の方への接種も行っているところでございます。

三つ目の御質問であります。島根県における入院調整は、島根県広域入院調整本部が各医療機関の協力と連携の下で行っております。具体的な調整方法として、まず重症患者については、ECMO管理が可能な島根大学医学部附属病院、県立中央病院を重症管理指定医療機関と位置づけ、受入れを実施します。

次に、中等症、軽症患者については、原則として重症管理指定医療機関での受入れは行わず、県内を3つのブロック（東部、西部、隠岐）に分けて、各ブロック内で入院医療を完結することとなっております。

島根県の入院患者数病床使用率は、6月1日時点で即応病床数213床に対して、入院63人で29.6%となっております。

益田圏域においては、3件のクラスターにより5月には65名の新型コロナウイルス感染症への感染が確認されました。病床は逼迫状態にあり、一般の入院受入れにも影響が出ております。これ以上の感染拡大が起これば、益田圏域だけの受入れでは対応が難しくなると伺っております。

なお、県が医療機関と調整して、6月1日に病床確保計画の見直しを行っております。内容としては、これまでの確保病床数253床（うち重症対応25床）を324床（うち重症対応25床）に増床、軽症者や無症状者はホテルや社会教育施設98室で対応することとなっております。

次の御質問であります。圏域内で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合について、本町の保育園の対応であります。保育所等については保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子供が利用するものであることから、5月17日に小中学校が休業となった際も全園開園をお願いしております。

今後についても、基本的に園児及びその保護者や職員が罹患した場合の保育所以外においては臨時休園を行わず、原則として引き続き開所することとしております。

小中学校であります。去る5月16日に津和野町で初めてのPCR検査陽性者の確認を受けましたが、限られた情報の中で、今回は町内の広範囲に影響が及ぶ恐れもあったため、町内初感染者の確認ということもあり、大事をとって翌17日は町内小中学校を臨時休校といたしました。

17日には、町内小中学校において児童生徒本人とその家族、同居者については、今回のケースに対してPCR検査を受けた方がいなかったということが確認できたため、18日以降については通常どおり開校しました。

臨時休校の措置については、町の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定されますが、教育委員会においても小中学校に対し、新型コロナウイルス感染が疑われたときのマニュアルとフローチャートを作成し、そのマニュアルに沿って対応しているところでございます。

また、保護者に対し児童生徒自身、同居者がPCR検査を受けた場合には、在籍の学校へ連絡していただくようお願いをしておりますので、PCR受験者については学校に関係する方であれば、学校でも把握できると考えております。

仮に町内小中学校においてPCR検査で陽性者が確認された場合には、状況に応じて本人のみ出席停止、該当クラスや該当学年のみ出席停止、該当の学校のみ臨時休校、全校一斉休校等の措置をケースに応じて行うこととなります。

放課後児童クラブは、小学校が災害時で休校となった場合は閉所することとしておりますので、町内での新型コロナウイルス感染症の発生により小学校が臨時休校等になった場合は、急遽閉所とする場合があります。

次の御質問であります。町内経済の状況に関しては、津和野町商工会、津和野町観光協会と情報共有をする中で、非常に厳しい状況が継続しているものと認識をいたしております。特に、5月中旬からは、旅館等において多くのキャンセルが発生するなど、状況は極めて厳しいと言わざるを得ません。

こうした中で、議会の御同意を得てコロナ経済対策を実施しておりますが、議員御質問の経済対策の状況については、5月末日現在で次のとおりとなっております。

業績悪化緩和運転資金補助事業補助金につきましては、交付決定ベースで9件、交付決定額132万8,000円です。悪化の減少率はいずれも30%以上で、コロナ下での厳しい経営状況を裏づけているものと判断しております。

商業サービス業感染症対策小設備導入支援事業補助金につきましては、同じく4件、交付決定額55万2,000円となっております。空気清浄機、飛沫防止用アクリル板、オゾン除菌脱臭機などの導入が主なものです。

事業者独自キャンペーン実施支援事業補助金につきましては、同じく3件、交付決定額58万円となっております。PR用のチラシ作成、新聞折り込み等が主な内容です。

このうち、1件が事業者連携によるもので、助成事業改正時に町が重点支援することとしたスケールメリットを生かした事業者連携の取組が起こっていることは、喜ばしいことと思っております。

次の御質問であります。議員御指摘のように、町内の事業者においては、緊急事態宣言の延長、蔓延防止等重点措置の延長により、厳しい経済状況下にあるものと判断いたしております。

現在、町では商工会、観光協会等とも連携して町内事業者の状況確認等を継続して実施しておりますが、先ほどお伝えいたしました旅館におけるキャンセル状況の把握をはじめとして、商工会を通じて町内企業の景気状況判断、倒産状況等の確認も行っておりますが、幸いに町内では倒産等の事態の発生には至っておりません。

県の経済支援につきましては、先日の新聞報道にあったことを把握いたしておりますが、現在津和野町におきましては、町独自の経済対策として商工部門のみでも、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策助成給付金4,000万円、商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業補助金200万円、町内事業者営業等支援事業補助金500万円、町内消費拡大キャンペーン事業補助金500万円、新商品試作開発補助金200万円、津和野町オンライン商店街設置等補助金1,170万円、新商品試作バイヤー招聘事業等助成金100万円等の措置を講じており、当面の間、一定程度の効果があると考えております。

従いまして、議員御質問の今後の支援策の検討につきましては、業績悪化緩和運転資金補助事業を中心に、現在の支援の状況や推移、感染状況による町内事業者の状況、国、県等の状況及び施策等を注視しつつ、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 再質問させていただきます。

ワクチン接種の対象者についてであります。これまで同僚議員の質問に御回答頂いておりますけれども、例えばこのエッセンシャルワーカーと言われる方々というのが、医療、介護というようなイメージになりますが、やはりこの事業を継続しなければならない方々という部分に関しましては、先ほど答弁に頂きました学校関係者ですとか、保育園の関係者といった方々も含まれるのかなというふうにも思いますし、また、先ほど同僚議員が申しましたように、この町役場に関わる皆様、特に感染症対策に携わっている方、また日々多くの町民の方々と触れる機会のある職員というのは、非常にリスクが高い業務かなというふうにも感じておりますが、こういった方々に対するワクチンの接種の順位が高まるということは、あるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 町長答えておりますとおり、介護従事者についてはキャンセル分で行っておりますが、今日朝の別の議員のお答えでもお答えしました。

その他介護従事者におかれましても、デイサービスの通所の事業所が2か所、それから社協で行っておりますヘルパー事業のいわゆるヘルパーさん、まだ30人ばかりおられたりします。そういう方につきましては、今日、あしたの高齢者の1回分の予約が埋まっていない部分で打っていただくように、今準備をしています。

それから、保育園の職員であります、この辺につきましては、現在のところは不特定多数の者と接するという事は、今のところは考えられないということ、それから、あと64歳以下の接種につきましては、今月の下旬、具体的には個別接種では25日ぐらいから、集団接種においては7月5日ぐらいからもうできるということで、もうすぐでありますので、今の段階ではもう優先ということではなくて、その町民全体を全ての方が同時に受けていただけるような形を考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 基本的なところに立ち戻りたいんですけども、このワクチンというのが今全国的にいろんなメーカーから全国、世界へと始まっているわけなんですけれども、このたびもととの新型コロナウイルスのものから変異株というのが出てきたりとかして、いろいろ見えないところで変化が起こってきていると。症状的にはコロナウイルスにかかっても、ワクチンを打っているおかげで重症化はしないと。

ただ、一方で保菌者であることには変わらないのかなというふうに思いますが、これは現時点で、これは津和野町に聞いて回答が出るのか難しいと思うんですけども、この変異株がどんどん進展していった場合、このワクチン接種で症状が出なくとも、今のウイルスでは症状が出なくとも、新しいウイルスになると出てくるかもしれないと。

そうした場合、やはりまた新たなワクチンが必要になってくるのかなというふうに思うんですけども、このワクチンを打った場合、その後濃厚接触者と接した場合、その場合でも隔離はあるのか、ないのかですとか、PCR検査を受けて陰性であっても、数日後に陽性が発覚したという事例もあったと思うんですが、このことに関しても陰性であったけれども陽性になった方、その方がワクチンを打った場合はどうなるのか、そういったところをちょっとお尋ねしたいんですけども。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 医学的な専門的なところにつきましては、私どもが答えるべきことではないんですが、私どもが知り得るところでは、まずワクチンを接種することによりまして、一つにはやはり打ってないとうつる場合でも、打ったがためにうつらないということがまず第一に大きくある。

それから、万が一うつっても、重篤化する場合が少ないと。その率というのは、ちょっと今資料を持ってきておりませんが、それは治験によって出ている数字ということになりまして、いわゆる国が公に広報しているものであります。

たしかうつらないということが、9割方という話でたしか伺ったような気もしますし、重篤化しないというのが何%だったか分からないんですが、それもかなりの数字になる

ということで、今議員が言われますように、逆にうつる方もおられると。うつったが発症しないという方もきつとおられるんだらうと、それは様々な状況かと思われま。

現在の法律の中では、陽性者の場合には、島根県の場合はまず即入院ということになるかと思いますが、濃厚接触者の場合で陰性であった場合には、自宅で状況の観察を毎日保健所から受けるということでもあります。

まさに今議員言われましたように、1回目のPCR検査では陰性であったが、例えば2日後、3日後、5日後、1週間後に状態が悪くなって検査をしたら、陽性になるという方がおられるというのは、よく知っておりますが、じゃあその方がワクチンを打った場合どうなるかということまでは、私どもが今知り得てはいないというのが現実です。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ちょっと難しい質問ですが、ありがとうございます。

もう一つが、この情報の伝達というところでありまして、私も携帯電話に島根県からのメールが入るようになっていきます。大体10時ぐらいに昨日の感染者の状況というのが届くわけなんですけども、このたび益田圏域、当町を含めて多くの方が発症したということで、ただ情報としましては益田市出たとか、津和野町で、吉賀町でということばかりで、じゃあそれが果たしてどこで起きたのか、興味とかではなくて恐怖の問題として、果たして自分たちの周りにそういったことが起きたのかというのが、当然知る術がありません。

ただ、町民の中では目撃した、あそこがそうだったとかいう変なうわさが立つわけです。そうすると、後から確認すると、全く関係ないところであったとしても、その間に少しでも疑われた方々、あそこで発生したんだという風評被害を受けたというところも多々あったんだらうと、僕だけでもいろんな情報が入りましたので、多くの方々がそういった風評被害に遭ったんだらうというふうに思いますし、ただ津和野町だけでなく、吉賀町、津和野町、益田市というのは生活圏内でもあります。当然、山口市の阿東町も含めまして、多くの方々がこの圏域内を行き来している中で、この確かめる術というのが、この県からの情報だけなんです。

そうしますと、確かに特定されることによって大きな差別も生まれるかもしれないんですけども、しかしながらちょっとは情報が欲しいなと、確かな情報が少しでも欲しいなというのも事実であります。

そこで、この情報の伝達についてなんですけど、県が発表している情報と町が知り得る情報というのは、どういった内容になっているのか、答えられる範囲でお答え頂ければと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今議員おっしゃられるように、今回津和野町で初めて発生をして、今10件ということになっています。町民の方が自分の生活圏内なのかどうかとか、いろんな意味で心配されるというお気持ちはよく分かりますが、大変本町

に入ってくる情報も、今議員が言われましたように、携帯で見られる情報、例えば津和野町に1件、例えば10時にその情報が出たら、その夕方には公式発表かもしくは県のホームページにおきまして、例えば年齢が何歳であるとか、性別がどうであるとか、もしくは年齢不詳、性別も不詳とか、——不詳といいますか、非公表という中で軽症である、重症であるというような情報、これのみでありまして、全く皆さん方と町が入ってくる情報というのは、同じものということで、多くの方から今回も町のほうに問合せがありました、実際に。

「どこの誰かと、それぐらい発表しろ」とかですね、「言ってくれんと生活ができない」とか、いろんなことを言われる方がいましたが、町としましても本当情報がそこまでしか入っておりませんので、何とも言えませんし、じゃあ特定をしたら、今議員言われますように、特定をして何をしたいのか、そこに向けてまた大きな差別でも生まれるようなことになれば大変ということもありますので、町としましては、その辺はしっかりと説明をさせていただいているというつもりであります。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 県と町とのその情報の関係というのは、先ほど課長が申し上げたとおりでございます。なかなか町としても、具体的な情報というのは県からは入ってこないというところであります。

ただ、町としましては、感染者が発生したという事実を捉えて、今回もそうでありましたが、小中学校はどうするのか、公民館はどうするのか、あるいは町管理の道の駅はどうするのか、あるいはいろんな美術館等をどうするのかとかいうことを判断していかなきゃならないわけでありまして、情報がない中でその判断はとてもできないという状況になります。

そうした中で、町としては町のアンテナを張りめぐらして、そして災害、その感染者対策本部の中でいろんな情報を共有し合っていくという作業をしております。

そうした中で、町の施設とはどうするのかと。だから、今回も初期段階では最初は情報が全くない状況でしたから、やむを得ず小中学校も休校にいたしましたし、1日だけでありますけれども、そのうちに情報が入ってきた中で、小中学校は次の日から再開してもいいと、大丈夫だという一先ずの判断で、そういう措置も取らせていただいたというのが実情でございます。

ただ、町のほうでそういう独自に取得した情報というのは、やはり県が情報管理というのは基本的にされていますから、県が情報開示されていること以上に、町が町民の皆様に向けて出すということは、それはできないというそういう状況でありまして、町民の皆様が本当に不安に思われる気持ちというのはよく分かるわけでありまして、町にはそういう事情があつて、今回のような状況になっているというのは、御理解頂きたいというふうに思っております。

ただ、町としては、しっかり情報収集に努めて、いろんな対策を悩みながらも講じているという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 本当難しい問題だと思います。私のところにも事業者の方ですね、そういったところが「あそこは関係があるのか」とか、閉鎖するとか、休業するとかによって、そういった事業の継続というのもあるみたいですので、非常に難しい問題だと思いますけれども、今後もいろいろ情報を精査していただきながら、差別の起こらないような状況に徹していただきたいと思います。

それと、先ほど学校関係のことなんですけども、学校の関係者等がPCR検査を受けた場合にはというところの御回答で、全校を休校する場合と、該当クラスや該当学年のみ出席停止とか、全校休校の場合というふうなことが上げられました。

それと、放課後児童クラブに関しましても、小学校が臨時休業等になった場合は、急遽閉所する場所があるということなんですけど、何となく学校がクラスで閉所する場合と、全校で臨時休校するというのは、何となくイメージはつかめるんですけども、その放課後児童クラブの場合というのは、これはどういうふうなことを想定されているのか。

恐らく僕が感じるに、例えば6年生を預かっていないと。6年生の中に関係者にPCR検査を受けたというのであれば、6年生を預かっていないので放課後児童クラブは閉所しないんだろうかなと思ったりもするんですけど、放課後児童クラブの対応というのはどのようになるのか、お尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 放課後児童クラブにつきましては、これは新型コロナの話で答えを出しておりますが、以前から例えば台風が来たり、大雪であったりということで学校が臨時休校になったりとかすることがあると思います。

以前からあるんですけど、学校が臨時休校、気象条件等により、なのに児童クラブを開けるとするのは、同じ場所でやっているわけでありまして、こちら片や危険なので休校しますと言っという、片や開けますというんではおかしいという話の中で、——おかしいというわけではありませんが、そこは常に連動するというので以前から決められております。

そういう中で、例えばインフルエンザで6年生までの学年のうち、3年生が学年で学級閉鎖になったといったときには、児童クラブは開いていますが、3年生はその日は来られないというような形になるという意味でありまして、そういう意味で今回今の学校が、一つの学校だけが全部休校になれば、その児童クラブは併設しているのは、全部お休みになりますが、学年単位でもし休むようなことになりましたら、それ以外の学年のお子さんのためには開けるという形で考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ありがとうございます。昨年の春に児童クラブも学校も国の方針によって島根県も一部の地域を除いて学校が休校になったことがあったと思います。

やはりこの昨年場合は、何となく雰囲気では来校するんじゃないか、この町も休校するんじゃないかというような、保護者の中でも心の準備が少しはあったと思うんですが、こういった状況の中でいつ発生するか分からないといったときに、もし明日休校になるとなった場合、高学年のお子さんがいらっしゃるところは、1人でも家には居させることができるかもしれませんが、低学年の1人で居させることができないような子供さんをお持ちの方、あしたどうやって子供のお昼を食べさせようかなとか、昼に何かあったらどうしようだとか、この暑さですから、もしも熱中症になったらどうしようといった、そういった不安もつきまとうわけでありまして。

昨年、保護者の皆さんに休校の際に支援金を給付されました。私自身は、そのときはどうなのかなというふうに思いはあったんですけども、今こそこういった時期だからこそ、急に休めない方、有休がなかなか取りづらい方も多くいらっしゃると思います。こういった世帯に向けて何かメッセージがありましたら、町長お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私どもも感じておることでございますが、突然その情報が私どもも入って、町内で感染者が出たというのが入ってくるわけでございます。

そして、短い時間の中で小中学校をどうするか、放課後児童クラブをどうするか、保育園をどうするか、公民館をどうするか、そして情報もない中で判断をしていかなきゃならない。正直なところ、今回がまさにそうございました。

保護者の皆様にとっては、なかなかさらに情報がないわけでございますし、小学校急に、中学校休校になってどうするんだろうと、あしたからまたどうなるんだろうと、そういう不安なお気持ちになられるのは、当然のことだろうというふうに思いますけれども、町としてもでき得る限りの今回本当に頭を悩ませながらも、対策を取ってきたと、そういうような状況でございまして、むしろ何かここをうまく保護者の気持ちに沿う形でやれる方法が、緊急的にどういうことができるのかというのが、むしろ御提案を頂ければ、我々も今悩みながら解決策を探しているということでもありますから、教えていただきたいとも思っておりますし、ましてやそれが今ない限りは、保護者の皆様には大変御心配やご不便をおかけしますけれども、やはり急遽感染者というのは出てまいりますから、急な休校にもなり得るということは、常に意識はしておいていただきながら、何とぞ御協力を頂きたいと。町が取る対策について、これはお願いをするしか今ないというような思いでございます。

そうした中で、結果として休校等を行った上で、保護者の皆様方に経済的な負担等もおかけをしているということであるならば、それはまた町として経済支援というような

対策というものも、当然講じていくことも検討していかなければならないというふうにも思っているところでございます。

まずは、1日休校したという今状況でもありますので、また今後こういうことが繰り返されるとか、そういう中で、また保護者の皆様方の思いというものにはしっかり真摯に耳を傾けながら、できるだけそうした御不便が生じたときに、その思いに添えるような対策というのは、町としてしっかり取っていくということは、お約束をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ありがとうございます。本当に悪いのはウイルスでありますので、ぜひ町としましても気を引き締めて感染対策に取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問に入らせていただきます。

芸術家を招聘し、創作活動を支援することによる芸術によるまちづくりの取り組みについて、提案の質問をさせていただきます。

これは、ある方から御紹介を頂きまして、御紹介を頂いたのが熊本県津奈木町のつなぎ美術館の取組について御紹介をいただきました。

最初は何のことかなと、私もちょっとこの分野にはあまり縁がなかったものですから、どういったことかなと思えば、この熊本県津奈木町のつなぎ美術館では、収蔵品の充実を図るために、2014年から2019年まで毎年国内のアーティストを1人ずつ招聘しまして、住居や仕事、創作活動の支援を行う「アーティスト・イン・レジデンスつなぎ」という事業を実施されております。

アーティスト・イン・レジデンスは、国内外から芸術家を招き、一定期間住居や仕事を提供し、滞在中の創作を支援する活動で、世界中の多くの地域で実施をされております。

この招聘されたアーティストは、津奈木町においては4か月間空き家だった住居に居住し、つなぎ美術館での個展開催に向けて制作活動を行われています。

滞在中は、月に1回程度地域へ向けたワークショップを開催し、町民と交流しながら自身の制作に関するアイデアなどを探るなど、地域との交流も盛んに行われています。

この津和野町においては、芸術士派遣事業を行っております。幼少期の情操教育に大きな役割を担っていると認識しておりますが、この芸術士もひとつのアーティスト・イン・レジデンスの形であると思えます。この芸術士の事業をさらに充実したものにするために、この後提案していきますが、この平成27年国勢調査において、アーティストと言われる美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者、音楽家、舞台芸術家、これらの人数は37万2,750人で、全労働力人口が6,100万以上となっておりますので、本当に僅かな人口となっております。

この37万2,750人のうち、23万1,720人が雇用者であります。雇用者以外、いわゆる個人で独立して活動されている方が14万1,030人で、この雇用者以外、個人で独立して活動されている方の美術家、アーティストと呼ばれる方々がいかに少なく、独立して活動することがどれだけ難しいかということを表していると思います。

一方で、津和野町においては、先に述べたように、芸術士派遣事業を展開しており、幼少期から美術や芸術に触れることで子どもたちの感性を育む活動を行っております。また、町内には美術館があり、著名なアーティストを輩出している町でもあります。

津和野町においても、アーティストを町へ招聘し、空き家を活用するなどして地域に居住していただき、創作活動を支援し、町内において個展を開催するというアーティスト・イン・レジデンスの取組を行ってはいかがでしょうか。

津和野町には、多くの観光客が訪れ、その多くが街並み散策をされるのが特徴であります。風光明媚な地域もあり、田園風景が広がる景色、山や川がそばにある環境、都会とは違う津和野町ならではの環境は、恐らく創作活動に適している地だと考えます。

この事業により、アーティストの活動の場を創造し、地域の子どもの感性を育み、アーティストの作品がある町として新たな街並み散策の観光資源を創出することができると思います。

この事業を紹介していただいた方は、既にあるアーティストの方と接触しており、津和野町がアーティスト・イン・レジデンスの事業を行うのであれば、訪れていただくという用意があるとのことでもあります。

予算、運営方法など、クリアすべき課題が多々あることは承知しておりますが、前向きに検討されたいと思います。町長、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、芸術によるまちづくりの取組について、まずは教育委員会サイドのお答えをさせていただきたいと思います。

議員御提案の、アーティスト・イン・レジデンス事業については、耳慣れない言葉でございますけれども、その活動内容は御指摘のとおり、現在当町で行っている芸術士派遣事業も、その一つの取組に該当するものであると考えております。

現在、本町で取り組んでいる芸術士派遣事業は、保育園や小学校へ芸術士を派遣し、芸術を通して子どもたちの感性や想像力、集中力等を育む活動として、子どもたちへの関わりに重点を置き、事業設計を行っております。

事業当初の計画でも、地域おこし協力隊制度を利用することで、週4日間は芸術士として活動していただくことで一定の生活保障を行いながらも、残りの週3日については自由に自身の芸術活動を行うことができ、観光地としての津和野町と、芸術士の双方のメリットになることが望ましいと考えております。

実際に芸術士は町内に居住して、業務外の時間を活用して、地域の大人や子どもたちを対象に各自アート活動を行っております。また、過去に所属した芸術士のうち1名は、町内に定住し、町内で働きながら自身のアート活動を継続しておられます。

現在は、昨年度末で1名の芸術士が退職したため、新規の募集をしておりますが、数件の問合せはあったものの条件を満たす応募がなく、今のところ採用には至っておりません。

教育委員会としては、今後も引き続いて全国に広く周知し、募集を継続し、芸術士派遣事業が途切れることのないよう努めたいと考えておりますが、議員御提案のアーティスト・イン・レジデンス事業と現在求めている芸術士とは、少し目的が異なるのではないかと考えます。

せっかくの貴重な御提案ではありますが、教育委員会として現状の職員体制の中では、議員御提案のアーティスト・イン・レジデンス事業にまで踏み込む余裕がないと考えております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 次に、町長としての見解であります。観光のメインストリートともいえる本町通りにおいて、空き家が増加している状況を課題として認めておりまして、その解決策として空き家を改修し、芸術家のような方が作品を創作する場、また商品として観光客の方々に販売するような施設として活用することができれば、それが1店舗だけではなく、複数の面となることで、歴史文化の薫り高い城下町津和野にふさわしい街並み景観の形成にも寄与するものと以前より考えておりました。

そうした観点から、本日の御提案は同じ方向性であり、非常に興味深いものと受け止めているところであります。

一方で、当地域の空き家については、これまでも津和野町商業等支援事業費補助金を創設するなどし、店舗活用等を推進してまいりましたが、所有者の御事情等により具体的な活用が進まない例も見られており、様々な課題があることを認めているところであります。

こうしたことから、現在は、重伝建地区の町並みを保存する目的で運営されている津和野まちなみ保存会と連携をしながら、空き家活用の在り方について検討しているところであり、本日の御提案についても念頭に置きながら、引き続き観光メインストリーの景観対策としての視点から検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ありがとうございます。教育長、まず最初に御答弁頂きましたが、確かに私もこれ見たときに、あ、芸術士派遣事業と同じかなというイメージを持ちました。ただ、やっぱり内容がどちらかというところと教育というよりどちらかというところと創作の発表のほうに力が入るのかなというところなんです。

1年間ではなくて4か月間という期間、これは津奈木町のことでありますけれども、その中でいろんな作品を創っていくみたいなんです、この方の作品というのは、多くの方がいらっしゃるんですけれども、議長よろしいですかね、資料をちょっと見せても。

町並みを描かれているんです。ちょっと小さい物であれなんです、こういったファミリーマートの駐車場ですとか、スーパーの駐車場ですとか、これは恐らく津奈木町のある風景だと思うんです。抽象画とかではなくて、地域にある地域の方々が知っている懐かしいその風景を題材にしている。この作品を見たときに、この津和野の町民の方が、これ津和野の風景だったら、もっと津和野町の魅力が発信できるんじゃないかという思いで、この津奈木町の事業、取組について調べられたようであります。

この方だけではなくて多くの方、合計総勢6名の方が2014年から2019年まで、津奈木町の美術館の個展の開催に向けて行われてきたわけなんですけれども、この1人に対するまず予算なんです、大体460万円の予算がついております。

そこで思ったのは、活動費とも含めての460万円ですので、大体地域おこし協力隊の年間の活動費とそう大差はないのかなというふうに思いました。

この御紹介頂いた町民の方が調べられて、じゃあ予算の財源は何なのかというと、地域おこし協力隊の財源ではなくて、地域創造という財団のお金を使っているそうなんです。これは僕も初めて聞いた言葉ではあったんですが、アーティスト界限では常識的などころだったようでありまして、そういった予算を使ってアーティストの発掘をしていくというような内容になっております。

教育長の御答弁にありましたように、この方々をじゃあ芸術士さんと同じような活動をするかという、それはまた難しいのかなと思うんですが、一方で町長御答弁頂きましたが、その観光の面で新たな観光資源としてこのアーティストの方々を呼んで、発表の場をつくっていくということは、津和野町の空き家対策にもなるし、例えばですが、今駅前の桑原史成美術館、観光協会が担っております。

この建物をじゃあ観光協会が移転した後どうするんだという懸念があたりだと思えますし、また、今昔館が町田にございます。あそこも以前同僚議員とともに図書館にしたほうがいいんじゃないとか、有効活用をどうかという発言があったと思うんですけれども、こういった遊休施設を使って、今ある例えば安野光雅美術館だとか、そういった既存の美術館を使ってということではなくて、空いたスペースを使って地元の方の発表の場でもいいですし、こういった方々の、津和野に来ていただいた方のアーティストの方の作品を展示したり、またそれこそ芸術士さんの創作したものを展示する機会、そういったものを増やしていくことで、町歩きの観光資源の一つになるのではないかと思っております。

町長前向きな御答弁を頂いたというふうに受け取っているんですけれども、改めまして町長、このアーティスト・イン・レジデンス、津和野に与える影響大きなものがあると思うんですが、改めて町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 最初にお答えした大変興味深いという話であります。これはお世辞でも何でもありませんで、常々いろいろ私もそういう町並み景観を形成していく上で、いわゆる例えば陶芸家とか、何かそういう芸術に秀でた方が、そういう通りに何か事業をされているということが、その事業そのものもですけど、全体として非常にいい景観、雰囲気というものを醸成するというので、それが観光にもつながるということでは考えておったというところでもあります。

一方で、私は私サイドのほうで、町内の方ではございませんけれども、県内である美術館を館長で運営されていた方とか、そういう方々がお話も頂いておまして、津和野のほうで若いいわゆる芸術を志している方、そういう者を送り込んで、津和野で創作活動をさせたいという、こういう構想を持っておるんですけども、どこかいい物件がないだろうかというお話を去年の段階で頂いているというところでもあります。

ちょっとコロナのこともあったり、私自身がいろんな面でてんやわんやになりましたんで、ちょっとそこが今またいずれ早いうちに、その方にもお話等をまたしに行かなきゃならないと思っていたところでもあります。

そういう中で、今日こういう御提言も頂いたわけでありますので、また今日の御提言というものも少し勉強させていただきながら、今私サイドで頂いているそういうお話とうまくマッチングをしながら、お互いが相乗効果を表すようにできるのかどうかということでもありますとか、それから、やはり私は今昔館とか桑原史成の活用というお話も頂きました。それも検討は当然余地はあるかと思っておりますが、私のもともとの思いは、最初から申し上げているように、町並みにそういうものが通りを歩きながら店舗が見えるという、それを楽しむことができる町歩きはというのが、一つの理想というところでは思っております。

いきなり理想から始めることはできませんので、そういう意味では今昔館の活用も一つかもしれませんけれども、いろんなことをまた踏まえながら、もう少し検討と勉強させていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 前向きな御答弁ありがとうございます。ぜひ芸術家の方々が津和野町でいろいろ創作活動ができるように、また芸術士派遣事業、これも併せて相乗効果が生まれるように、津和野町の教育にさらに還元していただければと思い、一般質問を終わらせていただきます。失礼します。

.....  
○議長（沖田 守君） 以上で、3番、川田剛君の質問を終わり、ここで14時まで休憩といたします。

午後1時48分休憩  
.....

午後2時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に続き一般質問を続けます。

6月定例会最後の通告者、発言順序10、9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 議席番号9番、寺戸昌子です。通告に従い2項目質問を行います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

同僚議員がたくさん質問をされたので、重複するところもあるとは思いますが、よろしくをお願いします。

町内で高齢者を対象にしたワクチン接種が始まっています。津和野町はとてもスムーズに行われており、接種を受けられた方は「駐車場の案内がすぐに分かった」「会場では丁寧に案内して助けてもらった」「緊張していたが優しく接して頂いてほっとした」などの声も聞かれています。

以下、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況と課題をお伺いします。

1、医療従事者、介護施設職員や入所者へのワクチン接種は完了しているのでしょうか。

2、今回、ワクチン接種の対象となる65歳以上の町民の予約の状況はどうなっているのでしょうか。また、独居世帯や認知症の方への対策は取られているのでしょうか。

ワクチン接種の案内が自宅に届いた封筒には、「新型コロナウイルスワクチン接種券在中」と記されており、中にはA4用紙の大きさにして10ページあまりの活字が印刷されていました。数人の方に話をお聞きしましたが、「よく分かった」と言われる方も中にはおられましたが、多くの方が「読むのに苦労した」「理解するのに半日かかった」「知り合いの電話予約に付き添った」「予約専用ダイヤルに電話してみた」など、予約までに苦労されている状態が伺われます。

3番目、集団接種の日程が示されていますが、希望する対象者は全員受けることが可能なのでしょうか。また、諸事情により集団接種で示された日時に接種できなかった方への対策とその周知方法をお伺いします。

4番目、65歳以下はいつ受けられるのでしょうか。

基礎疾患を持つ方から、「主治医より「ぜひ早く受けてください」と言われた。不安な毎日を過ごしている」という声をお伺いしています。

5番目、キャンセルが出た場合の対応は定義されているのでしょうか。

次に、PCR検査についてです。

濃厚接触者のPCR検査だけではなく、先行して無症状者の集団にスクリーニングを行う社会的検査が介護施設、医療施設や障がい者施設で必要と考えます。このような社会的検査が定期的に行えるよう対策を取るべきではないでしょうか。

国の主導では、新型コロナウイルスへの対策が乏しく、抑え込むための過程が見えてきません。諸外国が行っているような無症状者をつかむPCR検査を十分にせず、ワクチン接種率も世界で128位ととても低い順位に着けています。

朝日新聞によれば、「東京都世田谷区では、4月28日、無症状者の実態の分析結果を発表した。症状がないのにウイルスを多量に持つ人も確認され、保坂区長や研究者は、こうした感染を広めるリスクの高い人の発見が急務と指摘。効果的な検査方法の導入などで経済活動を維持した対策を来月にも国に提言したい」と報道しております。

次に、感染拡大の分析について質問をします。

現在、誰が感染してもおかしくないのが現状ですが、比較的感染者が抑えられてきた地方に爆発的に感染が広がったことについて、どのように分析をされているのでしょうか。

次に、町民の命と暮らしを守る最後の砦である自治体として、国に東京オリンピック・パラリンピックの中止を決断し、コロナ対策に力を集中するよう要請するべきではないでしょうか。

5月21日、国際オリンピック委員会（IOC）のコーツ副会長は、緊急事態宣言が発令されている元でも五輪開催は「完全にイエス」との発言をし、24日、バッハ会長は「五輪の夢を実現するために、誰もがいくらかの犠牲を払わなくてはいけない」と発言しました。日本の国民との意識のずれが明らかになりました。

選手や様々な準備をしてきた関係者の気持ちを考えれば、中止は避けたいとは思いますが、命や健康への脅威がある中での開催は、絶対に避けなくてはなりません。IOCや組織委員会が「検査と隔離で万全を期す」と言っていますが、日本国民でさえ十分な検査が受けられず、医療の逼迫も続いています。現状で万全を期すことは不可能であると考えます。

大都市で感染が広がれば、やがて地方にも感染が広がることは既に証明されています。また、御存じのように五輪は単に世界一を決める場ではありません。五輪憲章は、機会の平等と友情、連携、フェアプレイ、相互理解を求め、人間の尊厳を保つことに重きを置く社会の確立をうたっています。

しかし、現状は世界的なコロナの拡大で、競技によっては予選に出られなかった国の選手もいます。そして、ワクチン接種が進む国とそうでない国とで、練習量や生活環境に格差が生じています。五輪憲章が効力のない文章になっています。

次に、先日コロナ感染症対策として、突然に小中学校、公民館で臨時休業が行われましたが、休業に踏み切る基準は設けられているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

まず、医療従事者における新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、5月末時点で町内医療機関、歯科医院、薬局の医師、薬剤師、看護師等、また消防職員において1回目の接種が済んだ方225名、2回目の接種が済んだ方84名となっております。

町内5か所の介護施設の入所者と従事者においては、1回目の接種が済んだ方178名、2回目の接種が済んだ方166名となっております。

通所の介護施設及び訪問介護事業所等の従事者については、6月8日、9日の高齢者の空いている枠での接種を予定しております。

次の御質問であります。5月31日現在の高齢者の予約の状況は、65歳以上人口3,564人のうち、1回目を接種済み、または現段階では未接種であるが予約済みの方3,254人であり、7月時点での1回目の接種率の見込みは91.3%となっております。

また、現在実施している集団接種会場への交通手段がない方のために、無料送迎バスやジャンボタクシーを準備し、家族等がいらっしゃらない方でも会場へおいでいただけるよう配慮をしております。

三つ目の御質問であります。集団接種については、基本的に1日200人程度を定員としておりますので、予約希望日が定員を上回っていた場合には、日にちを変更することをお願いしている場合がありますが、接種を希望する方については、この期間に必ず接種できることとなっております。

また、都合により接種日を変更したい方は、役場健康福祉課へ御連絡頂ければ、別の日に予約を変更することができます。

次の御質問であります。国の示す接種順位によりますと、高齢者の接種終了後は、高齢者以外で基礎疾患を有する方等になるわけですが、本町の計画としては、高齢者接種の最終日（津和野会場6月8日、日原会場6月9日）に空きがあるため、基礎疾患のある方の接種を行うこととしております。

また、個別接種に御協力頂いている和崎医院でも、6月下旬から接種できるよう調整しているところです。

64歳以下の方の一般接種につきましては、今月中旬以降に接種券を郵送し、予約を開始。ワクチン接種は、集団接種が7月の早い段階で、個別接種は早ければ6月下旬から実施したいと考えております。

当日接種者のキャンセルが出ますと、そのワクチンは廃棄することになりますが、本町ではその残余のワクチンを有効利用するために、接種会場の運営に協力頂いている民生委員や、社会福祉協議会でヘルパーをされている介護従事者の方へ接種をしているところでございます。

次の御質問であります。新型コロナウイルスは、高齢者において高い重症化率、死亡率が見られ、介護施設や医療施設などの施設内での感染拡大を防ぐことが重要な課題

であり、無症状者でもウイルス排出量の多い感染者から気づかないうちに感染が拡がり、クラスターとなることも認識しております。

そのような無症状者を把握する上で、社会的検査は有効な手段と考えますが、一方で検査体制や検査を進めていく上での財源等の課題、また症状のない方に一律に検査を行うことは、検査の感度が60から70%程度にとどまっていることから、偽陰性、さらには偽陽性などの問題もあり、慎重に検討しなければならないと考えております。

次の御質問であります。新型コロナウイルス感染症が国内で問題視されるようになって以来、約1年と半年が経過しておりますが、議員御指摘のとおり、最近の動向として、これまで比較的感染が抑えられてきた地方に、深刻な感染が広がっているように認められます。

この原因については、これまでずっと、3つの密の回避、毎日の手洗いやうがい、マスクの着用、人と人との距離の確保などの基本的な感染症対策を徹底していただくことや、緊急事態措置・蔓延防止等重点措置を実施すべき区域との往来を控えること、県外の方との飲食は、ノンアルコールの場合を含め、県内県外問わず控えることなどの島根県からの要請に基づく対応をお願いし、御協力を頂いてきたことが、長期間にわたる中で、感染対策を徹底し続けることに疲労が生じ始めているのではないかと感じております。

併せて、最近のウイルスは変異株と言われているように、その感染力が以前よりも増していることにも原因があるのではないかと想像しております。分析との御質問ですが、私たちの立場では専門的な知見からの分析をすることには限界があることを、御了承頂きたいとも思います。

なお、本町においては、5月のゴールデンウィークや昨秋の観光シーズンにも、多くの方々が全国からお越しになられておりますが、宿泊施設や飲食店等の観光関連から感染者は確認されておらず、観光関連業者の皆様には厳しい経済環境の中で、日々の対策を徹底していただいていることのお陰だと感謝をしております。

次の御質問であります。東京オリンピック・パラリンピックの開催の是非については、賛否様々な御意見があるかと思いますが、現時点で地方の1自治体である津和野町が中止要請を行うことは考えておりません。

それよりも現在、本町ではワクチン接種を実施中であり、お盆までには64歳以下の町民の方々の2回目の接種が終了できるように努力しております。これまで本町では、全国や県内の自治体の中でも相当に早いペースで進んでおりますが、一方で報道によると、全国的に接種に関わる様々なミスが発生しており、ささいなミスが人命に関わりかねないと、本町としても安全に滞りなく終えることと、接種のスピードを上げることのはざままで緊張感を持ちながら、毎日の接種の遂行と次への準備の検討を行っているところでもあります。

今は、1日でも早く希望する町民の皆様がワクチン接種できるよう、この業務に集中させていただきたいと考えております。感染症対策や感染者発生の場合の様々な対応など、日々難問を抱えておりますが、総力を挙げて新型コロナウイルス対策に当たっているとありますので、御理解を頂きますようよろしくお願いいたします。

後の御質問につきましては、教育長よりお答えをさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、続いて小学校や公民館等の臨時休業の基準でありますけれども、臨時休業は町の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定しております。去る5月16日に、津和野町で初めてPCR検査陽性者の確認を受けましたが、限られた情報の中で、今回は町内の広範囲に影響が及ぶ恐れがあったため、町内初感染者の確認ということもあり、大事をとって翌17日は町内小中学校を臨時休校いたしました。

17日には町内小中学校において、児童生徒本人とその家族、同居者については、今回のケースに対してPCR検査を受けた方がいなかったということが確認できたため、18日以降については、通常どおり開校いたしました。

臨時休校の措置については、町の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定されますが、教育委員会においても、小中学校に対し新型コロナウイルス感染が疑われたときのマニュアルとフローチャートを作成し、そのマニュアルに沿って対応しているところです。

また、保護者に対し児童生徒自身、同居者がPCR検査を受けた場合には、在籍の学校へ連絡していただくようお願いをしておりますので、PCR受験者については学校に関係する方であれば、学校でも把握できると考えております。

仮に町内小中学校においてPCR検査で陽性者が確認された場合には、状況に応じて本人のみの出席停止、該当クラスや該当学年のみ出席停止、該当の学校のみ臨時休校、全校一斉休校等の措置をケースに応じて行うこととなります。

各公民館においては、「津和野町立公民館等における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を作成し、公民館利用者にマスク着用や手指消毒等のお願いをしているほか、公民館主催事業や貸館業務に当たっては、参加者名簿への記入をお願いしております。

また、部屋等を利用する場合の収容率については、各公民館の部屋の規模や利用者の活動に応じて、十分なソーシャルディスタンスが取れる間隔を確保することに留意しながら行っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 医療従事者の方や介護施設職員や入所者へのワクチン接種は完了しているんですかという質問に対して、細かく人数を知らせていただいております。

話し頂いたんですが、これは希望される方はもう全て打たれる予定になっているということではないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 医療従事者の関係につきましてお答えさせていただきたいと思います。

答弁書にありますように、第1回目が済んだ方が225名、第2回目が済んだ方が84名となっておりますけれども、6月10日の時点で希望された方全員に接種が終わる予定となっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ありがとうございます。やはり先行してその方々にワクチンを打っていただきたいなというのはあったので、安心をしました。

次に、65歳以上の町民の方のワクチンの予約の状況は、どうなっているかということを知りたくて質問したんですが、「近くまでバスで迎えに来てくれたり、交通手段を手配していただけてすごい助かった」というお声も頂いています。

津和野町がスムーズにワクチンが進んでいるというのは、こういう細かいところに手配をしていただいているからだと思いますが、中には近所のちょっとお年を召された方で、ちょっと認知症ぎみの方が文章が読みにくくて、ちょっと分からないのでって相談を受けたりとかいう声を聞いたりしています。

そういう方が、そういうちょっと認知機能が低下された方が、ワクチン接種の申込みを躊躇っておられるとか、どうやってしたらいいのか分からないとかいう、そのような状況は起きていないのでしょうか。そこがちょっと心配なんです。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 認知症のある方とかが躊躇っておられるかどうかというのは、私どものほうでははっきり言って分かりませんが、そういう方でも本人の意思が接種をしたいということであれば、電話をしてきてもらって、こちらも丁寧に説明をしているつもりであります。

そういう中で、先ほど議員おっしゃられた今回高齢者の方に送らせてもらいました接種券の中、書類が確かにたくさん入っております。ただし、あれ本当全て必要なものでありまして、また例えばファイザーの薬の説明書なんか、小さい字であれも国がこれを必ず送れというようなものも入れております。

はっきり言って高齢者の方読めるかなと、また読んでも理解できるかなというようなものも入っておったんですが、そういうところは決まりの中でやっておりますので、御了解頂けたらと思っております。

とにかく認知症の方につきましては、本人が打ちたいという意思が確認できれば、認知症の方といえますか、高齢者の方全てにおいて接種ができる。逆を言いますと、認知

がひどくて本人の意思が確認できないで、しかも家族もいないというような場合ですと、接種ができないということも想定がされるのかなというふうに感じております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） その想定で、今言われた接種ができないという方は、もうそのまま置いておくしかないというなんですか。意思の、だけ接種をしたいという気持ちが表せない方に接種することはできないっていうことですね。そうですね、はい。

そこまでいかなくても、先ほど言われたように、国が書類を入れなくちゃいけないけど、その分を入れて本当にお年寄りの方が理解できるのかなって、ちょっと不安に思われたってということもお聞きしたんで、その辺カバーするような何か方法があればいいかなと思うんですが、たしか同僚議員の質問の中で300人ぐらいがまだ、その対象者の中で300人ぐらいの方が接種を希望されていない、連絡を取っていないということで、どういう方がどういう意思で連絡を取られなかったかとか、そういう調査はされていないということなんですけど、調査をする方法とかは何かないんでしょうか。

何か先ほど言いましたように、書類を見ただけで「ちょっとこれを理解するのは面倒くさいな、接種はしたほうがいいとは思っただけど、まあいいわ、置いとこう」みたいな感じになってしまうと、非常にその方だけ取り残されて、そういう方だけ取り残されていくというのは、非常に残念なことなんですけど、どうでしょう。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 先ほど町長がお答えしたとおりでありまして、接種の対象者数は約3,500人で、7月の頭の時点で1回目を接種実施もしくは予約をされている方が3,200ぐらいということになると、300ぐらいの方がまだアクションを起こされていないということになりますが、この方々がどういう人なのかというのは、私どもは別に調査をするつもりはありません。

今まで聞いた話によりますと、まずひとつには接種ができない方というのが結構おられるということは聞いております。それはどういう方かと言いますと、例えば予防接種等をすると体が異常な反応を起こすということで、医者から止められているとか、または他の病気で入院されておられる方なんかは、基本的にはその病気が治るまでは恐らく接種はしないんじゃないかと思われまして。

それから、少ないながらも副反応のことが報道もかなりされていますんで、当面状況、様子を見て何もなければ打つとか、今すぐに急いでは打たないとか、そういう話をされる方も多くいます。

そういう中で、今回町の集団接種は6月いっぱい終わって、また今後7月からは64歳以下の集団接種を行い、その集団接種も一通り終わったら、じゃあ今度からはもう希望者が高齢者もしくは64歳以下の方が、全ての人が打つ機会がないのかといいますとそんなことはなくて、それはまたそれで別の方法を考えると。

それは、例えば診療所において個別接種を継続してやっていていただくとか、そういうところでそのときにまた打ちたいというふうに希望が出た場合には、対応ができるようなことは、今後きちんと当然国も考えるでしょうが、私どもも考えていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ一旦皆さんの、希望される方の接種が落ち着いた後も、接種を一步踏み出せなかった方、やったほうがいいなと思うんだけど、ちょっとためらったという方もおられると思うので、ページング放送で呼びかけをされるとかして、ぜひ取りこぼしのないようによろしくをお願いします。

次が、社会的検査についてちょっと質問させていただいたところなんですけど、社会的検査がなかなか進まないのは、やっぱり国がそれをなかなか推し進めてこない。

濃厚接触者に対してはどんどんやっていくんだけど、社会的な検査というのをなかなか進めてこなかったという経緯があると思うんですけど、まずコロナウイルスが感染が広まってきたとき、少しずつ広まりつつあるときに、防ぐためにPCR検査をしっかりしたほうがいいんじゃないかという声が出たときに、厚生労働省が昨年5月に希望者に広く検査を受けられるようにするべきとの主張に対して、医療崩壊につながるのか、医療崩壊を招くとしてそのPCR検査を社会的にやる必要はないんだという言い方をされてこられたところが、根本にあると思うんですけど、今現在でもその海外では希望される方が、ドライブスルーでPCR検査を受けられるとか、そういう実態があるんですけど、日本ではなかなか関東のほうに知り合いが帰ったときに、行列があって何かと思ったら、民間のPCR検査の会場に行列をして並んでおられて、「PCR検査を受けるより前に感染するんじゃないかって心配した」というお話を聞いたことがあります。

先ほどのお答えの中に、「検査の感度が60から70%程度にとどまっているから、擬陽性や擬陰性などの問題があるので、慎重に検討しなければならない」と言われたんですけど、とてもこれびっくりしてしまっていて、検査の感度が悪いからこそ、PCR検査をどんどんやっていくべきだと思うんです。

介護施設で大変な思いをされた記事を報道で読みました。これしんぶん赤旗に載ったんですけど、介護施設で亡くなる高齢者が相次いでいるという事態が大阪で起きていたときの話なんですけど、その介護施設の方が「行政に何より求めてきたのは、施設でのPCR検査で陽性者が出たら、直ちに入院措置をしてほしいということでした」ということで、国のほうに要請を出しているんですけど、ところが厚生労働省は、今年の1月に自治体に対して、病床が逼迫してやむを得ない場合、施設内で陽性者が出て入所を継続することを認めるとされています。そういうことを言っておられます。

介護施設から陽性者が出て、介護施設から病院に入れられないという状態が大阪で起きていて、それはどういうことかということ、介護施設にもお医者さんはおられるんですけど、病気をその救急患者を治療するためのものは介護施設にないのに、病院に移ることはで

きない。その介護施設でただ酸素吸入をするぐらいしかできなかって、亡くなられる方が出たという報道がありました。

なので、そういう介護施設とかで陽性者が出ないように万全を期していても、やっぱり出るのが現状なので、眠っている陽性者の方を掘り出していくのはとても大切なことだと思います。

島根県がちょっと西部地域でかなりの感染者、陽性者が出たときに、島根県の状態はどうだったんだろうかというのを、山陰中央新報が報道していました。

これは5月の下旬ごろの新聞なんですけど、「島根県内で新型コロナウイルス感染症の入院患者が5月25日に、一時初めて100人を超え、病床の使用率が40%超えとなった。5月に入り、県西部を中心にクラスターが続発し、患者が急増したため、もともと病床が少ない県西部の医療現場は負担が増し、県は近く病床を積み増し、宿泊療養施設を稼働させる。さらなる事態悪化に備え、軽傷者を自宅療養とする対応の検討にも入った」という、島根県でも逼迫した状態が一時期あったということです。

そういうことを防ぐためにも、やっぱり社会的な検査をしていくべきだと思うんですが、国はそこを社会的な検査を推し進めていないので、やはり町が何とかやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 議員御質問のとおり、社会的検査につきましては、安心を買うための大切な方法だとは一つは思っております。

しかしながら、議員御質問の中にあります世田谷モデルと言われます社会的検査でございますけれども、その検査の中で何点かの留意点が出ております。

一つには、保健所や医療機関の負担を増さずに、むしろ減らす方向で行うこと、二つ目には、迅速に医療機関の診断を行い、治療に移行すること。3点目には、個人情報保護の仕組みをよく整理すること。4点目には、信頼できる検査機関で信頼性の高い測定方法で行うことと、このような留意点が出ております。

では、その点を益田圏域に当てはめたらどうなるかということでございますけれども、まずそのような検査体制が構築できるかというところには、多少の疑問が残ります。

また、信頼できる検査機関で検査をするということになりますと、保険適用が効かない場合には、相当な高額な額が請求されるということになります。そういったしますと、国からの補助金等ない場合には、財源を町のほうで負担することになりますので、大変な財源負担が出てくるということが出てきますので、その辺は十分考えなければいけないと考えております。

今はそれよりもまずは、ワクチン接種に重きを置いて、ワクチン接種をどんどん進めていく、そのほうが重要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） やはりその財源的な面に関して、国が応援してくれないと難しい。それから、今まで地方の医療に対して病床を減らせとか、病院を小さくしろよと言ってきた国の体制が、ここに暴露されているのかなと思います。残念ですが、はい。

それでは、次に、一時は都会でたくさん感染というか、陽性者の方が出られて、ああ、都会は大変だになってという感じで私たち近所の人と話をしていたんですが、今回5月の下旬とっても大変な状態になって、その地方でも予断を許さない。

津和野町の人口を大阪に当てはめたら、大阪よりもひどいんじゃないかって誰かに言われました。誰かが言っていました。本当大変な状態でした。

でも、今皆さんの努力でやっと鎮静化してきているんですが、地方では。このようなことが以降これからまた起きるかもしれないとは思いますが、その辺町長に聞いてもよろしいですかね。また感染者が増えて、津和野町でも陽性者が出てくるような事態が起きかねないと思っておられるかなと、変な聞き方ですね。

それを防ぐのが町長の役目だと言われると思うんですが、はい、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 当然、感染者が今後出ないように、今までも万全を尽くしてきたつもりでもありますし、今後も感染症対策を徹底していただくことであるとか、それから、3つの密を避けていくということ、手洗い、マスク、うがい、そういうものを日々心がけていただくということを、もう一度町長メッセージというの、これまでも何度か行って訴えてきております。

今後もうこういうことは地道にやっていきたいとも思っておりますし、それから、不要不急の外出でありますとか、それから集団での飲食、そういう飲み会というようなこと、県の今知事メッセージがあります。そういうものを守ってやっていただくというようなことであるとか、そういうものもまた今後もさらに徹底してやっていきたいというふうに思っております。

しかしながら、今回も残念ながら10名の方感染者が出たように、可能性としては当然感染者が出るということも、想定ができるわけでありまして。それはそれとして、我々は感染者が出た場合に、感染を広げないという万全の対策を打つように、日頃からとにかくあらゆることを想定しながら、今毎日考えているというような状況でありますので、また感染者が出た場合にも、迅速な対応を打てるように努力はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） これまでも本当いろいろと対策を練って、万全の形で感染が、陽性者が出ないように努力をしてこられたわけなんですけど、何が言いたいかというと、オリンピック・パラリンピック東京でもし開かれた場合、感染者が増えていかないと、東京で大都会で感染者が増えていくかもしれないと大体の方が思っておられて、

それで私が20人ぐらいの方に聞いたのかな、オリンピック・パラリンピックどう思われますって言ったら、「ああ、できれば開かれないうほうが不安だね」という話をほとんどの方がされて、1人だけ「いろんな人の立場があるから分かんないね」と、1人だけ言われた方がいたんですが、やはり町民の命に関わることになると思います。

東京オリンピックが開かれて、もし感染者が広がるようなことになれば、今までも万全を期してこられたのに、やはりこの未知のウイルスである新型のコロナウイルスは、変異をしながら我が町にもやってきたということなので、やはりこの五輪が中止の要請はようされないということなんです、開催された場合、そのような地方はどのようになっているかというのを想定されて、これから町民の命を守る行動をしていかれると思うんですが、その想定はどのような想定をされているかお聞きかせください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） オリンピックにつきましては、様々な皆さん御心配をする意見というのがあるかと思えますし、私もいろんなマスコミがやっています全国的な世論調査の結果というのもの、関心を持って見ていると、そういうような状況であります。

そして、議員御指摘のようにオリンピックを開催して、またこの感染拡大になれば、津和野町にとっても、町民の皆さんにも影響が及ぶ恐れがあるというのは、私もそういうふうに感じているところでございます。

そういう中で、しかし現行この繰り返しになりますが、地方の1自治体である津和野から中止要請をするということは、それはまた場合によってはマスコミ等でセンセーショナルに取り上げられて、また全国的な注目を受ける、そういう可能性を私はまた持っている問題だと思っております、実はそこは慎重に、むしろ町民のためにもそこは慎重にならざるを得ないというのが、私の思いでございます。

といいますのも、例えば昨日たまたま私もニュース等で見たお話であります、京都に伊根町という町があります。ここは人口2,000人ぐらいの町なんですけれども、人口が少ないから、もう高齢者も既に終わられておるんだらうと思っております、今回国がワクチン接種を12歳以上という、当初は16歳以上でありましたのを、また方針を変更いたしております。そのことで、伊根町はもう既に12歳以上の接種を開始をされた。恐らく全国でも早い事例ですから、ニュース等で取り上げられたんだらうと思う。

実は、そのことで町内の町民というよりも、むしろ町外からなぜ12歳の子供にワクチン接種を打たすんだという抗議のメール、電話、それが殺到したというような状況が起きておりました、そして結局その予約のコールセンター等が閉鎖をするというような騒ぎになっております。

実は、伊根町の町長さんというのは、私古くから知り合いでございます。津和野町にも視察にも来ていただいたことがあって、また今後どういう状況であったかというのは、お電話でも聞いてみようと思っているところでありますけれども、私にしてみると、そういう町外から批判のようなメールが、電話が殺到するというのは、ちょっと信じられ

ないような事態であります、実際そういうことが起きている。中には、「殺すぞ」というような脅迫的なものもあったというような状況であります。

私は、それと結びつけていくのは短絡的かもしれませんが、しかし津和野町が全国的にそういうようなセンセーショナルな取り上げ方をもし例えばされていくというようなことになると、全国からの反響というものがどういうふうな形になるのかというのは、また一方で想像があまりできませんし、心配もしていかなければならないというふうに思っています。

そういう中で、私としてはまずはやはりこのワクチン接種をやり遂げるということが、町民の皆さんのためにとっても大事なことでございます。もしいろんなこの全国から津和野へ注目が集って、またその賛否両方あるかもしれませんが、そんな中で例えばそのワクチン接種を中断しなければならないとか、そういうような事態になるということも、私は危機管理としては持つておく必要があるというふうに思っております。

ですから、今はワクチン接種に集中させていただきたいという回答を申し上げたのは、実はそういうような思いもあってということでありまして、なかなかの御説明、本当言葉を選んでちょっと今日もお話をしなきゃならないようなことかとは思っておりますが、真意が伝われば幸いですけれども、そういう観点から、今はとにかくワクチン接種を完遂するということに集中をさせていただきたいとことを、御理解を頂きたいというふうに思っております。町民のためにもですね。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 本当ワクチン接種第一でやられるということで、よろしく願いますということになるんですが、先ほどもワクチン接種を希望されない方もおられるという話が出ました。希望されない方、ワクチンを接種していない方に対する誹謗中傷も、またこれ出てくるかもしれないので、そういう点もちょっと気をつけていただけたらなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、津和野町の公共サイン整備について質問をさせていただきます。

公共サインと呼ばれるものは、一般的には案内看板とか案内標識などと呼ばれていますが、町の基盤施設など公共性の高い施設への誘導案内や情報を伝えるもので、地域における利用者の自由な行動の支援や、地域景観との調和、あるいは地域性を表現することが求められています。

津和野町でも、津和野町サイン計画が作成され誘導案内サインの設置が進んできました。統一的なデザインにより津和野らしさの表現、景観の向上が図られ、目的地へのスムーズな移動案内、誘導がなされています。

しかし、新庁舎の改修が終わり、5月10日より新庁舎での業務が行われているにも関わらず、本庁舎への移動案内・誘導は不十分で「本庁舎はどこにあるのか分かりにくいね」と尋ねられたこともあります。

景観へ十分配慮を行い、町外からの来訪者へも見つけやすいさらなるサイン整備が必要と考えます。

本庁舎周辺、図書館、かわべなど公共施設等への誘導案内サインの整備計画はあるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町公共サイン整備についてお答えをさせていただきます。

津和野町サイン計画は、既存の案内看板について、観光施設の建設時期や事業実施時期の違いなどにより、その都度整備されていたため、老朽化や統一的な表現がされていないなどの問題がありました。

そうした当時の状況の中、統一的なサインによる津和野らしさの表現・景観の向上、町内の複数の観光資源に関する回遊性の向上、活性化を目的に、平成24年3月に策定したところです。

この計画は、主として町外から訪れる観光客を対象にして、当時あった観光施設や文化施設への誘導を行うためのものでした。

そのため、その後整備された公共施設については、公共施設全体の計画としては盛り込まれておらず、施設等の誘導看板の設置については、それぞれの関係部署が必要に応じて対応している経緯もあって、新庁舎等の新たな施設については、改めて考えていく必要があると考えております。

今後、本庁舎周辺、図書館、かわべなどについて、一般の方に分かりやすい誘導看板を島根県、公安委員会、その他の関係者と協議して整備していきたいと考えます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 新しい図書館とかかわべなどは、かなり前にもう完成しているんですが、その案内看板はどうも見つけられずにいます。整備する必要があるとお答え頂いたんですが、どのぐらい先には完成するのか。

それから、同僚議員が以前に旭橋のところにあるゲートのような看板に、まだ日原町と書いてあるし、かなり錆もきているので、それを新しくするべきじゃないかというような質問をしたときに、「それは是非しなきゃいけない」というお返事をたしか頂いたと思うんですが、まだそのまんまあります。その看板は、187号線からの入り口もまだそのままじゃないですかね。その辺はいつきれいにされるのかお伺いします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） まず、商工観光課の管轄していますかわべについてでございますが、これについては、図書館のほうが併設をしてあります。日原地区の町並みに配慮しつつ、分かりやすい看板を整備していかなければいけないと考えておりますので、教育委員会と協議しながら、進めていきたいと考えます。

それと、国道187号線から入ったところと、9号線から旭橋に入るところのゲートの標識についてでございますが、確かに日原町というふうな表示が現在されていると認識しております。

これについても、そのままということでは、町並みに配慮できているかどうか、疑問の部分がありますので、地元の方と協議、お話を聞きながら今後考えていきたいと思えます。

以上のように考えています。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 合併してかなり年数がたっているのに、是非あのゲートの方は、まずもう今年中にでもというような勢いでやっていただきたいなと思えます。

それから、この本庁舎へ向かっていく道順が、その187号線のバス停から下りて、ここに下りてこれるということを知らない方もおられます。階段を使ってですが、ぐるっと回ってせせらぎの前のほうまで回って歩いてですよ、歩いて出てくるのには、それでないと本庁舎に來れないと思っておられる方も中にはおられるので、本当早く看板を出していただいて、スムーズなお年寄りが歩く距離が短くなるような看板を立てていただけたらなと思えます。

もちろん、町外から來られる方にも分かりやすくしていただけたらと思えます。ぜひ早くをお願いします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、9番、寺戸昌子君の質問を終わり、以上で一般質問を終結します。

---

○議長（沖田 守君） 本日の日程全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

午後2時53分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

令和3年 第6回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和3年6月9日（水曜日）

---

議事日程（第4号）

令和3年6月9日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 町長提出第66号議案 令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第3期）請負契約の締結について

日程第3 町長提出第67号議案 小型動力ポンプ付軽積載車の取得について

日程第4 町長提出第68号議案 令和3年度津和野町町営バス車両の取得について

日程第5 町長提出第69号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について

日程第6 町長提出第70号議案 鹿足郡事務組合理約の一部変更について

日程第7 町長提出第71号議案 津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日程第8 町長提出第72号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 町長提出第73号議案 令和3年度津和野町一般会計補正予算（第2号）

日程第10 町長提出第74号議案 令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 町長提出第75号議案 令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 町長提出第76号議案 令和3年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）

号)

日程第 13 町長提出第 77 号議案 令和 3 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 14 町長提出第 78 号議案 令和 3 年度日原診療所移転増築工事請負契約の締結について

日程第 15 町長提出第 79 号議案 日原診療所レントゲン設備の取得について

日程第 16 発委第 2 号 津和野町議会会議規則の一部改正について

日程第 17 発議第 2 号 コロナ禍における「生理の貧困」への支援を求める意見書 (案) の提出について

日程第 18 総務経済常任委員会の所管事務調査中間報告について

日程第 19 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 20 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 66 号議案 令和 2 年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事 (第 3 期) 請負契約の締結について

日程第 3 町長提出第 67 号議案 小型動力ポンプ付軽積載車の取得について

日程第 4 町長提出第 68 号議案 令和 3 年度津和野町町営バス車両の取得について

日程第 5 町長提出第 69 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について

日程第 6 町長提出第 70 号議案 鹿足郡事務組合同規約の一部変更について

日程第 7 町長提出第 71 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日程第 8 町長提出第 72 号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 9 町長提出第 73 号議案 令和 3 年度津和野町一般会計補正予算 (第 2 号)

日程第 10 町長提出第 74 号議案 令和 3 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 11 町長提出第 75 号議案 令和 3 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 12 町長提出第 76 号議案 令和 3 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 13 町長提出第 77 号議案 令和 3 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 14 町長提出第 78 号議案 令和 3 年度日原診療所移転増築工事請負契約の締結について

日程第 15 町長提出第 79 号議案 日原診療所レントゲン設備の取得について

日程第 16 発委第 2 号 津和野町議会会議規則の一部改正について

日程第 17 発議第 2 号 コロナ禍における「生理の貧困」への支援を求める意見書(案)の提出について

日程第 18 総務経済常任委員会の所管事務調査中間報告について

日程第 19 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 20 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

---

出席議員 (12 名)

1 番 草田 吉丸君

2 番 米澤 宏文君

3 番 川田 剛君

4 番 道信 俊昭君

5 番 板垣 敬司君

6 番 丁 泰仁君

7 番 御手洗 剛君

8 番 三浦 英治君

9 番 寺戸 昌子君

10 番 後山 幸次君

11 番 岡田 克也君

12 番 沖田 守君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 下森 博之君

副町長 ..... 島田 賢司君

教育長 ..... 世良 清美君

総務財政課長 ..... 岩本 要二君

税務住民課長 ..... 山本 慎吾君

つわの暮らし推進課長 ..... 宮内 秀和君

健康福祉課長 ..... 土井 泰一君

医療対策課長 ..... 清水 浩志君

農林課長 ..... 益井 仁志君

商工観光課長 ..... 堀 重樹君

環境生活課長 ..... 野田 裕一君

建設課長 ..... 安村 義夫君

教育次長 ..... 齋藤 道夫君

---

午前 9 時 00 分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから、4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、丁泰仁君、7番、御手洗剛君を指名します。

---

#### 日程第2. 議案第66号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第66号令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事(第3期)請負契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 説明があったはずなんです、再度お聞かせいただきたい。

入札は何社で落札率は何ぼであったか、そのことを1点。

それから、この工事は水平力分担装置をつけられるわけですね、ゴム支承をつけたりと。それから、落橋防止を10基つけられるわけですが、数量的にはゴム支承が12、水平力分担装置が6基、落橋防止が10基ですか、これで旭橋の工事が完成はすると思いますが、コロナの関係でこの部品が入ってくるのか、そのことはどういうふうにご考慮されるか。

この前もいろいろあったとき部品が入ってこないから工期延期をというような話がありましたが、今回はまだ10か月ありますので多分大丈夫とは思いますが、その点は確認をしておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） ただいまの御質問の件でございますが、まず入札につきましては、さきの5月24日に実施いたしまして2社の応札がございました。落札率につきましては98.26%でございます。

それと先ほどお話がございました、コロナ禍の中で資材の納入についての御質問でございますが、前回、2期工事におきましては急な緊急事態宣言等の影響により、工場製作品について遅れが生じておるということでなかなか資材が入りませんでした。そういったこともございまして、前回は工期延期をさせていただき、繰越しの承認をいただいで施工したところでございます。

現在、この第3期工事につきましては、前回の工場製品につきましても納入がありましたので、現時点では同様に納入ができるものではないかなあと考えているところですが、何分にも先日出札を行ったばかりで仮契約を締結したところですので、正直申し上げまして、その点については確認はいたしておりません。

ただし、本件につきまして今回御承認いただけましたら、施工業者を通じまして、その旨、早急に確認させたいと考えているところがございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） もう1点お聞かせいただきたいのですが、今日これが議決されましたら、今日は本契約になりますね。今まだ仮契約であるわけですが、既に看板等を設置されて片側通行とか調査をされておるようでございますが、これについてどのような指導をされておるのか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 看板の設置等についてお話がございましたが、2期工事につきましては6月いっぱいということで工期が今なっております。

それで、仮設の足場につきましては先日、撤去いたしました。それ以前に下に降りられなくなりますので、従前の――申し訳ございません。検査でございますが、支承等の落橋防止装置の検査を行ったところであります。

最終的な検査につきましては、最後に工事写真とかいろいろな書類等の提出がございますので、それをもちまして竣工検査を実施しようと思っております。ですので、その看板等につきましては、現時点での看板ではないかと思っております。

また、この工事につきましては全工事が6月末の工期となっております、今回の工事と重複する部分があるということでありますが、これにつきましては国が示しております管理技術者運用マニュアルというのがございます。そこで基本的には工期内の重複は認められないとなっておりますが、工事発注時における準備期間におきまして、その間は専任は要しないということで国のほうで規定がございますので、それに基づき議決いただきました後も工場製作等ありますので、すぐに現場にかかれないので専任とか、そういったものについては問題がないと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第66号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第66号令和2年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第3期）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第67号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第67号小型動力ポンプ付軽積載車の取得について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第67号小型動力ポンプ付軽積載車の取得については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4. 議案第68号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第68号令和3年度津和野町営バス車両の取得について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第68号令和3年度津和野町町営バス車両の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第69号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第69号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この辺地に係ることについて、議会広報の担当になりましたので、少しお聞きをいたします。

最初に、県営農地耕作条件改善事業、これからまた改良整備をされるわけですが、この整備をされる場所の面積と今、2反ぐらいの小区画ということになっておりますが、これを整備して一番大きい田んぼで大体どのぐらいの面積を予定されているのか、その辺についてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今、議員が御指摘の一番大きい田んぼの面積ということでございますが、大変申し訳ございませんが、その資料についてはただいま持ち合わせておりませんので、また確認の上、報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） よろしくお聞きいたします。

それから次の、町道野中線道路改良工事ですが、ちょっと私も勉強不足で申し訳ありませんが、財源内訳のところの特定財源、これについて説明をお願いします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 町道野中線道路改良事業に係る財源内訳の特定財源でございますが、社会資本総合整備交付金でございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） もう1点です。最後の町道滝谷1号線の改良工事ですが、これも全体事業費の変更と財源内訳が変わってきております。これも特定財源が0を1億円、一般財源は減額されて1億円ということになっておりますが、これも恐らく社会資本整備ということでしょうか。これはもう平成29年からやっておりますが、過去の部分もこういった特定財源が充てられるということになるのかどうか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） この町道滝谷1号線の道路改良事業、特定財源1億円を今回計上させていただいておりますけれども、これにつきましては地方創生の道整備負担金ということでございます。平成29年度から整備をしてきておりますけれども、全体事業費で2億1,400万円でございますが、工法等の変更によりまして2億円の事業費になりました。工法変更と併せまして、工期のほうも1年間延長させていただいたというところでございまして、全体的に見た中で事業費として今回1億円の道路整備負担金の交付があったという内容でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 戻りまして、奥ヶ野辺地の関係であります。これにつきましては、県営圃場整備を現在実施をされているというところでございますが、この工事内容、先般の説明では暗渠排水の必要があるからという話のように聞きましたが、このことをちょっと確認したいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） ただいま御質問がありました県営農地耕作条件改善事業でございますが、これにつきましては今、中山・長福地区、堤田地区等において、農業競争力強化農地整備事業による基盤整備を行っているところでございます。面的な整備につきましては、この事業で実施しておるところでございますが、施工した箇所におきましては湧水などの影響があった場合、先ほど議員お話がございましたとおり、暗渠排水等の設置が必要になってまいりますので、そういった工事を施工するものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 発言者に申し上げますが、マイクを使って大きな声で発声をお願いしたいと思います、こちらに入りませんので。どうぞ、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） はい。聞こえますか。そうした附帯事業といいますか、暗渠排水等につきましては、町対応ということで全てが整理されているかどうか、県営の関係の整備ではないというふうに理解してよろしいものでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） この事業につきましても文字どおり、県営農地耕作条件改善事業となっておりますので、県営事業でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） よろしゅうございますか。いいですか。御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 県営事業ではあるわけですね。町が行う事業ではないわけですね。

○議長（沖田 守君） 建設課長。マイクを使って。マイクに向かって。

○建設課長（安村 義夫君） はい。これにつきましては、県営で行う事業でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） いいですか、御手洗君。いいですか。

○議員（7番 御手洗 剛君） はい。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第69号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第69号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第70号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第70号鹿足郡事務組合同規約の一部変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第70号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第70号鹿足郡事務組合同規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第71号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第71号津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） すみません。これは印鑑が廃止という条例改正だと思うんですが、上位法からだと思うんですけれども、今、様々なところで押印の廃止が出てきておりますが、こういった一つ一つに条例改正が必要になってくるのは分かるんですけれども、全体として押印が必要なものと必要でないものがあると思います。

記憶をたどれば津和野町の関係になりますと、免許証の掲示ですとか印鑑が不要なものというのは結構あるように思うんですけれども、印鑑が必要なもの、不要なものというのが混在していると思うんですが、このすみ分けは今どのようにされているんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今回上程させていただきました固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、国・県のほうから準則といいますか、改正要綱が来ておりましたので、それに基づきまして今回提案をさせていただきました。

今、議員のほうから、ほかにもそういった様々な条例あるいは要綱、いろんなところでそういった押印不要の関係が出てくるんじゃないかということでございますけれども、それにつきましては現在、今からそういった部分の調査をしまっているという状況でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第71号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第71号津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8．議案第72号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第72号津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第72号津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第73号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第73号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 23ページ、総務費です。

○議長（沖田 守君） マイクを近づけてお願いします。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい。総務費、23ページ。津和野高校町営寮設計業務委託料400万4,000円です。このことと、それから負担金補助及び交付金で委託料、空家等対策推進事業委託料が550万円、この2件につきましてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） まず、404万円のほうでございますが、これは津和野高校の入学者に対する町営寮の建設のための設計業務委託でございます。

近年、津和野高校に入学する生徒が県外生が増えてきていることから、県営の県立つわぶき寮の定員72名がいっぱいである上、下宿先も今年度から新規で4件増やしておるところでございます。今、下宿先の大家さんは全部で7件ございますが、大家さんの高齢化もあり、町営寮の建設が急務であるということと判断をしたものでございます。

現在、県教育委員会等とあと益田県土木事務所等と協議しながら、この建設を図りたいものであります。その設計費として400万4,000円を計上しているものでございます。

もう1件の550万円の件でございますが、これは日原地区にある元縫製工場を解体するための設計費でございます。この設計費にて解体家屋の解体工事及び面積等が正確に積算されました後、今後、工事請負費として予算計上をしたいものでございます。

なお、この550万円のうち、2分の1は国の補助事業でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかに。米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 今の関連であります。津和野高校生の町営寮、この場所はどこでしょうか。それと部屋数、これは1部屋2人制。県の寮について、前のときは4人制であったと思うんですが、2人制が望ましいということはありませんが、このたびそれを解消するということでしょうか。

先ほど説明がありましたが、今は分散下宿しております、かなり。これを全部廃止してまとめるということでしょうか。

それから、危険空き家の件ですが、解体場所と、これは青田勝洋行ちよつとよう分らんのですが。あと、これはあそこやね、縫製工場で。（発言する者あり）これは所有者負担とかはあるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。課長、津和野地区の議員さんもおられるから、場所をもう少し丁寧に説明してください。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） はい。まず最初の町営寮のほうの寮の場所でございますが、津和野町鷺原のペンション津和野を想定しております。部屋数は11部屋、2人1部屋で、でも一つちよつと狭い部屋がございますので、21名の定員を予定しております。

分散リスクに関する考え方でございますが、議員おっしゃるように今、県営のつわぶき寮は定員4名でございますので、1部屋2人のような形で分散リスクを図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、危険家屋の解体場所でございますが、これは日原地区の高津川漁協がございまして、その近くに昔、縫製工場のクローネとっていましたが、そこにある建物でございます。それで、この解体工事費について、クローネさんはもう倒産してございまして本人負担等はないです。

以上です。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 21ページの本庁舎看板500万円ですが、これは正面玄関1か所と、裏側の国道から見えるところに老健のときはあったと思うんですが、さらにこれにLEDと電力消費の少ない照明をつけられるのか。

それとあとナビへの連絡、昨日、奥出雲町の議長と副議長がここに来られまして、永田歯科の前で聞かれました。津和野町役場はどこでしょうか。ここですよと言われて納得されてここに来られたんですが、恐らくナビで旧庁舎に行かれたと思うんですが。今からは、よそから来られる方はナビで来られる方が多いと思うんですが、そのナビのちよつとやり方というのがよう分かりませんが、変更する必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今回、補正予算で計上させていただいております本庁舎の工事請負費500万円は、本庁舎の看板設置工事ということで計上をさせていただいております。この内容につきましては、今、議員おっしゃいましたように、正面玄関の2階か3階部分に津和野町役場というような施設名を掲げていきたいと思っております。

それと併せまして、町道から役場に入るところがありますけれども、そこにも津和野町役場という標識と津和野町議会という標識を掲げてまいりたいと思います。看板につきましては、照明等については今現在考えてはおりませんけれども、その2か所にそういったものを設置していきたいというふうに考えています。

併せまして、施設周辺の町道沿いになりますけれども、ちょうど手すりさびているようなところもございますので、そういった部分の改修、それと187号線から下りる階段がございますが、その手すりもさびているという状況でございますので、そういった部分も修繕を図っていきたいというふうなことで、そういった経費を計上させていただいております。

それから、ナビの関係でございますが、以前、どこだったか忘れてましたが、その住所が変わるということで問合せがあつて5月10日、5月に入ってからというふうな返答はさせていただいておりますが、その辺につきましてはまたうちのほうもナビ上での表示の仕方、届出といいますか、連絡の仕方という部分についてはまた確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） さっきクローネの倒産のところがありましたけれど、倒産の場合は本人負担なしということを知ったんですが、破産の場合ですね。倒産の場合、会社の場合は倒産というのがしっかり出ますけれど、個人の場合、破産で破産管財人になっているという、そういうところはどのように考えておられますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） クローネさんが破産しておりまして、それで会社の——ちょっとこれは今度はしっかり確認してから後はあれですが、ちょっと今、私の記憶にあるところでございますと、クローネさんの持ち物を町に頂いて、それで町が今回、解体をするというふうな御理解で——クローネさん、倒産した会社自体は、そうした今回の解体に対する責任等は発生していないというふうに解釈しております。ただ、これはちょっと私の今の記憶が間違っていないかというふうな確認してきちんとお答えしたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。米澤宏文君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 25ページのサイクリングガイドツアー、いろいろと造成工事とか入っていますが、どういうことをするのか。この説明と45ページの農業

費、地域おこし協力隊起業支援補助金100万円ですが、これは昨日の町長答弁にありました、新商品作成バイヤー招聘事業補助金100万円ということで今後5年間続くのでしょうか。

それから、73ページの教育費、旧左鐙小学校改修、左鐙コミュニティセンター調査設計業務委託料572万円ですが、左鐙小学校、元左鐙——旧左鐙小学校はそれほど古くはないと思うんですが、これはどういうふうに改良される予定でしょうか。

○議長（沖田 守君） まず、商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 25ページのサイクリングガイドツアーもろもろのところでございます。これについては、令和2年度にサイクリングガイドツアーと、シェアサイクルの事業を2つほど実証実験をしたところでございます。

方法としましては、まずはサイクリングガイドツアーにつきましては、モニターツアーを実施したと。このモニターツアーの中で、8つのコースをつくったところがございます。この8つのコースにつきましては、自然・農村体験プログラム等の地域資源を活用したプログラムを作成したところがございます。

例えば、s o k o i k o ! サイクリングツアーというところがその8つの中の一つであります。これは何かといいますと、津和野百景図を利用して、そういった百景図のポイントを電動の自転車によって回るツアー、それから津和野地区、畑迫地区を中心としてフードハンティングツアーと。これはそういったところを回りながら、地域のそれぞれの農家さんのほうにお邪魔をして食材を頂きながら畑迫の病院のほうへ行きまして、みんなで調理して食べるといったようなツアーでございます。

また、ナイトサイクリングツアーとか、青野山ライド、バイクで行く山越えツアーとか、そういったような企画を作成したところがございます。

そのサイクリングツアーの8か所の作成と併せまして、シェアサイクルの事業を実証実験をしたところがございます。これについては旧町内、津和野地区の5か所、駅と津和野町役場、嘉楽園、森鷗外記念館、それと、なごみの里にポイントを作りまして、その間で自転車を——電動自転車になりますけれど、それを置いて、この中でスマホを利用して登録からお金の支払いまで一括管理をするという、プラスGPSで自転車の位置情報を把握するといった事業でございまして、こちらの実証実験を昨年10月から11月までの1か月間、こちらのほうでその期間の中においてしたところがございます。

その経験を下に令和3年度につきましては、今までは誘客多角化事業というところで行っていたわけですが、今度は総務省の地方創生の推進交付金を活用して、またさらに新しいツアーを造成すること、それとガイドの育成を行うことを考えております。

併せまして、シェアサイクルのほうでは、そのシェアサイクルの管理につきまして、先ほど申しましたように、携帯のスマホで全部管理できるように、それとあと自転車の位置情報をさらに管理できるようなシステムを構築するというふうなことをやっていきたいということで上程をさせていただきました。

以上です。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） そうしますと、45ページの農業振興費の一番下の地域おこし協力隊、起業支援補助金100万円の件でございます。

これは何かと申しますと、これまで地域おこし協力隊として農業の関係に関わっておって今いろいろと働いていただいた地域おこし協力隊の方がおるんですけれども、その方が3年で卒業をされました。これは4月末に卒業されたんですけれども、その方が起業する際にはこういった補助金が出るということがございまして、当然、津和野町に引き続いて住んでいただいて、今の予定では野菜の代理出荷をする予定だと聞いております。町内の農家さんの野菜を集めて、どこか市場なり、スーパーなりに卸すというような仕事をするというふうに聞いております。

今回、この議会にお認めいただいた際には、申請をしていただいて交付をするということになります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 73ページの調査設計業務委託料、左鐙コミセン、旧左鐙小学校の設計業務の関係ですけれども、現在、左鐙地区の方とお話をしておりまして、その跡地の利用としましてリースクールの場所、またキャンプですとか農業体験あるいは映画上映、それからクライミングウォールの設置等々の計画を出しております。

実際に今現在、先ほど議員さん言われましたように、旧左鐙小学校につきましては、校舎としてはそれほど古くはないんですけれども、用途が学校施設となっております。これがキャンプのように外を使われる分には問題ないんですけれども、建物を使って不特定多数の人が入ってくるという場合には、この学校施設という用途を変更する必要がありますので、その辺りのことにつきまして、目的とその用途変更がまた可能かどうかということも併せて調査設計を行うものでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） まず、21ページの総務財産管理費の中のアスベスト含有調査委託料34万7,000円が出ておりますけれども、この委託先と、どこを調査、どの建物を調査するのか、お聞かせください。

それと37ページの児童福祉総務費の工事請負費、日原保育園の2億9,700万円が出ております。これが歳入では、15ページの民生費で過疎対策事業債を使うことになっております。同額の2億9,700万円になっておりますけれども、民間の場合、保育所等施設整備事業の補助金というのは、国が2分の1、町が4分の1、事業者が4分の1というふうな形になっておるんですけれども、これを全額、児童福祉施設整備事業として過疎対策事業債を充てる、その理由をお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） まず、21ページの財産管理費の委託料でございます。アスベスト含有調査委託料ということで計上させていただいております。

この内容につきましては、今年度、津和野庁舎増築棟を建設してまいりますが、その建設場所に今、安全協会の方が事務室で使っている建物がございます。それにつきましては、今後、増築棟を建設していく中で解体ということになりますので、そういった建物に対するアスベストの含有調査をしてまいるというところでございます。

これ以外にも津和野庁舎裏側にあります職員寮、そういった部分のアスベストの含有調査もしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、委託先につきましては今、実施設計をお願いさせていただいております河田設計士のほうをお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 日原保育園の建設工事費についてであります。

通常の民間の保育園が保育園舎を建設される場合は、議員おっしゃられるとおりの国庫補助があるということになりますが、今回は——本来でありますと、日原保育園は町営で行っておりまして50年たつというところで、直営でずうっと行ってきて建て替へも視野に入れて考えていたところを昨年度から民営化したというところでありまして、園舎につきましては、そのときの移管先の法人の公募の条件としまして、例えば園舎を移管してすぐに建て替えて、その法人がお金を払うというようなことであれば多分、受入先はまずないであろうということも含めて、直営でやっても恐らくこの時期には当然、町としても建て替へが必要であるという判断の中で、公募の条件の中に園舎の建て替へは町で行いますということ盛り込みまして今回、移管先の公募をしたところであります。それにつわの清流会のほうが了解をしたということで昨年度から移管をし、運営をしていただいておりますということが経過でございますので、今回は町のほうが全額持って建て替へるということになっております。

○議長（沖田 守君） 板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） その今の保育園のことですけれども、事業費の割に設計管理委託料というのが16万円ですかいね、16万5,000円。極めて少ないようにも感じますが、この理由というか、当初予算でそういう面もあったのかもしれませんが、設計管理委託料の16万5,000円の内容についてお聞かせいただきたい。

それから、その項目の下のほうに低所得者に対する子育て世帯に対することで特別給付金が395万円ですか、予算化されていますけれど、これの本町における対象者と、何人ぐらいおられて1人当たりどの程度が給付されるのかということをお教えいただきたいと思っております。



震工事を含めて今の建物を使って改修した場合、一部は増築もございませけれども、その場合は1億7,300万円という数字をお出ししておると思います。

これもまた新築した場合には2億8,500万円ということで前回お話をしておりますけれども、このうち今の耐震に係る工事費というのが3,850万円ぐらいかかるのではないかと見込まれておりますので、実際に今の建物を耐震工事をした上で改修をしたほうがよいのか、例えば別に建てたほうがよいのかということが実際に教育委員会としても決めかねておるところがございませるので、今回、改めてこの基本設計計画の中で、その辺りを客観的に見ていただいて判断をしていただこうということで今回、基本計画の策定業務というものを上げております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 23ページの高校の寮のことについてなんですが、町営で寮をされるということで建物について今、予算をとということなんですが、その先、建物が建ってからの運営方法とかはもう決まっているのでしょうか。調理員さんが行ったりとか、いろいろ大変なことがあると思うんですが、その辺の目処はついてるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 運営方法については、県のみなし料のような形で、県からの補助金を頂きながら運営することを今のところ想定して、県の教育委員会と協議中でございます。

なお、議員おっしゃるような調理員ですとか、そうした人力的な体制については、また今後の協議になるかというふうに考えております。まだ今のところは具体的なものはございませせん。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 2点ありまして、1点目が地域おこし協力隊に対する100万円のお金ですけれども、起業をしたという言い方をされているんですけど、起業の定義がよく分からないんですよ。というのは普通、私が考えるのは、起業というのは会社をつくって登記する、登記をした時点でというのと、それからもう1つは、個人事業主ですと税務署に申告、ちゃんと届出をするというのが大体普通のパターンなんですけれども、そのほかにあるんですかいね。あとは商工会に入りなさいとか何とか等々あるんですけど、その辺りが1点。

もう1つ、51ページの商工費のところなんですけれども、これの400万円、地域商業云々、これは具体的にどこのことですか。どこの……。お店だろうと思うんですけども。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 先ほど申しました地域おこし協力隊の卒業後の起業という言い方をしましたけれども、その定義というのが恐らく個人事業主でやられるんだらうと思っておりまして、その登記がどうなるとか具体的なところまで私もちょっと調べておりませんで、またその辺は後日、御報告させていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 地域商業活性化支援補助金の具体的なところであると思いますが、まずは町内において開店計画を有する起業者及び個人に対することということで、ただいま相談を受けるなりしているところもありますので、個別についてはここで上げてよろしいのかどうかということはあると思いますが、その辺りを含めまして、ちょっと検討させてもらったところですが。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ホルンじゃないでしょう。これは前の当初予算でついておったような400万円ちゅうのが、あまりにもびたっと数字が一緒なので、あれっと思って。たしか当初予算でついておったので、これはまた改めてこれで出たんかなあと。あそこは前回も何かやると言うって、やめたりとか何とかかんとかしておるんですけれども、これはどうなんですか。（発言する者あり）

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。マイクをよう近づけてのう。

○商工観光課長（堀 重樹君） 失礼しました。お待たせしました。

対象者、対象と考えているのは、地ビールの運営をされようとしている方と、それと上領茶園さんです。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） はっきり言ってほしい。でも別にどうちゅうことはない。高津醸造所のことですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。大きい声ではっきり。

○商工観光課長（堀 重樹君） はい。町内で営まれる方、村上さんという方が今から始めたいということで、今どういったような補助を使われるかということも含めましてお話をしている段階でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） ちょっと戻りますが、23ページの津和野高校町営寮設計の関連ですが、ペンション津和野ということで、以前、栗本格齋さんのお孫さんから町へ無償提供のお話があったと思いますが、そのとき大型車両というか、大きい車が入らんということでお断りになられたということを知っております。

この前、一般質問では川丁入り口、救急車が入りにくいということで考えてほしいということを質問したんですが、その大きい車が入らんからちょっとということを知っていましたが、その点は解消しておるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 議員おっしゃるように、以前、栗本さんからお申入れいただいた——3年前でございますか、そのときには、そういう道路に消防車両が入らないということで道路の幅員の問題があったというふうに伺っております。

その後、今回のペンション津和野でやろうということに際して、益田県土木事務所等と協議をしておるところです。当時の協議録も残っております、そのときは議員おっしゃるように、その道路の幅員の問題が引っかかっておったようです。

その後県で今、協議をしていただいております、これは消防法というより県条例のほうにも引っかかるということで、その消防法に伴う県道・町道ですが、幅員が4メートルに満たない場合は別途、退避場所があればよいというただし書がございます、その面積が確保できるという見通しが現在のところついております。

ただ、議員がおっしゃるように、県から最終的なオーケーというか、まだ協議中でございます、そこら辺も最終的に協議が整えば、このペンション津和野の改修に取りかかれるというふうに御理解いただければと思います。

○議長（沖田 守君） 米澤君、質問回数は自分で分かっていますか。何回目ですか。

○議員（2番 米澤 宥文君） 分かっています。

○議長（沖田 守君） 一応、3回ということになっておりますので。

ほかにありますか。寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 61ページにカントリーパークの施設改修工事費685万円が出ていて、それでもう1つ、73ページに日原特定公園多目的体育館、多分、池村の体育館だと思うんですが、そこへクライミングウォールの施設設置工事費1,183万6,000円が出ているので関連があるのかどうかというのと、あとそのクライミングウォールというのはあれでいいのかな、よじ登っていく……。すみません、言葉が出ない。あれと同じなのかなというのと、町内に何か所だったか、もう一度教えて——予定があるのが何か所だったか教えていただけたら。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） まず、今、御質問がございました61ページの公園費に関する御質問ですが、これはシルクウェイにちはらの対岸にあります特定公園、日原カントリーパークというところがございます。その広場のグラウンドの上に芝生広場というのがございまして、そこで既設のターザンロープ等がございすけれど、それが破損等により機能していない状況でありますので、遊具等の更新を検討する業務とそれの概算の工事費を計上させていただいているものでございまして、先ほどのお話ございましたクライミングウォールとはまた別のものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 73ページの工事請負費のスポーツクライミング施設の整備につきましては、今の体育館のところの中にボルダリング壁、これは今、想定して

おりますのが、高さが4メートルの長さが10メートル程度というものと、あとリードといいまして、これは上に登る形のものになるんですけれども、これの高さが8メートルで幅が3メートルというものの設置を計画しております。

あと現在、既に契約が終わってこれから工事に入ろうとしておりますのが、津和野中学校のプールの隣に建物がございましてけれども、その中にここも長さ15メートルで、あと高さがここは3メートルから4メートルとちょっと場所によって変わる壁になりますけれども、中学校生等が使うといったものを設置する予定で、あと旧木部中学校の体育館のほうに7メートル掛ける3メートルというボルダリングの壁を設置する計画でおります。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 併せて今回、予算を上げております日原保育園、この遊戯室の中に、いわゆる子供用のボルダリングの壁を設置しようということを考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 44ページ、農業振興費の農林業施設等災害復旧事業の補助金の関係であります。900万円少し上がっておりますが、これは1月の豪雪のときの被害と思いますが、この場所とこれの補助率、それから地元負担金というのがどれぐらいこれは必要になるのかなということ。

それから、対象者がおられるか分かりませんが、農業共済の中に加入しておられる人がおった場合に、この補助事業との関係はどうなるのかなと思うんですが、その2点が分かれば。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 農業施設等災害復旧事業補助金でございますが、先ほど議員おっしゃるとおり、1月の豪雪の際の農業施設、ハウスとかというのが倒壊したなどの被害に遭った方を対象に出す補助金でございます。

これにつきましては、3分の1が県費、3分の1が町費、残り3分の1が地元負担という構成になっておりまして、今、予定としては補助金の対象者がこれはまだ今のところ見積り段階ですのであれですけれども、6人の方を対象として金額をはじいております。これは最終的な金額ではちょっとないもので、また金額が変わるかも分かりませんが、一応、今のところ6人を予定しております。

場所ですけれども、場所は名賀、それから左鏡、それから笹山といったところを構成にちょっと人数の枠もありますけれども、そういったような構成になります。

それから、農業共済との関係ですけれども、そこら辺までは大変申し訳ありません、詳しく調べておりませんが、ただ、補助金につきましても、そういったような形で県費の補助金あるいは町の補助金がありますので、そのところは次からはじかれるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） すみません。21ページ、先ほど本庁舎の看板のことについてちょっと質問をするか迷ったんですが、せっかくの機会なので。もし、議長、沿わなければ発言をやめたいと思うんですけども。

手すりの補修を行うとか、本来でしたら本庁舎を建てる際にやるべきだったところが、やはり気づいたということで修復を行うところだと思うんですが、入り口の駐車場、ちょうど福祉車両が止まれるところがあると思うんですけども、屋根がないんですよね。

どういうことかといいますと、こういった晴れたときには車の乗降はいいんですけども、雨の降っているときに——確かに玄関のすぐそばに駐車場は設置されていますけれども、車椅子を降ろすとか、身体に障がいのある方があそこで乗降をする際、雨が降ったり、風が強い中、やはり屋根がないというのはどうかなと。ちょうど私、横に止めさせていただいているんですけども、非常に日差しも強いですし、風が強いとき、雨が強いとき、もう玄関先で降りればいいかもしれないんですけども、介助をする方は車を止めに行かないといけないと。

そういったときに今、道の駅シルクウェイにちはらのトイレの前にポーチができて乗降がしやすくなりました。ああいった形を取られるべきだと、せめて新しくなった本庁舎の入り口ですので、そういったおもてなしがあってもいいのかなと思いましたが、ここで発言をさせていただきます。回答についてはよろしいです。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長、せっかくの発言ですから回答してください。

○総務財政課長（岩本 要二君） 議員、いわゆる本庁舎の玄関前という……。（「駐車スペースです」と呼ぶ者あり）駐車スペース、福祉車両。（「玄関出て右側、2台か3台止めるところがあるんです」と呼ぶ者あり）桜の木のへりになるんですかね。（発言する者あり）はい。あそこに（発言する者あり）車椅子のマークがありますよね。今の東棟の前になるんですかね。（「いや。正面玄関を出てすぐ右です。ですから、出納室の駐車場の」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。車椅子のマーク、はい。分かりました。

あの場所にカーポートみたいなものをするということですね、はい。ちょっとその辺につきましては、また検討させていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） すみません、関連ですが。今のところの関係ですけど、車両用の駐車場、ちゃんと区画がしてありますけれど、中には自転車とかで来られる方がおられると思うんですが、そういったスペースが決められた場所がないんじゃないかなあというふうに思いますが、その点もできれば検討してみたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、草田議員から言われた点は、ほかの方からもそういった御意見をいただいたこともございます。今の川田議員の件と併せましてちょっと検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 45ページの農業振興費の委託料について、お尋ねをいたします。

桑園・養蚕推進事業委託料30万8,000円が計上してありますが、桑園の場所・面積はどのくらいあるのか、また管理状況についてどうなっているのか、お尋ねをいたします。

それともう1点、67ページの教育費であります。この350万円が計上してありますが、木部小学校のプール改修工事の監理業務委託料、津中のプールの解体業務監理委託料と思われませんが、両方ともこれは一緒に監理業務をさせられるんでしょうか。同じ設計士がやられるんか、工事費が1本で出ておるので。工事名は2つあるんですが、そのこのところはどうぞでございますか。

○議長（沖田 守君） まず、農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 45ページの桑園・養蚕の事業委託料でございますが、この委託料につきましては、基本的には冬虫夏草の関係で今、にちはら総研さんのほうが頑張っておられますけれども、それを町として幾らかバックアップしていかないかんといいたようなところもございまして、実は前々からお願いをしておりました京都工芸繊維大学の生田先生のこれは顧問委託料でございます。したがって、今後は顧問契約を結びまして、この委託料での金額で今後、冬虫夏草を中心とした養蚕も含めた相談をさせていただき、町として相談をさせていただくということでございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 教育諸費の委託料、監理業務の委託料につきましては、議員さんおっしゃられますように、木部小学校のプールの改修と津中のプールの解体でございます。この契約につきましては、設計の業者さん、設計された方に監理のほうもお願いをすることになろうかと思っております。（発言する者あり）

まだ今からですけれども、一応、別々にすることになるというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 課長さん、大変すみませんが、もう一回、桑園の場所、どこにこの桑園場所があるんか。それで、面積がその桑園場所はどのくらいあるんか、その管理状態がどういうふうになっておるんかをもう1回お尋ねします。

○議長（沖田 守君） 農林課長、今あなたが答弁された委託料と今、後山議員が質問されたことは、委託料は阿部弁理士に対してでしょう。後山さんは、この桑園の場所と、その管理状況をお聞きなっておるんだから。農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 大変失礼しました。桑園の場所につきましては、今、私が知っているのは、今の（発言する者あり）脇本と瀧元の川の向こうのクリーンパルのところになりますけれども、そこの辺の場所は知っております。面積につきましては、大変申し訳ありません。今、資料を持ち合わせておりませんので、面積につきましては分かりませんので、また後で御報告します。

それから、管理方法につきましては今、集落支援員を1名、にちはら総研さんのほうでお願いをして、その方が中心として桑園の管理あるいは冬虫夏草の分も含めまして1名の方がされておるといところでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第73号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間ほど休憩をしたいと思います。10時27分からであります。  
午前10時17分休憩

.....  
午前10時27分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

---

#### 日程第10. 議案第74号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第74号令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第74号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第74号令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11．議案第75号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第75号令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第75号令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12．議案第76号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第76号令和3年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第76号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第76号令和3年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第77号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第77号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第77号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第77号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14. 議案第78号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第78号令和3年度日原診療所移転増築工事請負契約の締結についてを議題とします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加で提案をいたします案件は、契約案件2件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第78号でございますが、令和3年度日原診療所移転増築工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第78号について御説明いたします。

令和3年度日原診療所移転増築工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、令和3年度日原診療所移転増築工事でございます。

契約の方法でございますが、一般競争入札による契約でございます。

入札業者は3者ございまして、6月3日に執行しましたところで、落札率につきましては93.36%でございます。

契約の金額につきましては5,120万5,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税は465万5,000円でございます。

契約の工期につきましては、津和野町議会の議決のあった日の翌日から令和3年11月30日の間でございます。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町瀧元58番地1、氏名、株式会社日成建設、代表取締役、坂崎和義でございます。

裏面に資料1としまして、仮契約書の写しを添付しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

次に、参考資料1の1を御覧ください。配置図となります。

役場本庁舎から町道通岩土井敷線を挟んだ向かい、日原駐在所の前になります。既設の発熱外来施設を増設し、日原診療所として移転増築するものでございます。木造平屋建て、増築部分の面積は約170平米となります。

次に、参考資料1の2を御覧ください。平面図となります。

図面上部が町道側となります。増設部分に検査室、レントゲン室、医師室を配置し、また訪問看護ステーションにつきましても、現日原診療所より診療所内に移転し、日原地域における医療拠点とすることを目指しております。

次に、参考資料1の3を御覧ください。立面図でございます。

上より役場職員駐車場側から、次に町道側からの立面図となっております。

なお、本工事の仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき何らの手続をすることなく、本契約となるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） ちょっと聞き漏らしたんですが、入札業者は何者であったか、それをお聞きかせいただきたいことと、この工事も坂崎、日成建設さんが取られておりますが、これは今バイオマス工事で両方やられることになってますが、主任技術者届、現場代理人届等がどのようになっておるか、また後日でございますが、お示しいただきたいと思っております。

それと今、あそこの駐車場を舗装されましたが、なぜ舗装を先にされたのか。先に建物を建てて、それから舗装されりゃあ建物の隅まで舗装できると思うんですが、建築さ

れても大変やりづらいような気がするんですが、なぜこれが先に舗装されて建物が後になったか、その経緯が分かればお聞きかせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） まず、入札業者ですけれども、3者応札がございました。

それと舗装の関係でございますけれども、今回、工事をするというところと役場職員駐車場として舗装されるということにつきまして、総務財政課のほうと協議をさせていただきましたが、やはり職員駐車場として整備することを先に行いたいという御意見がございましたので、一応、今回工事する場所以外についての舗装のほうにつきましては実施を行うということで先に工事が行われたというところでございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、医療対策課長が答弁をさせていただいておりますが、医療対策課と協議をいたしまして、この診療所の建築に当たる部分については、舗装の対象外としてそのエリアは今残っているという状況にありますので、一応、協議してこういうふうに進めているというところは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第78号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第78号令和3年度日原診療所移転増築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第79号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第79号日原診療所レントゲン設備の取得についてを議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第79号でございますか、日原診療所レントゲン設備の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第79号について御説明いたします。

日原診療所レントゲン設備の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、日原診療所レントゲン設備の売買契約でございます。日原地域で唯一の医療機関である日原診療所においても、レントゲン等の検査が可能となり、機能強化を図るため整備するものでございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。

指名業者は2者で、6月3日に執行いたしまして、落札率につきましては73.26%でございます。

契約の金額につきましては902万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は82万円でございます。

納入期限でございますが、令和3年11月30日を期限としております。

契約の相手方は、住所、島根県出雲市大津朝倉3の7、朝倉テナント1階、氏名、コニカミノルタジャパン株式会社、ヘルスケアカンパニー山陰営業所長、新村和弘でございます。

裏面に資料1といたしまして、仮契約書の写しを添付しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

納入場所につきましては、島根県鹿足郡津和野町枕瀬975番地1に、新たに移転増築いたします日原診療所内でございます。なお、本物品売買の仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき何らの手続をすることなく、本契約となるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） このたびX線の撮影装置1基902万円でございますが、これは撮影装置と当然、レントゲンやCT装置などを設置する場合は鉛等の放射線を防御する設備が必要だと思っておりますが、これはただ単に撮影装置のみなのか——コニカミノルタでございますので、撮影装置は分かりますが、その撮影装置に係る周辺の鉛とか放射線の漏えいの設備も含んでいるのかどうか、その点はどういうふうにされていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 本工事契約につきましては、シールド工事を含んでおります。工事契約は902万円のうち約346万5,000円がシールド工事で、レントゲン設備につきましては555万5,000円となっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第79号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第79号日原診療所レントゲン設備の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16．発委第2号

○議長（沖田 守君） 日程第16、発委第2号津和野町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

これより、本案件については議会運営委員長より、提案理由の趣旨説明を求めたいと思います。後山幸次君、どうぞ。

○議会運営委員会委員長（後山 幸次君） それでは、発委第2号について御説明をいたします。

津和野町議会会議規則の一部を改正する規則について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び津和野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由であります。津和野町議会議場において、電子表決システム導入後の運用開始に当たり、津和野町議会会議規則の一部を改正するものであります。

新旧対照表の2ページを御覧いただきたいと思っております。

第85条の次に、第85の2条文（押しボタンによる表決）として、1条を追加します。

第81条第2項において、議長が起立者の多少を認定しがたいときは、紙による投票用紙に切り替えて行うことができることに加え、押しボタンの表決ができること及び同条第3項において、紙による投票に係る規定を一部準用することを追加いたします。

同条第4項においては、賛否の結果について、モニターへの表示だけでは会議録として残らないことから、会議録には賛否の氏名を掲載することを明記し、関連として新旧対照表3ページを御覧ください。

第124条（14号）を括弧書きにして、押しボタンによる表決を取った場合も含むを追加します。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから質疑を終結し、これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、発委第2号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発委第2号津和野町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 発議第2号

○議長（沖田 守君） 日程第17、発議第2号コロナ禍における「生理の貧困」への支援を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

これより、本案件について、提出議員より趣旨説明を求めます。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、コロナ禍における「生理の貧困」への支援を求める意見書（案）の提出について、趣旨説明を行います。

経済的な理由などから、生理用品を入手することが困難な状態にある「生理の貧困」が日本でも急速に広がっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、パートやアルバイトの収入の減少や解雇等により経済的な困窮が急速に進んでいる状況で特に女性への影響が深刻であり、生理用品を買えない、利用できない、生理に関する教育にアクセスできないことなどが大きな問題になっています。個人差はありますが、女性の生理は生涯に400回以上、8年分もの日数を経験するともいわれております。生理用品に係る費用は月1,000円と計算しても総額で50万円近くになり、重い経済負担となっております。

20代の会社員・学生で構成する任意団体「みんなの生理」が行ったアンケート調査によれば、金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した若者が20.1%、生理用品でないものを使ったが27.1%、交換する頻度・回数を減らしたが37%との結果が出ております。

女性が生きていく上で生理用品は欠かせないにもかかわらず、食費を捻出するため、ナプキンを交換せずに使い続けたり、トイレットペーパーで代用したりする人もいるとのことであります。また、ネグレクトにより、保護者から生理用品を買ってもらえない子供がいるとの指摘もあります。衛生上の問題だけではなく、女性の尊厳の問題であります。

世界的にコロナ禍が続く中で、2020年11月にはスコットランドが生理用品を無償化したり、今年2月にはフランスが全学生に生理用品を無償で提供したりしております。また、イギリス政府は生理用品への購入を非課税に、ドイツでは税率を大幅に引き上げております。世界的にも生理の貧困への対策が進んでおります。

群馬県では、5月から全ての県立学校などで生理用ナプキンの無償提供を始められました。中国地方でも、先進的な取組をしておられる倉敷・鳥取・米子の3市の自治体は無償配布などの支援を始め、鳥取県は補助制度を新設し、市町村の無償配布の取組を後押しする方針であります。

なお、この意見書（案）を作成した後に報道がありました隣接自治体の山口市では6月上旬より、山口市内の市立の全小中学校のトイレに生理用ナプキンを配備することが報道されました。来年3月まで50校に予算30万円で配備することが報道されております。山口市の渡辺市長は、子供から訴えにくい問題であり、安心して学べる環境づくりに取り組みたいと述べておられます。

生理の貧困、生理用品の配布などを支援・検討している自治体は255自治体に上り、現在、全国各地でこの取組が進められております。よって、下記のとおり、我が国においても、貧困やネグレクトなどの理由により生理用品が十分に使えず、健康な生活が脅かされることがないように、児童生徒をはじめ、全ての女性が生涯にわたって健康で衛生的な生活を保障されるための支援を行うべきであると考えます。

なお、具体的な支援の要望の事項であります。

1、生理用品が必要だが、利用できない方に無償配布する体制整備と地方自治体への財政支援を行うこと。

2、小中学校施設において生理用品等の常備配置・無償配布を行うための体制整備、地方自治体への財政支援を行うこと。

3、高校施設において生理用品等の常備配置・無償配布を行うこと。

4、養護教諭や保健師等、生理や心身の悩みを気兼ねなく相談できる環境整備を行うこと。

5、生理用品への軽減税率の適用を行うこと。

6、住民税非課税世帯等の低所得者への生理用品購入費や生理に係る通院費等の補助制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

そういうものであります。なお、意見書提出先につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 2点ほど質問いたします。

まず、町内でこういう対象の事例というか、困っているという声があるのかどうか、というのが1点。

それと先ほど255の自治体が配布実施をしているというのも、これも先月の28日に内閣府の男女共同参画局が調査結果で明らかにしていることなんですけれども、このコロナ禍の渦中であって国も島根県も対応していると思います。

ジェンダー平等の視点から、この意見書は必要があるとは思いますが、補助金制度の措置もある中で意見書として国や県に提出するのは、津和野町議会にとっていかなものかなと考えざるを得ません。むしろ津和野町に対して要望書を出して、実際にもう全国で各自治体が行っているもの、遅いかもしれませんが、これを検討するほうがよいのではないかなと思いますが、この点どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 町内で対象の事例があるのかということですが、これは先ほどの山口市長のその発言でもありましたが、そういうことをやはり公に出して言いにくいという状況もありますし、そういうこと自体がやはり現在問題になっておることであると思うわけでありまして。

それは現在、具体的な一人一人にお聞きするというよりも、みんなの生理をはじめ、皆様方がこの調査アンケートをした中で、5人に1人がその生理の貧困ということを経験しておるということを述べておられるわけでありまして。町内でも、決して生理の貧困がないという状況ではないと思いますが、それをやはり表に出しづらいという状況であると思います。

なお、2点目の質問であります。255自治体の調査であります。国も県も取り組んでおることではありますが、今回、島根県議会の中でもこの問題を取り上げていかれるということでもあります。

こうして市町村のその中でも、県とともに、そして国とともに連携しながら、この問題を進めていくことがより生理の貧困に悩まれる、そういう方々の後押しになるということを考えますので、この意見書をもって、また国と県と連携しながらより整備を進め、生理の貧困に対して対応をしていきたいと考えるものであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 唯一の女性の立場として、賛成討論をさせていただきたいと思います。

私が若い頃は生理のタブーということで、もう生理のことに関しては男性の前で、こうやって公にしゃべることすら恥ずかしいという時代が続いてきました。

今、生理の貧困ということでコロナ禍において、やっところ表面に出てきた、女性として生理に関していろんな苦勞をしてきたことを明らかにできる、話しても恥ずかしくないという時代になってきました。しかし、生理用品を買うに当たって若いお母さん方は、コロナ禍になる前からもう子供のためのおやつのお金のほうが大事で、私が我慢して生理用品を少しでも少なく使おうとか、そういう考えを持っておられる方もかなりおられました。

また、トイレットペーパーというのは、トイレにあってすぐに使えて、こう皆さん使われて体をきれいに清潔に保つことができるんですけど、生理用品を持っていないと、そこでやはり女性は困るわけです。汚れたものをそのまま我慢をしてつけ続けるということになります。ましてや小学校、中学校の子が持ってくるのを忘れたということもあります。そういうときにトイレに無料で誰にも断らずに置いてあるというのは、すごく子供にとっても、生理に今ちょうどなっているという期間のそのブルーなイメージを少しでも改善していける方向になると思います。

そして、先ほどの質問で、町内に生理の貧困で困っている女性はいるのかと言われたんですが、聞くのがなかなか難しい、本当に調査をするのにどこから調査をしていこうかと。

私も調査をしようと思ったんですが、学校の養護の先生に聞いてみようかということで、お一人にお聞きしましたが、なかなかその辺は子供も表面に表しづらい、貸してくださいと言って取りに来る子はおるけれど、買うことができないというところまではしゃべらないという、そういうお話をお一人からお聞きしました。やはりトイレットペーパーのように、トイレに行ったときに気軽に誰にも断ることなく使うことができるという環境を整えていってほしいと思います。

それから、新日本婦人の会の方が松江市に、こういう生理の貧困について要望が出されたときに松江市では、そちらのほうに力を入れるよりも、トイレが和式トイレのままなので、学校のトイレは。そっちを改善していくほうに力をまずは入れたいということで、なかなか意見を取り入れてもらえなかったというお話を聞いています。やはりこういう意見書を我が津和野町から出していただいて、女性の今までブルーになっていたところを改善していけるように意見書を出していただければと思います。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 反対討論はしまいと書いていたんですが、以前、大分昔ですけども、父子家庭でやはり年頃の女の子を持ち育てている方から相談を受けて、やっぱりこういう下着を含め買いに行くのがつらいというのも随分、過去に聞いたことがあります。当然、質問のとき言ったように、ジェンダー平等の視点から、こういったことはすごく大切なこととは思いますが。

ただ、意見書で補助制度がもうできている、またその中には相談に対するものも含まれているんですね。じゃけん、そういったことが明らかになって対応するかを考えてから、それ以上のものを意見書を出したほうがよっぽど効果的であるし、今、国や県に出しても、これでやっていますよで終わりじゃないかと。むしろ、この津和野町がどういふふうな対応をするか、という部分を要望していったほうがよいのではないかと私は思います。

じゃけん、意見書を上げるというのが、先ほども言っていましたけれども、島根県議会は確かに検討しておりますし、今回も補正が出ているようです、この件に関して。じゃけん、その推移を見守るべきだと思いますし、やっぱりこういう意見書というのはタイミングもあると思うんですね。前回、3月議会でするか、推移を見てまた出すかとか。ただ、タイミング的にも、この6月ではないかと私は思いますので、反対といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、三浦議員がおっしゃられたように、国の制度、県の制度の中でタイミングというのにも確かにそうだなあというふうにも思うんですけども、実を申しますと、この意見書の案が提出されるタイミングで町民の方から同じような相談を受けました。たまたまタイミングが、その方はこのことを知らなかったんですけども、やはりその性に関することをもっときちんとやりたいんだと。ついでに、この生理用品が今、全国で言われているんだけど、津和野町の状況はどうなっているんだと。町民がこういった声を上げるには、どうやったら町に届くんだという相談でした。

たまたま、この意見書の案が出るということを知っておりましたので、その方にはこれまでの経緯、こういったものが出るんだという話もさせていただきました。やはりその方が言うには、生理の貧困が実際にどうなっているかという調査の方法がないけれども、実際に親御さんがコロナによって収入が減っているという情報ですとか、ひとり親世帯でなくても共働きであっても貧困になっているんだという状況、これを踏まえたときにやはりこの性の問題というのは非常に言いにくいところがあると。せめて全国で広がっている、この生理用品の支援、これはするべきではないかという声でした。

これを実際に行うのが国なのか県なのか、果たして町なのか、これは分かりませんが、国、県の支援、それが出来上がった暁には町担当がきちんと対応していただけるものと期待をしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） いろいろ意見があるところでございますが、私は賛成の立場で討論したいと思います。

最近、特に新聞紙上、この新型コロナウイルスの関連で収入が減少しておるといふようなことの中で、その実態を踏まえまして5月の19日でありましたが、先ほどありましたように、全国自治体で255がそのことを訴えておると。また、そのことに関しても島根県では今のところ、対応型を含めての決議といたしますか、そういったことは0であると。5月の19日でございますが、そういった実態でございますので、私はぜひ必要であるというふうに賛成をしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、発議第2号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、発議第2号コロナ禍における「生理的貧困」への支援を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。したがって、意見書の案を消して、岡田君、一部追加説明をされましたが、この案のとおりでいいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）案を消して、関係機関に津和野町議会の意見書として提出をさせていただきます。

---

#### 日程第18．総務経済常任委員会の所管事務調査中間報告について

○議長（沖田 守君） 日程第18、総務経済常任委員会の所管事務調査中間報告についてを議題とします。

総務経済常任委員会委員長から、所管事務調査について中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りをいたします。本件について申出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、総務経済常任委員会の所管事務調査中間報告を受けることに決定をいたしました。

委員長の発言を許します。草田吉丸君。自席から。委員長報告は前から。ごめんなさい、失礼しました。町長答弁席からお願いします。

○総務経済常任委員会委員長（草田 吉丸君） それでは、総務経済常任委員会から所管事務調査報告、中間報告をさせていただきます。

令和3年第3回の3月定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第47条第2項の規定に基づき報告をいたします。

調査事件であります。入札及び請負契約に関する事項について。

調査目的、現状を調査し、議会活動に資するため。

調査方法、机上調査及び現地調査。

調査の経過でございますが、第1回は5月19日に行っております。午前9時から本庁舎委員会室におきまして、出席者、総務経済常任委員会6名、農林課課長補佐、山下泰三、主任主事、桑原正勝。

調査の内容でございますが、原木チップヤード建設工事について机上調査を行っております。

それから、同日9時30分から、原木チップヤード建設工事現場で調査をしております。総務経済常任委員会6名、農林課課長補佐、山下泰三、主任主事、桑原正勝、日成建設建築工務主任、山沢芳久。

調査内容でございますが、原木チップヤード建設工事現場の状況についてと併せまして、発注者・設計監理者・請負業者の3者連絡協議の経過について現地調査をしております。

同日、10時30分から本庁舎委員会室におきまして、総務経済常任委員会6名、総務財政課長、岩本要二、課長補佐、岸田道治。

調査内容でございますが、入札及び請負契約に関する事項の机上調査を行っております。

中間報告でございますが、引き続き、原木チップヤード建設工事を一例として取り上げ、津和野町の入札及び請負契約の状況についてを調査する。

令和3年6月9日、津和野町議会議長、沖田守様。総務経済常任委員会委員長、草田吉丸。

以上であります。

○議長（沖田 守君） これから、委員長に対する質疑をしたいと思っております。ありませんか。ございませんか。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

委員長、御苦勞でありました。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査、中間報告を終了させていただきます。

---

## 日程第19. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第19、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。板垣敬司君。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 所管事務調査報告書。令和2年第9回12月定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第47条第2項の規定に基づき報告いたします。

- 1、調査事項、介護福祉事業の統合に向けて現状と課題について。
- 2、調査目的、現状を調査して議会活動に資するため。
- 3、調査方法、机上調査及び現地調査。
- 4、調査の経過、1回から2回、3回、4回と、都度この期間において4回行っております。

場所・出席者は、御覧いただきたいと思います。

続いて、調査概要でございます。

第7期の津和野町老人保健福祉・介護事業の計対比をいただきましたもので、その中で介護事業費として実績があがったものを抜粋して羅列しております。上段が実績、下段が計画となっております。

表の説明は割愛をいたします。

ただ、2つの事業所が、この計画期間中に通所介護から地域密着型の通所介護という制度に移行したために、計画に対する実績が大きく差が生じておりますが、そのようなことでございます。

第7期津和野町老人保健福祉・介護事業の計対比によれば、通所介護（デイサービス）、施設介護のショートステイ、福祉施設（特別養護老人ホーム）、保健施設（老健施設）のいずれも需要の伸びが期待できない状況にあります。

つわの福祉会、にちはら福祉会、橘井堂「せせらぎ」における現状について、介護人材の確保が最大の課題となっております。

建物・施設の老朽化による更新も、法人での対応は極めて厳しい状況であります。

橘井堂「せせらぎ」では、介護従事者の給与、福利厚生で、他の介護事業所との格差是正を検討されておられます。

令和2年11月9日から11月12日にかけて、医療対策課、健康福祉課合同で町社会福祉協議会、つわの福祉会、にちはら福祉会へのヒアリングを実施しております。

現時点で、3法人とも、統廃合に向けての具体的な検討はなされておられません。

津和野町介護施設の将来像事業計画として、策定に至るまでの工程が医療対策課より、下記のとおり示されました。

策定スケジュールとしまして、(1) 外部環境の分析、外部環境資料の収集と分析を4月から5月にかけて行います。

(2) 内部環境の分析として、内部環境調査資料の収集と分析を6月から7月。

(3) として、課題の抽出。(1)と(2)の並行作業を6月から10月の間に行い、事業者へのヒアリング及び施設の調査、関係機関との打合せを随時行うこととしておられます。

(4) として、事業計画の策定を10月から12月にかけて策定作業に入られます。

2つ目として、調査・分析事項といたしまして、(1) 外部環境の分析として、ニーズ調査と推計、人口推計と高齢化の状況。各地区別の高齢化率、独居高齢者の推移。要介護高齢者の生活環境の変化。必要な介護施設の規模・種類。

(2) として、内部環境の分析として各施設提供資料からの推計として、事業者が提供するサービスの現状と推移。施設利用者の状況、経営状況、人員体制。

(3) として、課題の抽出。今後、求められる経営の効率化に向けた取組。施設整備の現況調査、介護施設の将来像。

その後、事業計画書の策定に入られます。

計画書につきましては、1として、はじめに。2として、津和野町の介護の現状と課題。その中において、津和野町の介護の需要について、2つ目として、津和野町の介護の供給状況について。

3番目として、それらの調査結果と方向性の検討を行い、調査結果のまとめ、方向性について、最終的に施設ごとの採算性のシミュレーションに入られます。

最後に、津和野町における今後の医療・介護・福祉の展開についてということで計画が策定される手順となっております。

このような中で、最後に調査意見書として、1つ、「津和野町介護施設の将来像」事業計画の策定作業を早急に進められたい。

2つ目として、第8期老人保健福祉・介護事業計画に則り、地域包括ケアシステムの構築に、なお一層の努力をされたい。

最後のページは、町内における登録事業所、さらに介護提供サービスの一覧表でございます。

令和3年6月9日。津和野町議会議長、沖田守様。文教民生常任委員会委員長、板垣敬司。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) ありがとうございます。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

委員長、御苦勞でありました。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第20. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（沖田 守君） 日程第20、各委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

委員会	目的	事項	期限
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	入札及び請負契約に関する事項について	9月定例会まで
文教民生	〃	社会教育施設（旧第2庁舎）及び文化施設の整備・活用計画について	9月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会の運営に関する事項	9月定例会まで

お諮りをいたします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程、全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第6回津和野町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞でありました。

午前11時21分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員